

澤

188.82
9

188.82-189ウ
1200500728302



始



澤

庵

88.82

9

188.82-189ウ



1200500728302



340 ✓



991
57

188.82
I.89

序

明年は澤庵和尚の三百年忌に相當する。和尚を開山とする品川の東海寺では、今年の四月繰上げてその遠忌法要を修するさうである。その子院の一つにして、同じく澤庵和尚を開祖とするわが禪庵に於いても、記念法要を営まねばならぬのであるが、悲しいかな、禪庵にはその實力がない。だからと云つて、何もせずには済まされぬと思つてゐるところへ、さいはひ書肆から依頼されたのがこの著述である。

私はこの著述を機會に、引きつづき他に一二種、澤庵和尚に關する小著を試み、和尚の三百年忌を記念したいと思ふ。さしあたり、この『澤庵』は記念著述の第一をなすもの、その第二は、『劍禪一味の精神』と題するラヂオ新書、その第三は『澤庵の人と思想』と題する單行本で、順次刊行の豫定である。

祖師の遠忌を記念する著述に「澤庵」といふ呼び捨ての題名は、敬意を失する誹を免れぬであらうが、それは書肆から宛てがはれた題名で已むを得ない。題名ばかりでなく、本文の中にも往敬稱を省略したところがあるが、これも文章の調子の上で勢ひ已むを得なかつたのであつて、

ix. 31
7-1

ix. 31

祖師に對する著者の敬意の足らぬためではない。

本書は澤庵和尚の傳記の一たる『萬松祖錄』に據つて書いた。『萬松祖錄』は沼田藩士工藤行廣が、弘化元年、和尚の二百年忌の記念の著にして、同藩主土岐侯の菩提所たる我が禪庵に納めたものである。今その原本の所在は詳にしないが、澤庵に因縁のある書であるのと、二百年忌の記念圖書であるのと、この二つの理由で、特にこの『祖錄』を基礎として執筆し、以て三百年忌を記念することにした。

本書は、只和尚の全貌を描寫することに止め、その思想の方面は『澤庵の人と思想』に譲り、その思想の中、特に劍禪一致の思想に關しては『劍禪一味の精神』に譲ることにした。そしてこの三著を以て三百年忌を記念し、祖師に對する酬恩の微衷をあらはすことにした。そしてこれが自分に適當した報恩業であると考へるのである。

昭和十八年三月十一日

春雨禪庵に於て 著 者

目 次

一 傳説の國但馬	一
二 傳説の國と人	二
三 生誕と奇瑞	三
四 佛 因 禪 縁	五
五 淨土門から禪門へ	七
六 大徳寺董甫に參ず	九
七 紫野の法窟	二一
八 北派と南派	二三
九 春屋と澤庵	二五

一〇	名聞主義と枯淡主義	七
一一	泉南の古佛一凍紹滴	七
一二	堺の學僧文西	二〇
一三	最後の修行	三三
一四	古鏡澤庵を印可す	二四
一五	伶牙利舌漢！眞跨竈兒！	二六
一六	奉勅入寺	二六
一七	開堂法語	三〇
一八	詠歌大概音義と大燈國師年譜	三五
一九	寺院の復興と慈善事業	三七
二〇	五山十刹法度と大徳・妙心法度	四一
二一	金地院崇傳の野望	四九

二二	南宗寺中興	五二
二三	松岳の墨蹟偽造事件	五四
二四	山林閑居と風流	五六
二五	理氣差別論を著す	五九
二六	大徳寺法難	六三
二七	大徳寺法度に對する抗辯	六六
二八	澤庵の主張要點	七五
二九	幕府の處置	八一
三〇	羽州上ノ山に流罪	八五
三一	流され行く澤庵の心境	八七
三二	書信に見えたる配所の生活	八九
三三	慰問品を人に分かつ	九五

三四	温泉あつて一段よき所	四
三五	土岐山城守の自得記と澤庵の庭園記	一〇一
三六	謫居の感想文と和歌	一〇五
三七	政治論、上中下三字説	一〇八
三八	謫居の一樂松島遊覽	一〇九
三九	秀忠薨去と流罪赦免	一一一
四〇	鎌倉遊覽記と澤庵	一一四
四一	皇室と禪	一二〇
四二	柳生但馬守と不動智神妙録	一二三
四三	家光と澤庵の意氣投合	一二九
四四	大燈國師三百年忌に晴れの上洛	一三四
四五	大徳寺遠忌と鹿苑日録	一三六

四六	投淵軒より檢束庵へ	一三九
四七	群鶴の祥瑞を稱ふるの記	一四〇
四八	家光將軍の厚遇ぶり	一四四
四九	澤庵一人のための茶會	一四八
五〇	澤庵の法話に時を忘るゝ將軍	一五一
五一	品川に新寺建立の議	一五五
五二	品川御殿山の茶會	一六二
五三	將軍の懇情が何よりの迷惑	一六五
五四	將軍の厚遇に對する澤庵の苦衷	一六九
五五	仙洞御所に原人論進講	一七一
五六	東海寺落慶入寺	一七三
五七	澤庵漬の饗應	一七六

五八	法度事件の解決	一七八
五九	品川問答と澤庵の意見	一八二
六〇	接客と登城に多忙な日日	一八七
六一	小堀遠州と萬年石	一九二
六二	名月の釣立室	一九三
六三	妙解寺の額と燈籠	一九六
六四	最後の旅	二〇〇
六五	讀書執筆が何よりの休養	二〇二
六六	宗門に對する絶望	二〇三
六七	終焉をかざる一圓相	二〇六
年表		二〇九

澤庵

傳説の國但馬

伊藤康安著



皇國の神典日本書紀によると、垂仁天皇の三年に新羅の王子天ノ日槍が、日本の國に聖の帝い
ますと聞いて歸化し來り、氣心に合へる所を求めて所々巡視の末に、住處を定めたのが但馬國で
あるといふことである。そしてその時、天ノ日槍の將來した七つの寶物の中に、羽太玉、足高玉、
出石小刀、出石梓、日鏡などいふものがあり、これらを神物として但馬國に藏めたといふことで
あるが、但馬國の出石の地名は、この出石小刀、出石梓から出たものであらう。この神寶の名に
因める出石こそ澤庵の播籃であつたのである。

傳説の國と人

但馬國は中世以來山名氏の領地であつた。その山名の一族の中で最も名高いのは應仁の亂を起した山名宗全で、その頃は所領十一ヶ國に及び日本六十六州の六分の一を占めて威を中國に振つたのであるが、その宗全五代の孫に山名祐豊がある。祐豊は天正年中に出石に城を築き、これまた勢を一時に振つたが、天正八年豊臣秀吉に攻められて城中に歿し、その子氏政は出奔し、山名氏は亡びたのである。祐豊は入道して宗詮と號し、禪門の歸依者であつたが、その宗詮に仕へて令名があつたのが秋庭能登守綱典で、澤庵の父なのである。

澤庵和尚の生れたのは、山名の亡びる八年前の天正元年十二月朔日であつた。その出生については不思議な傳説がある。澤庵和尚の父の綱典はまことに信心深い人で、久しい以前から一寸八分の青銅の佛像を秘藏し、常に持佛として拜んでゐた。或る時、主君の命をうけて他國に旅立ち、しばらく家を明けた事があつたが、留守を預るその妻は、亂世の事とて夫秘藏の佛像を失つてはならぬと思ひ、毎夜肌身を離さずこれを懷にして寝についた。すると程なく懷妊し、かくて生れたのが澤庵であるといふのである。

生誕と奇瑞

昔から祖師高僧と云はれる人々の生誕には、これに類した不思議な話が云ひ傳へられてをり、いづれも後の人の深い信仰の心から描き出された一つの幻想でもあらうけれども、だからと云つて無視してしまへない神秘的な味はひのあるものである。恰も、文章上にいふところの誇張法が他から見るといかにも不自然に見えながら、それを書いた人からいふと、さういふ誇張した言ひ方をしなければ、その場合満足出来なかつたので、つまり他から不自然に見えることも本人にとつては主觀的に自然なのである。それと同じやうに、高僧聖者に對する信者の信心渴仰の氣持はその出生に何等かの神秘性を持たせたく思ふのであらう。高僧の傳記にはいくらかもさういふ例を見出すのである。

梅尾の明恵上人といへば、梅尾や宇治へ茶の木を植ゑて、日本をして茶の輸出國たらしむるその基礎を成した人として誰れも知つてをり、また戒律の衰へた鎌倉時代に、西大寺叡尊や建仁寺榮西や泉涌寺俊芿などと共に戒律の復興を唱へて自らその範を垂れ、また華嚴の學匠であると共に熱心な禪の行者でもあり、執權泰時を化導してその人物を玉成した大人格でもあり、我國精神

文化史上に逸することの出来ぬ存在であるが、その傳記を見ると、父は高倉院の武者所出仕の武士、母は藤原宗重の女である。この両親は、吾が後世を助かるほどの子が欲しいと思つて、父は嵯峨の法輪寺に、母は六角堂の觀音にそれ〴〵祈誓をこめた。

當初、父重國法輪寺に常に參詣して子息を祈請す。或る夜の夢に、童子一人來て告て云く、「汝が請ふ所の子を與へん」とて、一の針を以て右の耳を刺すと見る。又母、六角堂の觀音に詣で、日を経て堂を遠る事萬遍、其間、普門品を誦す。(中略) 承安元年孟夏上旬のころ堂前に坐して眠る。夢に人來て金菓一顆を與ふ、是を取て懷に入ると見る。其後幾ならずして懷妊す。同三年癸巳正月八日辰尅、日出の時に誕生す。(明惠上人傳記)

これは靈夢を感じて妊つた例であるが、次に、道元禪師の場合を見よう。道元は、土御門天皇正治二年庚申正月二日、久我内大臣通親卿の子として生れた。

母懷妊の時、空中有聲、告曰「此兒五百年以來、無齊肩者大聖人なるべし。今倭國に正法を興隆せんが爲めに生る」と。(建誓記)

これは夢想ではなくして奇瑞である。も一つ日蓮上人の例を見よう。日蓮は、後堀河院、貞應元年二月十六日、安房國東條小湊に生れた。父は遠江の國主、貫名の某が次男重忠である。當時、故あつて遠州から安房國小湊の浦に流れ來つて、漁夫となつてゐた。

「母は清原氏なり。つねに朝日をねんじゆす。日天むねをてらすと夢に見給ひてはらめり。」

(註書讀)

懷妊に關する靈夢奇瑞の例は、傳教大師にもあり、弘法大師にもあり、その他天竺震旦の高僧貴僧たちにも少なくない。澤庵和尚の場合は、それがやゝ態とらしく感じられないでもないが、これが佛教傳記の一特色と見てよいと思ふ。

佛因禪緣

さういふわけで、佛緣の深き子であるといふところから、父の綱典は、澤庵が七歳の時その土地の宗鏡寺といふ寺に連れて行き、住職の周嶽西堂に會ひ、この子が十歳になつたら、出家させるから弟子にして貰ひたいと頼んだ。周嶽もそれを承諾した。

宗鏡寺といふのは、山名家代々の菩提寺で、開山は東福寺の大道一以禪師、開基は、陸奥守山名氏清である。氏清の法名宗鏡寺殿を以て寺名としたのである。開山の大道一以は聖一派の尊宿で、東福寺の二十八世を嗣ぎ、のち南禪寺に住してその三十一世を嗣いだ五山衆の頭目、應安三年に寂してゐる。また周嶽西堂は、宗鏡寺の塔頭正受院に居つて本寺を管理してゐた關係で、澤

庵の父綱典と懇意の間柄であつたであらう。西堂といふのは、京鎌倉の五山のみにある禪僧の職名で、大徳寺妙心寺にはないのであるから、この周嶽といふ僧が五山系統の僧で、而も宗鏡寺の開山の關係からすると東福寺派の僧であつたに違ひない。聖一國師一流の禪が山陰の武將山名一族の歸依によつてこの地方に教線を張つてゐたことを思ふと、禪宗分布の一斑を察知することが出来る。

太守の山名宗詮は、綱典がその一子を出家させるといふことを聞いてひどく喜び、その出家がまだ三年も先きの事であるのに、早くも得度式のことまでいろ／＼心配し、その時には京都の東福寺から惟杏永哲禪師を迎へて授戒の師にしようといふやうなことで考へて、我が事のやうに楽しんでゐたのであつたが、その翌年の天正八年には、信長の軍を率ゐて秀吉が但馬に攻め入り出石城を陥れ、宗詮は城と運命を共にした。この變亂のために澤庵の出家問題は一頓挫をきたしたが、こゝにまた、但馬濟船山の唱念寺といふ浄土宗の寺に、衆譽上人といふ住持が居り、綱典の一子の非凡なるを見て、乞うて我が弟子となし、名を春翁と稱して念佛門の業を習はしめた。それは澤庵和尚の十歳の時であつた。

浄土門から禪門へ

澤庵和尚の家は、その祖秋庭伊賀守入道岩松が、信州善光寺如來を信仰し、阿彌陀佛の像を刻んで出石の入佐山の麓に安置し、一寺を建立して如來寺と稱して以來、代々浄土宗の信者であつた。澤庵和尚の弟子入りしたのは、唱念寺ではなくしてこの如來寺であるといふ説さへあるほどで、浄土宗には深い因縁があるのであつたが、少年僧の春翁はその浄土の宗旨にあきたらず、十四歳の年に禪に志し唱念寺を出てしまつた。

浄土宗といふのは雜修雜行をすて、ひたすら彌陀の名號を唱へ、阿彌陀如來の攝取の光明につつまれて、死後極樂浄土に往生することを願ふ所謂一向專修の念佛、他力易行の法門で、主として一般の民衆の間に信じられた、どちらかといふと通俗平易な宗教であつた。唱念寺といひ、如來寺といふ寺の名がよくこの宗の性格をあらはしてゐる。聰明にして向上の意氣に燃える少年澤庵には、この向下的な平凡な浄土の宗門が性に合はなかつたものと見える。唱念寺を出た少年澤庵は宗鏡寺の塔頭勝福寺に入り、希先西堂の弟子となつた。さきの周嶽にしても、この希先にしても、何れも自坊に居りながら宗鏡寺を董してゐたので、これによつて見ると宗鏡寺が輪住制

の寺格の高い寺であつたことが解る。宗鏡寺の寺號が開基山名氏清の法號であることは前に述べたが、この宗鏡といふ語は宋の永明智覺禪師の著『宗鏡錄』の「宗鏡」を取つたものと思はれる。そしてこの『宗鏡錄』は東福寺派に於いて最も重んじた祖錄であるから、東福寺の大道一以禪師がこれを取つて開基の法號とし、更に寺號としたものと思はれる。

かくて宗鏡寺に弟子入りした少年澤庵は希先西堂から戒法を授かり、春翁といふ名を秀喜と改め、禪僧としての第一歩を踏み出した。希先西堂は周嶽西堂と同じく五山派の僧で、五山派の中でも宗鏡寺の關係からすると東福寺派の僧であつたことはいふまでもなく、本寺に出世して長老とはならなかつたから、五山衆の中に名を列してはゐないが、五山派の僧であるからには儒學詩文の素養は十分であつたらうし、それに傳記によると、妙心寺の龜年禪輪禪師について關山國師一流の宗旨を學んだといふことであるから、禪儒雙修の聖一國師の法流と、臨濟の正宗たる關山國師の法流とを併せ傳へた相當偉い禪僧であつたと思はれる。かういふ人を師としたことは少年澤庵にとつてまことに幸福であつたといはねばならない。

こゝで偶然にも聖一國師の禪と關山國師の禪とが對蹠的に出て來たから、序ながら一言して置くが、聖一國師圓爾辯圓は天福元年に入宋し、徑山の無準禪師の法を傳へて歸朝し、禪を弘めると共に密を説き儒を説いた。關白道家は聖一國師に歸依して一寺を建立して東福寺と名づけた。

但馬の宗鏡寺は當時この東福寺の末寺であつたのである。これに對して關山派といふのは、紫野の系統で、所謂松源一流の禪である。松源の一流とは碧巖錄で名高い圓悟克勤から四代目に當る密庵咸傑の法嗣松源崇岳の流派で、虛堂智愚——本朝の大應國師——大燈國師——關山國師とつづく臨濟禪の正系である。聖一派が他の五山と同様に、禪と儒の二本立てであり、後には禪より儒に重きが置かれ、五山が學問の淵藪となり、五山文學が興つたのに對し、關山派即ち大應、大燈關山の一派は文學に遊ぶことなく、純粹に正法を護持し、眞風を相續して來たのである。この聖一派の學問禪と關山派の正法禪とを兼ね修めた希先西堂は、少年澤庵にとつてはまたとなきよい師匠であつたに違ひない。

大徳寺董甫に參ず

しかるに、好事魔多しの譬に漏れず、澤庵十九の年に希先はこの世を去つてしまつた。少年澤庵はいつしか十九の年を迎へて青年僧となつた。その間に禪道佛法の何たるかを知り、禪の修行には善知識を訪ねて江湖に遍歴し、撥草參玄の必要なることを知つた澤庵は、希先の遷化を機としていよいよ、一衣一鉢、行雲流水の途に上るべき心構へをした。ところが、幸なことには、そ

の翌年の文祿元年に京都紫野大徳寺の長老、董甫宗仲禪師が、國守の請聘に應じて但馬に來たり、宗鏡寺に錫を留めることになつた。其の時の國守は山名の亡んだ後に封ぜられた前野但馬守長泰で、天正十三年に出石に入城した。長泰は勸進帳安宅の關で有名な富樫介の末孫で、秀衡に仕へて代々奥州の前野の地に居つたが、長泰の時に信長に召し出され、次いで秀吉に隨ひ、軍功によつてこの地に封ぜられたのである。山名が東福寺の大道一以禪師を請じて禪によつて自己修養の道を講じたと同様に、新國守長泰も道を聞き法を求めんがために大徳寺の董甫禪師を請じたものと見える。かくの如く、當時の武將は身を修め國を治めるために、佛道に歸依し傑れた禪僧に道を聞いたのである。特に大徳寺の僧を招いたのは、長泰の主君信長、秀吉が大徳寺と深い法縁があつたためであらう。董甫は大徳寺春屋國師の法嗣で、春屋に次いで大徳寺に住した知識であつたので、青年僧澤庵はこゝに始めて董甫禪師に參禪し、本格的な坐禪の修行に入つた。參禪者の指導接待は、董甫のやうに禪の修行を完成して、長老となつた禪僧でなければ出來ぬことで、希先西堂にはその資格がなかつたわけである。故に希先は澤庵に禪僧としての基礎的訓練を與へたに過ぎなかつたであらうが、董甫は更に進んで本格的な禪道修行の指導を與へたものと思はれる。但馬に留ること三年にして董甫は京都に歸ることになつたが、澤庵も伴はれて京に上り、大徳寺の頭塔三玄院に掛塔し、更めて春屋國師に參禪することになつた。春屋は當時紫野の第一人者で

三玄の丈室に端居して大寶圓鑑國師の勅號にかゞやき、一世に重きをなしてゐた。その輪下には已に玉室、江月等の龍象が居り、そこに澤庵が加はつて紫野の佛法の將來は多幸に見えた。春屋國師の爐軸に入つた澤庵は諱を宗彭と改め、大徳寺派の禪士として修行に精進して行つた。

紫野の法窟

その頃の大徳寺は開山大燈國師の創立以來、すでに二百五十年を經過してゐた。大燈國師が畏くも後醍醐天皇の御歸依を蒙つて京都紫野に大徳寺を開き、本朝無雙禪苑の御宸翰を賜はり、無上の光榮に浴して以來、法燈聯綿、徹翁義亨——言外宗忠——華叟宗曇を経て一休和尚に到つて法燈一段と耀き、一休宗純を祖とする一休派、陽峰宗韶を祖とする關東派、東溪宗牧を祖とする南派、古嶽宗亘を祖とする北派等の四派を生じ、北派は大聖國師古嶽宗亘の塔所たる大饗院を本庵としてその下に三玄院、大光院、高桐院等多數の塔頭を従へ、南派は東溪の祖たる龍源庵を本庵として養徳院、瑞峯院、天瑞寺、黃梅院、正受院等多數の塔中を従へ、龍寶山大徳寺の伽藍を中心としてその北と南とにあつて互に祖風を競つてゐた。澤庵が但馬から董甫につれられて大徳寺に上つて、初めて掛錫したのが北派の三玄院であつたことは前に云つた通りである。關東派と

いふのは龍泉菴を本庵とし、その祖陽峰の系統の以天宗清が北條早雲の歸依をうけて關東に降り、早雲歿後その子氏綱が箱根に早雲寺を建て以て開山とした。その法系を嗣いだ明叟宗普は江戸に廣徳寺を開いて紫野の法幢を關東に進めたので、この一派を關東派といふのである。澤庵が後年江戸に出て來た時、しばらく投宿したのはこの廣徳寺であつた。

一休派の祖一休禪師は早くその教線を泉州堺に張り、その地の豪商尾和四郎左衛門宗臨の歸依をうけ、その後援によつて、應仁の大亂で焼失した大徳寺を復興し、またその發願によつて、大徳寺内に眞珠庵を營み、その他茶祖珠光、俳祖宗鑑等に禪的感化を與へることによつて紫野の禪法を民衆の間に流布せしめた。

北派と南派

これらの四派の中でも特に勢のあつたのは南派と北派とで、一休派は後には南派に屬し、關東派は後に北派に屬し、大徳寺の子院は結局南派と北派とに別れ、これが後年紫衣事件の時にも兩派の對立を見た所以である。その兩派の中でも特に勢力のあつたのは北派であつて、それは北派の祖大聖國師の法系から多くの名僧が輩出し、各地に法幢を立て宗旨を弘めたに因るのである。

そしてその地方は主に泉州の堺であつた。その頃の堺は、九州の博多と同じく南蠻貿易の要港として、經濟の中心であると共に、文化の中心でもあり、堺衆と稱するその地の富豪連は、茶湯や和歌や連歌に好いた數寄者であると共に、禪門に出入して坐禪の修行にいそしむ熱心な求道者でもあつた。そしてその接得指導に任じたのが大徳門下の諸禪徳、殊に北派の人々であつた。

北派の祖大聖國師古嶽宗亘は、堺に庵を結んで南宗庵と稱し、その法嗣普通國師大林宗套は三好長慶の歸依をうけ、南宗庵を擴張して大禪苑となし南宗寺と名づけた。この南宗寺が澤庵に深い關係を持つことになるのである。古嶽は畏くも後柏原天皇より、禪師號を賜はり、後奈良天皇より國師號を賜はり、剩へ「朕一人の師のみにあらず、天下の模範なり」といふ畏い御宸翰をさへ賜つた名僧であり、普通國師大林宗套もまた師に劣らぬ傑物であつて、畏くも、後奈良天皇より禪師號を賜はり、正親町天皇より國師號を賜り、嘗て清涼殿に召されて、至尊の御下間に奉答して叡感に預つた。また普通國師に參禪して悟道に徹した堺の茶人に武野紹鷗があり、谷宗臨があり、北向道陳がある。宗臨は堺の富豪にして和歌連歌を能くし、茶の湯に好き、劍道馬術にも達してゐたといはれ、また道陳は紹鷗歿後、茶道の師範に推された堺の革屋で富豪であつた。

紹鷗と道陳とから茶の湯の法を受けてこれを大成したのは、同じく堺の人千利休であるが、利休もまた普通國師について禪を學び、後大徳寺古溪禪師に參禪すること三十年にしてその蘊奥を

極め、茶道の大家となつた。茶道に於いて利休と名を等しくした津田宗久は、澤庵和尚の師事した大徳寺三玄院の圓鑑國師春屋宗園に參じ、宗久の子の江月は春屋の法嗣で澤庵と並び稱せられる人である。

かやうに、堺の地に對する大徳寺北派の進出はすばらしいもので、堺と茶道と大徳寺、この三つが巴、鼎の關係に於いて紫野の佛法を盛ならしめたのである。紫野の佛法、即ち大徳寺の禪に參じたものは、これらの茶人富豪の徒のみでなく、織田信長も普通國師の法嗣笑嶺宗訴に問法し道號を求め、元龜三年には大宮郷の田地十九町を寄附し、天正元年には永く課役を免ずる書卷を交附した。同十年に信長が明智光秀のために弑せらるゝや、その臣秀吉は大徳寺内に新に總見院を建ててその遺骨を葬り、笑嶺和尚に請うて下炬の式を擧げた。太閤秀吉また、笑嶺・玉仲・古溪・竹濶・玉甫、等の諸禪師について宗門の事を問ひ、政務の餘暇是等の諸師と方外の交りを結び、一千五百石の田地を追増し、天瑞寺を大徳寺内に建立した。

また近衛關白信尹も春屋・古溪の兩師と方外の交を爲し、後春屋に參禪して弟子となつた。春屋に參じた人には石田三成あり、黒田長政あり、淺野幸長あり、茶人古田織部助重能あり、三成は江州佐和山に瑞岳寺を建て、長政は父如水のために本山に龍光院を建て、春屋國師を祖とした。また細川幽齋は古溪に參禪し、その子三齋は古溪及び玉甫に參じ、玉甫のために高桐院を建てた。

玉甫は幽齋の俗弟にして三齋の叔父である。

春屋と澤庵

かくの如く、紫野の佛法興隆のさ中に青年僧澤庵は大徳寺に修行に來たのである。而して最初にその師と仰いだのは當時大徳寺佛法の第一人者を以て目されてゐた三玄院春屋（圓鑑國師）であつた。澤庵はこの春屋について専心禪の修行をすると共に、大徳寺山内に在る諸老宿の門を叩いて請益をした。當時大徳山内には、大光院に古溪あり、總見院に玉甫あり、參間に事缺くことはなかつた。しかし、この紫野佛法興隆の蔭に衰退の兆が見えてゐた。大徳一門の高僧達はそれぞれ權勢に近づき富豪に護られ、豪華な生活に我が世の春を誇ひつゝあつた。その随一ともいふべきは圓鑑國師春屋宗園その人であつた。それに反して、その弟子の澤庵は貧困にして朝夕にも事缺く事多く、參禪の餘暇筆耕などして纔の錢を得、いさゝかの油を買つてかすかの燈火を點じて讀書するといふ苦學ぶりであつた。

石田三成が江州佐和山に瑞嶽寺を草創したのは慶長四年であつた。その開堂供養に招かれた春屋は八月二十三日に江州に赴き、董甫と澤庵とが隨行した。供養が終ると、春屋は董甫にこの寺

を任して京都に歸り、澤庵は董甫と共にこゝに止ることになつた。すると、その翌年、關ヶ原の合戦が興り、石田が敗けて秀秋が佐和山城に乗込んで來たので、澤庵は董甫を促して瑞嶽寺を出て京に歸り、また大徳寺内の三玄院に止宿した。貧困は益々つゝのるばかり。

さうかうしてゐる中に、翌六年の四月に董甫宗仲和尚が亡くなつた。董甫は春屋の法嗣で大徳寺に出世はしたが、別に一寺を創立するといふこともなく、春屋を補佐して三玄院にゐたものらしく、嘗ては宗鏡寺に化縁し、晩年師の命によつて佐和山の瑞嶽寺に住したものの、その翌年關ヶ原の合戦が興つて再び三玄院に歸り、その翌年に死んだのである。澤庵とは但馬以來の深い因縁で、澤庵を但馬から京都の大徳寺につれて來たのも董甫なれば、その師の春屋に澤庵を紹介したのも董甫であり、三玄院でも共に暮したであらうし、特に佐和山では二人で水入らずの生活をした間柄であり、澤庵は自分の師匠として春屋よりも寧ろ董甫の方に多く親しみを感じてゐたであらう。師匠と云へば董甫こそ澤庵の直接の師匠といふべきで、その董甫が澤庵を自分の弟子とせず、その師春屋に接得を委ねたところに、謙遜な董甫の風格もしのばれるし、また澤庵が已にその頃から非凡の人物であつたことが想像される。その董甫が亡くなつたのである。澤庵に見れば、董甫亡き後の大徳寺に未練もなかつたであらうし、また禪の修行の方も殆んど全く出來上つてゐた際であるから、この機會に京を去つて奈良に行き教相を學ぼうと志したことは、極

めて當然なことである。たゞこゝに考へられることは、何故澤庵が、その際もう暫らく春屋の許に居つて修行を完成しなかつたかといふことである。もう九分九厘といふ處まで修行が出來上つてをりながら、春屋の印下を受けずして京を去つたことは、一寸解せぬことのやうにも思へるが、そこにはまた微妙ないきさつがあつたらしく、早く云へば春屋と澤庵とは師弟の間柄とはいへ、意氣が必ずしも投合したといふわけではなかつたらしい。師家と學人との性格の相違といふもの意氣の合ふ合はぬといふことは、禪の修行の上にもあることで、禪は人情にかゝはらず、不惜身命、導く師家も導かるゝ學人も、法のためには命をすてゝかゝるほど眞劍味のあるものであるが、その間にも師家と學人の氣質の相違といふものは頗る微妙なもので、最後の一點に於いて合せざるところがあると、假令永らく隨侍してゐた師家とも袂を分つといふやうなことは、昔から禪の修行者の間にめづらしい事ではなく、『傳燈錄』などに「機契はず」とか「不契」とか見えてゐるのはそれを意味するものである。春屋と澤庵の場合も一度それであつた。

名聞主義と枯淡主義

春屋は紫野佛法の第一人者であつたのみならず、當時の禪界に於ける最も華々しい存在であつ

た。禪師號、又は國師號を賜ることは禪僧の無上の光榮であるが、春屋はその在世中に正親町天皇より朗源天眞禪師といふ禪師號を賜り、後陽成天皇より大寶圓鑑國師の諡號を賜はつた。又、外護者によつて寺を立てることは禪僧の教化の大きさを語るものであるが、春屋は森美作守忠政の外護によつて本山に三玄院を建てた外、津田宗久の歸依によつて堺に大通庵を建て、茶人山岡宗無の外護によつて堺に藥泉寺を創め、黒田長政に屈請せられて大徳寺中に龍光院を開き、又大應國師の古道場崇福寺の再興に力を盡した。佐和山瑞嶽寺のことは前述の通りである。春屋がかくの如く宗教的、社會的に三面六臂の多方面の活動をした點から見ても、その風格は大體は察知せられるので、枯淡な禪者の生活に甘んずるといふのは異り、どちらかと云へば名聞を喜び顯榮を好むといふ性格の人であつたやうに思はれる。此點澤庵和尚とはまさに反對である。澤庵の貧困が言語に絶するものであつたことは、前に述べた通りであるが、春屋の膝下に居り、三玄院の庫下に居る澤庵としては、その貧困ぶりが餘りにひどすぎるやうであるが、その貧困を春屋が見て見ぬふりをしてゐたとすれば、春屋といふ人があまりにも人間的に冷酷な人であつたやうにも思へる。しかし事實は寧ろ澤庵がさうした枯淡の生活に甘んじ、それを禪者の本格的な生活法と考へてゐたものと解したい。そして、それが開山大燈國師の遺誠に示された大精神を實踐する所以であるかと考へたらしい。つまり、一口に云ふと、春屋は華美好みであり、澤庵は枯淡好みであつた

わけである。これが生活の上ばかりでなく、修行の上にもあらはれてゐて、春屋の學人接得の法は、常に大名や富豪や茶人などを相手としてゐた關係で、どちらかといふと八方美人主義で、いはゆる孤危峭峻といふ趣はなかつたであらう。道を求むるに熱心にして俊敏なる澤庵にはこれが物足らなかつたであらう。澤庵の望むのは、大燈國師の遺誠にある「一把茅底折脚鐺内に野菜根を煮て喫して日を過す」底の枯淡な生活であり、「專一に己事を究明する底」の修行であつた。そしてそれは春屋によつて求め得られぬものであつた。

泉南の古佛一凍紹滴

當時の禪界に於いて綿密枯淡、秋霜烈日の如き禪師を求めらば、それは泉州堺の陽春庵に端居して龍蛇を辨じつゝあつた明堂古鏡禪師一凍紹滴和尚を挙げねばなるまい。一凍和尚は笑嶺の法を嗣いで文祿二年大徳寺に出世し、慶長三年後陽成天皇より明堂古鏡禪師の諡號を賜はり、爾來世縁を絶して陽春庵に隱棲し、一個半個の接得に任じてゐた。一凍と春屋とは共に笑嶺の法嗣で兄弟の間柄であるが、その家風は非常に異り、一は春屋の名の示すごとく春風駘蕩の趣があり、他は一凍の名の示す如く枯木寒巖の概があつた。澤庵の求めてゐた師は實に後者であつたの

である。

澤庵が董甫の死を機として春屋の許を辭したのは、奈良に行つて俱舍論の講義を聴く爲めであつたやうに『紀年録』には記してあるが、それは表面の理由で、實は始めから一凍禪師に參する目的を以て大徳寺を去つたのではないかと思ふ。春屋の手前、始めから一凍に參するといふ事は云ひにくいし、又一凍にしても春屋に隨侍してゐた澤庵をすぐに自己の輪下に入れるといふことは許せぬ事情もあつたらうし、これら[●]を慮つて、澤庵は南都遊學を理由として大徳寺を去つたが奈良には行かずして泉州の堺に行つたものと見える。堺には折から大安寺に、文西西堂といふ建仁寺派の學僧が寓居してをり、詩文に長じ、就いて學ぶものが多かつたので、澤庵もその弟子となり、こゝで儒學詩文をみつちり學んだといふのであるが、これも一凍に隨侍する機會を作るための準備工作であつたとも見られるので、それほど一凍は濫りに人を近けぬ嚴格な家風であつたわけだ、それだけにまた澤庵の方ではこの一凍に引きつけられて行つたものと思はれる。

堺の學僧文西

澤庵は文西について儒學詩文を學ぶまでもなく、その頃すでにある程度まで詩文にも長じ、儒

學にも達してゐたものと考へられる。殊に和歌は非常に堪能で、且つ多作の方であり、その頃百首の和歌を詠じて細川幽齋の批判を乞うたといふことが傳へられてゐる。その時澤庵は三十歳であつたが、その若冠にして歌壇の耆宿幽齋に自己の歌を提示するとはよほどの自信があつたと云はねばならず、果して幽齋も大いにその和歌を褒めたといふことである。

堺に於ける澤庵の生活は依然として貧しきもので、その頃は恐らく大安寺に學問の師の文西と同居してゐた事であらうが、或る時、海會寺といふ堺に在る東福寺派の寺の法事に招れ、一枚しかない白衣がよごれてゐたので、夜中に洗濯したが朝になつても乾かず、同行の僧が迎へに來ても、裸體のままなるを憚つて、戸を閉て、會はず、其の乾くのを待つて後から出かけて行つたといふやうな話も傳つてゐる。

澤庵が文西について儒學詩文を學んだのは慶長六年から八年で足かけ三年間であつたが、この間に於いて澤庵はその學問文章の最後の仕上げをしたものと思はれる。而もその學問といふものは、所謂五山文學者流の詩文本位の風流學問でなくして、實際に役立つ一種の實學であつたことは注意すべき點で、文西その人が只の學僧や詩僧でなく、學問の活用といふことに心を用ゐた人であつたことが想像されるが、澤庵がその學問を活かしたことは驚くべきものといはねばならない。文西は自己の學問文章の道を傳ふべき眞の弟子を澤庵に於いて見出したと云つてよく、また

文西自身もさう感じてゐたと見えて、彼れは澤庵に學問文章を傳へ終ると私が事終れりと云つたやうに怡然として死んで行つた。臨終に文西は自己の所藏する書籍及び僧具の一切を擧げて澤庵に附與したのであつた。これによつて見ても、文西が如何に澤庵の才を愛したか、解るので、澤庵はその師文西の精神的遺産を承げつぐと共に、物質的の遺産をも承けついでのであつた。

最後の修行

文西西堂が歿して學問の修行が一片つくと、澤庵は陽春庵に行つて古鏡禪師一凍紹滴に參じ、從來の見解を呈したが、その機鋒の鋭さ、辨舌の爽かさ、問答商量の巧みさ、すべて古鏡禪師の意に契ひ、爾來室に留つて日夕隨侍することになつた。その中に古鏡が陽春庵から本寺の南宗寺に移るに及び澤庵もまた隨つて移つた。これが『紀年録』その他の澤庵の傳記の記すところであるがよく考へて見ると、どうも實情に相應しない點が無いでもない。『紀年録』によると、文西が遷化してから始めて古鏡禪師に謁したことになつてゐるが、これはやゝ不自然に考へられぬこともない。堺の陽春庵に古鏡禪師の居ることは、京を去る以前から澤庵には解つてゐた筈で、その古鏡に參じたいが爲めに大徳寺を出たものとするれば、法を求むる事に熱心なる澤庵が同じ堺に來

てをりながら、三年間文西について儒學詩文のみを學んでゐて、古鏡禪師に接近しなかつたとは考へられぬ事で、いかに古鏡といふ和尚が、春屋とは反對の隱遁主義の人であつたとはいへ、春屋とは法兄弟の間でもあり、澤庵がその名を知らぬ筈はなく、知つて請益しないといふ筈はないわけである。本來ならば、春屋としては、自分の手下で修行の出來上りかけた澤庵を完成させるために古鏡に紹介の勞をとるべきところである。また春屋にそれだけの雅量がないとしても、もう一意氣といふ所で修行を打ち切つて去らうとする澤庵をそのまま手放すといふ法はなく、の臨濟に於けるが如く、必ず行く先きをつきとめ、然るべき禪の師を指示してやるのが、古來の禪門の習はしとなつてゐる。春屋がそれだけの親切を澤庵に盡さなかつたのは、澤庵と春屋との間に何か割り切れぬものがあつたのではないか。さうであるとするならば、その法兄に當る古鏡にすぐ接近することは澤庵として出來兼ねる事であらうし、若し、春屋と古鏡との間に感情の疎隔でもあつたとしたならば猶更のことであらう。さう考へると、目と鼻の間に居つて遂に三年間古鏡の警教に接しなかつたといふ事も肯れるのである。しかしそれは禪者の心理から云ふとまた不自然なことで、澤庵のやうに修行の出來上りかけてゐるものにとつては、一日として安閑として暮す事は出來ぬものなので、古鏡のやうな絶好の名師を目の先きに見て三年もその門をたゝかずにあるといふやうな事は一寸考へられぬのである。だからこの點から考へると、澤庵は一方文

西を師として文事にいそしみつゝ、一方古鏡の許に通参して参禪辨道をつゞけてゐたものと見ねばなるまい。第一その三年間どこに居つたのか居住が明瞭になつてをらぬ。文西の居た大安寺に同宿してゐたものとも考へられるし、白衣の乾く内戸を閉して人に面會しなかつたといふやうな獨居の閑素ぶりから想像すると、どこかの庵に住んでゐたやうにも考へられる。とにかく、いかに澤庵が文西に従つて學問に心を打込んでゐたとはいへ、陽春庵に古鏡禪師の居る事を知りつゝそれを訪づねなかつたとは考へられぬ事である。

いづれにしても古鏡は澤庵を見てその法器たるを感じたであらうし、澤庵は古鏡に接して初めて吾が師を得たやうに感じたのであらう。古鏡の風格と、澤庵の風格との間には共通するものがあつた。古鏡の枯淡綿密にして權門に遠ざかり、只管法を念とする態度は澤庵の態度と一致してゐた。そしてそれは春屋の風格態度とは全く別なものであつた。

古鏡澤庵を印可す

澤庵が古鏡に随侍したのは、傳ふる所によると僅か一年であつたが、その間に朝参暮請、終に古鏡の印證を得るに至つた。古鏡禪師は澤庵のために印證の語を興へ、澤庵の號を授けた。それ

以來澤庵と號するやうになつた。禪僧の呼稱は、澤庵宗彭といふやうに號と實名とを連ねていふのが普通で、實名は諱名で得度の時に得度師から授かるもので、澤庵の場合は得度の時の名秀喜を春屋によつて宗彭と改められたが、これは特別の例である。號は道號とも又は字名ともいひ、禪の修行が完成した時、参禪の師匠からその印可と共に授けられるのが正式で、その時にはその道號に因んだ語又は偈の添ふのが普通である。古鏡が澤庵に與へた「澤庵」といふ號とその法語とは今日南宗寺に残つてゐる。普通の禪僧は一ヶ寺の住職資格を得た場合に授業師から道號を授かることになつてゐる。澤庵のやうに印證と共に道號を授かるといふのが本格的で、道號とともに袈裟や頂相を授けることもある。澤庵はその大事了畢を記念するために古鏡禪師の壽像を畫工に畫かせ、古鏡に讚を乞ひ、これを尙藏した。その頂相は今南宗寺に残つてゐる。昔はその師の肖像を禪室の一隅の壁間に掲げ、日夕香華を手向けて禮拜したもので、これが床の間の起原となつたといはれる。禪僧の子弟關係といふものは、これほど親密なもので、これといふのもその印可證明といふものが、重大な意義を持つものであるからである。それは今日の免狀といふものは異り、禪の師がその弟子の修行完成を證明するといふ事は、その修行者の修行完成によつて、佛祖と同じ悟境に達し得た事を證明するものであつて、古鏡と澤庵との場合でいふならば、釋迦以來、達磨、六祖、臨濟、大應、大燈、大林、笑巖を経て古鏡に嫡傳して來た法を澤庵が嗣いだ

わけで、所謂佛々祖々面授正傳の法門なのである。これ故、禪に於いて嗣法といふ事は、只の師匠と弟子といふ關係ではなく、佛祖の大法を受授することであるからそこに特別の大いなる意義が存するのである。而してその嗣法は禪の修行を完成し、佛祖と同じ悟境に至り得た僧のみに許されることであつて、なか／＼容易なことではなく、古鏡の法嗣は澤庵一人しかなかつたのである。これは古鏡禪師の門風が峻しくして容易にその印可を受けるものがなかつたためであつて、春屋國師に董甫、玉堂、江月等三人の法嗣があつたのと比較してもその家風の相違が解るのである。

伶牙利舌漢！眞跨竈兒！

こゝに澤庵と一凍と春屋との三人を廻つての一つの面白い話がある。それは慶長十一年の正月のことであるが、山岡宗無といふ堺の茶人で禪に熱心な居士があり、京都から春屋（圓鑑國師）を請じて、その亡父の法事を營んだことがあつた。その法事といふのは、今日のやうに只だお寺でお経を上げるといふだけの事ではなく、施主が禪者である上に、當時一流の禪師である春屋國師をはる／＼京都から招いたことであるから、必ず祖録の提唱や參禪などが行はれた事であらう

が折からその參禪者の中に交つて澤庵が久しぶりで春屋の室内に入つたものと見える。その時の澤庵は最早昔日の澤庵ではない。その前々年に古鏡禪師から立派に印可された澤庵である。それを知つてか知らずしてか、春屋は曾て澤庵に與へた舊公案を持ち出して澤庵に迫めよつた。禪の修行には、古則公案と稱する多くの難問を透過しなくてはならぬ。澤庵も曾て春屋の會下に於いて、多くの公案を通つて修行は九分九厘出来上つてゐたのであつたが、最後の牢關ともいふ最後の一關がそのまゝになつてゐたのであらう。春屋は今それを持ち出して澤庵に詰問した。澤庵は毫も疑議することなく、堅板に水を流すやうに辯じ立て、縦横の機略を發揮して無礙自然の妙用はたらきを示した。これには流石の春屋も舌を巻いて伶牙利舌の漢！「這のおしやべり上手め！」と半は褒めたやうな半ばくさしたやうな一種皮肉な嘆聲を漏した。思ふに、春屋にして見れば、自分の膝下を去つて古鏡の下に走つた澤庵、そしてその古鏡の印可を受けて今は天下晴れての大善知識となつた澤庵に對して一種釋然たらざるものがあつたであらう。佛祖嫡傳の法を得てゐる春屋ではあるが、そこは人情の機微といふもので、凡人と變らぬ一面も持つてゐたと見てよからう。ところで、その話を聞いた古鏡は、折から陽春庵で病臥して居つたが、澤庵が春屋に對して云つた語を聞いて「眞の跨竈兒也」——「いやどうも親まさりの見だ！」と云つて稱讚したといふことである。春屋は實に澤庵を失つて長蛇を逸した感を抱いたであらうし、古鏡は澤庵を得て出

世の本懐これに過ぎたるなしと思つたであらう。而も春屋と古鏡とは曾ては笑嶺下の同參で、今は各々一方の禪將である。而して前者は世に時めいて名藍大利に主となり、後者は世に隠れて一生を小庵に暮したが、その不過の如く見えた古鏡の膝下から大澤庵が生れたのであつた。

古鏡禪師はその門下から澤庵を打出するや我が事終れりといふやうに、慶長十一年の四月廿三日に七十四歳を以て示寂しました。そしてその年の十一月十五日に澤庵の老父、秋庭綱典、法名雲峰以閑居士が亡くなつた。澤庵は父の病を聞いて但馬に歸り、病中看護に盡したが、その甲斐がなかつたのである。居士は平常音曲が好きであつたので、澤庵は父の病床で手拍子打つて小歌を歌ひ、その病苦を慰め、居士もそれによつて病苦を忘れたと云つて喜んだといふ事である。澤庵の孝心の一端を物語る佳語である。その滅を示すや、澤庵自ら秉炬の語を作つて引導した。黄檗はその母を引導し、澤庵はその父を引導した。こゝにもその孝心が窺はれる。

奉勅入寺

その翌年澤庵は本山大徳寺の首座から前堂職に轉じた。前堂といふのは大徳寺二世徹翁義亨禪師の塔所たる徳禪寺の住職に補せられることで、五山で云へば西堂に當る。つまり希先西堂や文

西西堂と同じ法階である。希先や文西は西堂の地位に止まつたが、澤庵は更に長老に進み、終には大徳寺に出世したのである。それは後のことで、その年慶長十二年の四月に澤庵は慈母を失ひ郷里に歸つて佛事を修し、八月一日に古鏡禪師の後を襲つて堺の南宗寺の住職となつた。時に年三十五歳である。越えて十四年の三月には、大徳寺派の長老玉甫和尚の推薦により、後陽成天皇の勅を奉じて大徳寺に出世入寺した。この奉勅入寺といふことは、當時大徳寺と妙心寺とのみに許されてゐる特権であつて、五山にはその特権がなかつた。それは大徳、妙心が皇室の御本願所であるに對し、五山は公家又は武家の祈願所であつて其の格式が異なるからである。故に五山に住するには幕府の許可だけで済んだが、大徳、妙心に入るには勅許を経なければならなかつた。この寺格の相違が、後に法度事件を惹起する原因とはなつたので、なか／＼重大な意義があつたのである。

古來禪門では本寺に住することを出世といひ、其の儀式を視篆と云つた。視篆とは篆刻を見る意味で、寺印を調べ領することである。

澤庵和尚の視篆開堂は慶長十四年三月八日に行はれた。この日勅使大徳寺に入り、一山の大家五山の僧侶競つてこの勝筵に列し、一會の法式頗る壯觀を極めたといはれる。禪門に於けるこの視篆開堂の法式は、今日もなほ各本山に於いて古式によつて行はれてゐるが、明治以來は勅使の

參向といふことは無くなり、漸々と形式化して來た。この視察開堂即ち出世入院、といふことは本寺に住職することであり、本山の世代の中にその名を列することである。澤庵和尚は大德寺の百五十三世を嗣ぎ、僅か三日にして退いた。一度本寺に住して退くと前住大德と稱し、前に本寺に住職した大和尚といふ意味で、禪僧の最上の法階となつてゐる。

東海寺記録に「大德寺派僧階法衣大概」の條にこの出世入院の儀式のことを書いてゐる。

出世の儀、一山衆議之上、使僧を前住連署を以て吹舉狀を傳奏へ指上候。傳奏其狀を御持、

直に參内奏聞被成、其日直に綸旨降下有之、其使僧に御渡し被成候。新命出世仕候人を頂新命と申候

載之入院の儀式執行ひ出世仕候。當日、勅使辨官之衆光臨先行被成候。法會終り、勅使御

歸、新命押付參内綱代帳布於清涼殿調龍顏候。院御所有之時は、院參も有之候。東宮同

斷云々

とあつて、なか／＼鄭重を極めたものである。またその入寺開堂の有様は「住龍寶山大德法語」に見えてゐる。

開堂法語

山門

振威一喝。臨濟入門便喝。大遲生。喝一喝。

佛殿

先進紅釋迦。後進綠彌勒。拜大德如來一塵。現紫金色。

土地祠

掌持一把茅授佛鑑底。非汝輩一塵。佛鑑殊小寶弄。休休至人無夢。

祖師祠

少林山下。九年浣盆。黃檗山頭。三頓撲殺。規行矩步不可攀。百丈路滑。

寮

朝打三千。雞催晨興一敢不臥。暮打八百。燕無居舍一經始忙。收竹篋江南野水碧於天一中

有ナルコト白鷗カリニ閑似レ我

即日開堂

拈ニ勅黄

玉案勅文字。世眼不可諱。不見道塵。天子穆穆。

拈ニ山門疏

松老雲間。山門封疆。茂林修竹。好箇文章。重說二傷言。截二瓊枝一寸是寶。折二梅檀二片片皆香。

拈二同門疏。江西有馬祖。湖南有石頭。參來參去不分二淫滑。舉二疏云。四河入海。同一鹹味。

拈衣

針鋒不通處。豈借二絲麻。看不傳底衣鉢。蕉芭蕉芭有幾無了。

登座

百尺竿頭進一步。進云。早踏斷須彌頭。回首看。左眼窺二東南州。右眼窺二西北州。

祝聖香

大日本國山城州。平安城北。龍寶山大德禪寺新任持傳法沙門。宗彭。開堂令辰。謹焚二寶香。端為祝二延。今上皇帝聖躬萬歲萬歲萬歲。恭惟。記二羲黃年。天何謂。分地何謂。戴二堯舜日。風以時兮。雨以時。仰願。重華頂萬八千丈。比二壽山益高。算二恒沙微塵數劫。保二治世長久。至祝至禱。

將軍香(略)

勅使香(略)

故檀那香(略)

刷法香

這本來香挿向一爐。則三千刹界香。四海香風從是起。即今柱以奉為三前住當山特賜明堂古鏡。禪師一凍老骨過二供養。酬二法乳恩。

釣語

緊起拂子云。眉間掛二劍。血濺二梵天。若要二法戰勝負。孫吳末。下手先有變。問答不錄。

提綱

有物先二天地。是造物者無靈藏。永迷之者。秋天曠野泣。岐。南走北走。古渡頭邊失二船。東望西望。已得之者。坐二斷報化佛頭。踏二着昆盧頂上。依二之眼空二四海。氣吞二大洋。喝下成二等正覺。漆崑崙作二七八片。棒下成二等正覺。黃金堆。消二百萬兩。或底白雲青山。坐禪坐佛。或底紫陌紅塵。提綱提唱。佛佛得二之橫說豎說。祖祖得二之逆行順行。恁麼則并二百法界。作二一張口。東二十虛空。作二廣長舌。向二塵刹刹界。各現二一佛身。說二無量無邊不可思議法。亦不助。雖然如此。縱道二得奇特。說得二妙。皆是追二香尋二跡。當二古人涕唾。黑山下活計。有二什麼所長。山僧今日為二國開堂。何涉二多語。祝二讚聖明。底一句如何說向。卓拄杖云。八表三邊朝二紫宸。九州四海絕二波浪。

自叙

漂泊楚客。葦草川僧。十里五里。露食風飡。伴拄杖子瘦。千回万回。泥行水宿。任草鞋耳穿。今日雖成長老。只是前日彭上座。衆慈高免。

謝白槌 春屋和尚

謝諸位 東堂西堂

謝諸執事

拈提

記得息耕師祖上堂。僧問二月已過。三月已來。挑花李花零亂。桑條柳條成陰。不涉萬緣。如何顧監。師云不覺日又夜。爭教人少年。此僧問頭面結金色交。師答處心使是非。錐上。新寶山今日拈提。別打生涯。卓一下云。行到水窮處。坐見雲起時。久立珍重。

この開堂の法式は法堂と稱する大きな堂内に於て行はれる。その法堂内には正面に大きな須彌壇が置いてあり、三方に階段がある。當日は新命和尚がその須彌壇上に上つて前載の法語を説き下に並居る雲水と問答するのである。これは澤庵和尚の場合ばかりでなく、出世入院には何人も行るのである。須彌壇上でかういふ法語を説くことは唐宋以來禪門の一つの特色で、五山文學とも一種の連繫を持つものである。

かくて住山した新命和尚は一ヶ月乃至一年位は山に滞在するのであるが、恬澹にして顯榮の地

を好まぬ澤庵は、住山三日にして早くも退山の上堂をなし、一偈を唱へて山を辭し、堺の南宗寺に歸つた。その退山の偈は、

由來吾是水雲身。叨董名藍紫陌春。

巨耐明朝南海上。白鷗終不走紅葉。

詠歌大概音義と大燈國師年譜

越えて慶長十六年二月に大寶圓鑑國師春屋宗園が八十三歳を以て三玄院に寂し、その多彩にして壽福に富める一生を終つた。春屋の法嗣には先に董甫が居つたが既に歿し、その頃では總見院の玉甫と、芳春院の玉室とが春屋の法嗣として名を成してゐた。紫野の大御所たる春屋が亡くなると、それに代つて新進澤庵の名聲頓に昂り、豊臣秀頼はしきりに大阪に屈請しようとしたが、澤庵はそれに應ぜず、その年大徳寺中の大僊院に移り住んだ。大僊院は大聖國師古嶽宗豆の塔所で、北派の本庵であるからその荒廢を見かねて兼住し、京都と堺の間を往復して寺務を見た。その間に細川越中守忠興が一寺を建立し、和尚をその開山たらしめようとしたが、辭退して受けなかつた。その頃近衛前關自信尹は度々大僊院に澤庵を訪うて參禪の傍ら、和歌にすさび、禪と歌

との二道に於いて澤庵と深き交誼を結んだのであつた。またこの頃、澤庵和尚は近衛公のために『詠歌大概音義』一卷を作つて贈呈した。『詠歌大概』といふ書物は、藤原定家が梶井宮尊快法親王の爲めに作つて奉つたもので、「情以_レ新爲_レ先」とか「詞以_レ舊可_レ用」とか「風體可_レ倣_レ堪能先達秀歌」などいふ七ヶ條ほどの詠歌の心得を二枚ばかりに書いたもので、定家の詠歌精神を説いたものとして古來歌人の間に珍重せられてゐたものである。澤庵の『詠歌大概音義』は、定家の『詠歌大概』の文字を、同字だけ除き、各字順次に標立し、直音をばその右旁に拗音をば左旁に記し、字の上方には直音並に拗音の生する原音を記し、字の下に毛韻並に廣韻の反切を併せ掲げ、その下に古來の説を擧げ、次ぎにこれを總ぶるに私解を以てしたもので、その字數およそ四十餘、凡例には我が假名の二音より成ること、清濁、新濁、本濁、四聲、句讀の施し方が示してある。自筆本は東海寺の寶庫に藏し、寫本は『詠歌大概字訓』と題して宮内省圖書寮に藏せられてゐる。活字本としては『澤庵全集』卷二に載されてゐる。この書に於いて澤庵の和歌に對する關心と、音韻學に關する造詣の深いことを知るのである。

またその年澤庵和尚は『大燈國師年譜』一卷を編纂して雲門庵に收めた。雲門庵は大徳寺開山大燈國師宗峯妙超の塔所である。今日國師の年譜として流布してゐるものはこの年譜であつて、誠に澤庵の愛山護法の情熱の發露と見なければならぬ。と共にこの頃からその文筆方面の活動が

始まつて來た事を注意しなければならぬ。その頃からまた、澤庵の歸依信者もだん／＼増へて來たが、その一人は小出吉英である。

寺院の復興と慈善事業

天正八年、山名氏が秀吉に滅ぼされた後に、但馬に入つて出石の城主となつたのは前野但馬守長泰であつたが、この前野長泰が文祿四年關白秀次の事に坐して秀吉の怒に觸れ、出石を追はれて後に、播州の龍野から出石に移つて六萬石を領したのは小出大和守吉政であつた。その父播磨守秀政は、泉州岸和田に在つて三萬石を領し、父子合せて小出家九萬石と稱せられた。秀政が卒すると吉政が岸和田に住して播磨守と改め、その嫡子大和守吉英が父に代つて出石に入つて領主となつた。それは慶長九年のことであつたが、同十八年には父の吉政が四十九歳を以て卒した。吉政には吉英、吉親の二子があり、兄の吉英は父に代つて岸和田に移り、弟吉親は兄の城代として出石に入つた。この吉英、吉親の兄弟が熱心な澤庵和尚の信者で、父吉政の卒するや和尚を請じてその佛事供養を營み、その時の布施は莫大なものであつたが、澤庵はそれを私のために用ゐず、それを以て南宗寺の鐘樓を建立した。これはその一例であるが、澤庵といふ人は檀家からの

信施を悉く寺門の經營または、貧民の救助のために用ゐて、我が身につけることは殆んどなかつた。檀家のお布施で贅澤三昧してゐる現代の僧侶どもは大に反省すべきであらう。

孝心深き小出吉英は、亡父吉政のために大徳寺の中に一院を建立したいといふ事を申し出たが澤庵はこれを許さなかつた。そして新院を建立するよりも、寧ろ由緒ある舊院を再興した方がよい。幸ひ大徳寺塔中に聚光院といふ先師笑嶺和尚の塔所がある、これを再興したらどうかといつた。笑嶺和尚は澤庵の先師一凍和尚の師で澤庵の法祖父に當る。禪門では自己の師とその師の師までを特に鄭重に尊崇する習はしであつて、澤庵が乃祖笑嶺の塔所の再興を吉英に慫慂したのはその心であつた。聚光院は永祿九年に三好義嗣がその父長慶の菩提のために建てたもので、利休以下、三千家歴代の墳墓の地として名高く、明治以來近年に至るまで専門道場として雲衲の修禪の場所となつてゐた。澤庵がこの院の再興を念としたのは大いに意味のある事であつたが、施主の吉英に見れば、一寺を新造して亡父の菩提を弔ふことこそ意義があるので、舊院の再興はその望む所でなかつたと見えて遂に思ひ止つた。

澤庵和尚は、當時諸大名や、富豪や、茶人達が競つて寺を建て、當代の知識を請じて參禪の提唱のと、まるで禪を社交機關か享樂機關のやうに考へてゐる一種の弊風に對して少からぬ反感を持つてゐたものと見え、さういふ企てには何時も反對して來た。斷り切れぬ退つ引きならぬ場合

は代理を派して自ら出かける事はしなかつた。これが春屋やその法嗣江月などの家風と異るところで、どこまでも先師古鏡禪師の家風を慕つてゐるところがまことに床しい。

慶長十九年の春から夏にかけて、京都地方に長雨が降りつゞいて洪水が出た。澤庵和尚はその頃大徳寺中の養徳院の寺務を兼ねてゐたが、雨も歇み洪水も引いたので、一日洛北八瀬大原のあたりに出かけて見て、崖壞れ、橋流れ、里人が往來に悩んでゐるのに同情し、その春二月、小出吉英が先考の一周忌を營んだ時の布施物を悉く提供して、新に橋を架けさせた。ために里人は大にこれを徳としたいふことである。

その年の八月には大遷院に書院を建て、昔の拾雲軒の遺跡を復興した。大遷院は前にも云つた通り、北派の本庵で、大聖國師古嶽宗亘の塔所である。こゝの本堂の東側にある小庭は、相阿彌が足利義政から貰つた名石を以て築いた有名な枯山水で、天下の名園である。

澤庵が當時、堺の南宗寺を出て京都大徳寺内の大遷院に住つたり、また同じく塔頭の養徳院に移つたりしてゐたのは、云ふまでもなく大阪と關東との間に戦が始まり、戦火が何時南宗寺に及ばぬとも限らなかつたので、開山普通國師の像を自ら背負つて早くも難を大徳寺に避けてゐたのである。果せるかな、翌元和元年には大阪方が關東方の侵入を防がんとて堺に陣をとり、そこへ攻め寄せた關東勢と大衝突を起して大阪方の敗北となり、町に火を放つて敗去した。そのために

南宗寺は丸焼となつてしまつたのである。かくてその年の五月八日に大阪は落城し、家康と秀忠とは凱歌を上げて京都二條城に入り、越えて六月十五日に家康、廿一日秀忠と相前後して参内し、天機を奉伺した。

この時の事を澤庵和尚は村尾彦衛門に與へた手紙の中で、扱もく／＼天下第一變の後、音信不通、且夕床しく候。かやうに移り變る世の中とは、誰しも思ひながら、申てもく／＼盡きぬ事共に候。我等式の類ひは獨り無常の窓に向ひて獨言いひて暮す計に候。内々此冬は都にも住詫びぬれば、いかなる山の奥へも分入、野狸子をふすべて、春を待つべきかなと思ひより候。(中略)

人界は水を釣瓶の車の如し、くりかへし／＼また繰返し／＼、車の底にめぐるが如し、鳥の林に遊ぶが如し、歸りては行き、行きては歸り、前生また前生、何れの世より、うき世をめぐる綱にかゝり、今よりまた來世來世いつの終りを知るべきや。此理を知りながら、うけがたき人身を得、あひ難き佛法にあひ、むさ／＼とやみの夜におくり果つべきや。(下略)

これが豊臣氏の滅亡と徳川氏の興隆との無常轉變極りなき世相を面のあたりに見た澤庵の感慨であつた。

五山十刹法度と大徳・妙心法度

元和元年、家康は幕政の手始めとして將軍秀忠の名を以て公家法度、武家法度、淨土宗法度、五山十刹法度、大徳寺・妙心寺法度、永平寺法度、眞言宗法度等の諸法度を發布した。その中大徳寺妙心寺と五山十刹とは同じ臨濟家の禪宗であるにも拘らず、同一の法度で取締らなかつたのはその格式に於いて異なるところがあつたからである。大徳寺は長くも花園天皇、後醍醐天皇の御歸依厚かりし大燈國師宗峯妙超の草創にかゝり、建武元年に本朝無雙禪苑の御宸翰を賜はり爾來兩朝の御本願所として綸命住持の寺であり、又花園妙心寺はかしくも花園天皇が大燈國師の法嗣關山國師の爲めに離宮を革めて禪刹となし給ひし尊き歴史のある寺であり、而して花園天皇に關山國師を推舉し奉つたのは大燈國師であつた。妙心寺といふ寺號も御下問によつて大燈國師が命名したものと云はれる。さういふ歴史があるから、大徳妙心は切つても切れぬ關係にあり、またその寺格も、昔は本寺末寺の間柄であつたが、此の時代には殆んど同格になつてゐた。さういふ深い關係があるにも拘らず、兩寺の間には永い間紛争が絶えなかつた。かういふ本末關係または隣寺關係の鬭争といふものは、昔から絶えぬもので、鎌倉に於いては建長寺と圓覺寺とが争つ

たし、古い處では、南都（興福寺）と北嶺（延曆寺）とが争ひ、山門と寺門（延曆寺と三井寺）とが争ひ、高野山と根來寺とが争ひ、近世では東西兩本願寺が争ひ、永平寺と總持寺とが争ふといふやうなわけである。宗教は和合といふ事を專一にしてゐながらも、末流になると信仰が偏狹になるがために、我佛尊しで互に排斥し合ふやうになるのは困つたことである。今この元和法度に於いて同宗でありながら五山十刹と大徳妙心寺とが對立的に別個の取扱ひを受けるに至つたのも、やはり避け難き宗派意識の發露と云はねばならぬのである。

五山の制が宋朝禪林の制に法つたことは云ふまでもなく、この制の我國に定められたのは、建武年中で、その時は鎌倉の禪刹を一緒にして五山を立て、皇室御尊崇の寺といふこととで南禪寺と大徳寺とを五山の上に置いた。その後五山の列位は幾度も變遷し、至徳三年、足利義滿の時に制定されたのが、この法度に謂ふところの五山で、この時の制では、京都と鎌倉とを別とし、京五山は南禪寺を五山の上とし、其列位は第一天龍寺、第二相國寺、第三建仁寺、第四東福寺、第五萬壽寺である。天龍と相國とは共に夢窓國師を開山とする足利幕府系の寺なので五山の上位に置いたのである。五山文學の雄絶海中津が相國寺に住した時は、絶海を重んずる意味で一時期相國寺を五山の第一位にしたこともある。鎌倉五山は第一、建長寺、第二、圓覺寺、第三、壽福寺、第四、淨智寺、第五、淨妙寺である。十刹は五山に次ぐべき寺格で、京都に十箇寺、關東に十箇

寺ある。足利氏の勢力の盛であつた頃は、一時大徳寺を十刹に下したこともあつた。また三好義嗣は、その父長慶の建てた堺の南宗寺を十刹に列したこともあつた。

五山の中、天龍と相國とは足利氏の建てた寺、建仁は榮西の開山で、源頼家開基の寺、東福寺は九條家の菩提所、萬壽寺は東福の別院といふわけで、南禪寺以外は、武家又は公卿の寺で、その格式も鈞命住持の黄衣地である。勅命を奉じ、紫衣を被して入寺開堂する大徳妙心と、幕府の公帖を稟けて黄衣を被して入寺する五山列刹とは同日の取扱ひを受けることは出来ぬのである。而も當時、僧録司として五山十刹を始め諸宗の總取締りをしてゐたのは、家康の帷幄にあつて、黒衣の宰相と稱せられた南禪寺の金地院崇傳（本光國師）であつた。崇傳が傳長老の名に於いて當時の宗教界にその威を振つた趣は『本光國師日記』に詳である。一體、僧録司といふ役は足利義滿の時に初めて置かれたので、最初に僧録となつたのは夢窓國師の法嗣にして相國寺の事實上の開祖たる普明國師春屋妙葩であつた。それ以來天龍寺又は相國寺の長老が任ぜられ、その役所が相國寺の塔所、鹿苑院の蔭涼軒に置かれてゐたのを、家康の時に南禪寺内の金地院に移し、以心崇傳即ち傳長老をして僧録たらしめたのである。崇傳は五山十刹を従へて當時全佛數界に君臨し、五山と對蹠的立場にある大徳寺妙心寺とを壓迫しようとしたのである。

鎌倉期に榮西禪師が禪を我國に傳へて以來、入宋來朝の彼我禪僧の傳へた禪の流派は二十四流

の多きに及んでゐたが、今や大半その傳を失して、臨濟の正宗は僅かに大德妙心の一系のみに傳はつてゐるといふ状態で、五山には禪の正脈は殆んど絶えてしまつてゐたのである。そして、五山は只詩文の府であり、學問の淵藪であつた。その五山の儒學も、當時は漸く影の薄いものとなり、五山の禪林から巢立つた藤原惺窩や、林道春などが獨立して儒學の旗幟を翻すやうになつた。この禪門多難の時に當つて五山派を代表して立つた者が金地院崇傳であり、大德派を代表した如き地位にあつたものが南宗寺澤庵であつた。この兩雄は並び立たず遂に衝突する時が來た。元和法度がそれである。この法度の發案者及び起草者は林羅山と金地院崇傳とであつたといはれる。而して五山十利法度と大德妙心寺法度との間には著しい相違があつた。先づ五山十利法度を掲げ、次に大德妙心法度を掲げて對比して見よう。(大日本時代史參照)

五山十利法度

一、東班西班轉位官資、可レ爲レ如ニ寺法ニ事

(東班、西班とは僧侶が法堂に出て儀式を行ふ時の着座の地位で、東西に二列に並ぶ事。本寺の住侶は東班に、塔頭の住侶は西班に着くを例とする。但しこの條はその兩班の首座しゆざに就ていふので、首座が第一座、即ち西堂に轉ずる時は官費たるべしといふのである。)

一、乘拂りぼり者叢林之典章、出世之初步也。近年猥依レ申下ニ無拂之帖、乘拂既欲レ及ニ退轉、於ニ向後一

者無拂之帖、堅令ニ停止ニ事。

(乘拂とは、禪の修業を成就した僧が、師家の推薦によつて公帖の下附を受けて本寺に出世すること。公帖とはその出世入院の許可證で、將軍の名を以て各本山から交附するもの、例へば南禪寺派の僧である時、南禪寺から公帖を申下して、吉日を選び、開山の塔前に於いて拂子を授かり、これを乗つて拈香供養し、今上皇帝聖射萬歳萬歳を祝禱する法式で、大德派に於ける開堂に相當する。この式を卒へて始めて長老となる。叢林は禪院の別稱。この條は近來、乘拂の式を擧げずに、單に公帖のみを請けて出世する者が多くなつたので、それを制止するために設けたのである。所謂無拂の帖が多くなつたのは、儀式に多額の費用を要するためであらう。)

一、南禪寺者深紫衣、天龍寺者淺紫衣、其外京都鎌倉之五山黃衣。十利諸山之出世、入院、開堂儀式等、可レ守ニ先規ニ事。

一、南禪寺者、龜山法皇改ニ皇居ニ爲ニ禪刹、尊崇異レ他。勅書曰、長老職之事、選下器量卓拔、才智兼全、而佛法爲ニ重擔、勤行爲ニ志節ニ之仁者、可ニ補任ニ者也。僧者不レ必以ニ貴人ニ爲ニ尊、乃至雖ニ吾子孫ニ不レ可ニ以ニ勢住持ニ云々。然近年、乍レ在ニ他山ニ悉申下南禪之帖、紫衣僧之數過ニ本寺、甚以無レ謂。向後本寺之外、猥不レ可ニ補任、但者德碩學之仁、希有雖レ免レ之、准ニ南禪住、可レ爲ニ本寺之次座ニ事。

(此條は南禪寺の特殊の地位を明にし、長くも龜山法皇の勅書を奉藏してゐる故に、他山の者を猥に南禪寺の住職に任じてはならぬと規定してゐる。金地院崇傳の特に意を用ゐたところである。)

一、新院建立之時、申下綸旨奉書、塔頭披露先規也。然近年爲私稱寺號院號一事、自由之至也。向後者嚴制事。

(これは當時の禪僧が本寺に出世して長老となつた後、各自に信徒を得て、何處から許可されたともなく勝手に何寺何院などと寺院を建立する弊風を矯正せんとしたもので、澤庵和尚が新寺建立をなるべく拒絶したのも一面かゝる弊風に氣ついてゐた爲めであらう。)

一、庄園方、今度指出之上、碩學料相定之訖。選其器量、一代宛可領之事。

(庄園方とは知行方のことで寺領である。碩學とは京都五山の僧官。碩學料とは、五山の碩學の僧に給する扶持料。)

一、鹿苑蔭涼之官職者、先代之規範也。當時不足叙用毀破之訖。自今以後、以五山長老之内歸依之僧一員、可兼補。出世之官資、併入院出仕之規式等者、如先規可有重賞事。

(從來、相國寺塔頭鹿苑院内蔭涼軒に置かれてゐた僧録司を撤廢し、南禪寺内金地院に置く旨を規定した條文で、崇傳の老獪ぶりを遺憾なく發揮したものである。)

右條々、爲寺法相續學文昇進所相定如件。

元和元年乙卯七月 日

御朱印

これに對して、大德寺妙心寺法度なるものを見ると次ぎの通りである。

大德寺法度(妙心寺も同文也)

一、僧職轉任並佛事勤行等、可爲如先規寺法事。

(當然のことを云つたので、極めて平凡な條文であるが、その次ぎに恐ろしい毒藥を盛るために一寸餘を嘗めさせたかたちである。)

一、參禪修行、就善知識三三十年費綿密工夫、千七百則話頭了畢之上、偏歷諸老門、普遂請益、眞諦俗諦成就、出世衆望之時、以諸知識之連署、於致言上者、開堂入院可許可。近年猥申下綸帖、僧臘不高、或修行未熟之衆、依令出世、匪嘗汚官寺、多蒙衆人之嘲、甚違于佛制。向後有其企者、永可追却其身事。

(この箇條が大德寺法度の眼目で五山十刹法度との重大な相違點である。こゝには大德寺の住持資格を規定して、參禪修行は三十年間を期限とし、其の課程は千七百則の公案を了畢した上に、先輩の老宿について指導をうけ、世間世間に於いて自由自在の働きの出来るやうになつた者にして初めて入寺開堂すべしとしてある。近年はそれだけの資格なくして猥りに綸旨を仰いで入寺する者が多くなつたが、これは官寺を汚す所以他の嘲を招く所以でよろしくない。今後違背者は嚴罰に處するといふのである。)

一、新院建立之時、申_レ降_レ綸旨、塔頭披露先規也。然近年、爲_レ私寺號院號事自由之至也。向後令_二停止_一事。

(これは五山十刹法度の第五條と同様であるが、かれには「向後者廢制たるべき事」とあり、これには「向後令_二停止_一事」とあり、制裁が一層嚴になつてゐる。)

一、常住領、諸塔頭、此度相改、別紙録_レ之。永可_二收納_一事。

(常住領とは本寺の財政を賄ふ所領のこと。諸塔頭とは各子院の所領のこと。即ち、大徳寺寺領の中、常住の取る分と塔頭の取る分とを區別し定めたこと。塔頭とは祖師の塔所ほとりの頭に、之の塔を守るために建てた小院で、本寺の中の子院のこと。)

一、諸院、各塔主、如_二先規_一可_レ爲_二輪番_一、但雖_レ爲_二其門流_一、或若年、或不器之衆、不_レ可_レ爲_二輪番_一事。

(此の派の塔頭諸院の住職は、他の諸宗のごとく、師の跡を弟子の僧が直ちに受け嗣ぐといふ制ではなく、出世の長老が順次輪番で位持することになつてゐる。この條文はその點を嚴守させやうといふのである。)

右條々、爲_二寺法相續_一所_二相定_一如_レ件。

元和元年乙卯七月 日

御朱印

金地院崇傳の野望

大徳寺妙心寺を五山十刹から區別して取扱つたことについて『職原鈔支流』といふ書物に、南禪寺は五山の上の位として、五山の上也。ことに當御代より金地院にて僧録を持侍る故に、取分威勢あり。是故に南禪寺の長老は五山の長老より敬ふべき段勿論なり。天龍寺、相國寺、建仁寺、東福寺、萬壽寺、是を五山と云て、公方家御支配なり。五山の出世は南禪寺の僧録に斷り、夫より公方へ申上げ、さて公方より擧したまひて出世をとぐる故に、出世すること成りがたし。是故に、當時五山の中に出世の紫衣十人に充たざる也。問云。大徳寺、妙心寺は如何。答曰。大徳寺、妙心寺の二ヶ寺は、天子の御願所故に、公方家の御支配にあらず。出世の儀は、京の諸司代へ申、出世をとげ侍る也。勅任也。出世にも再住、歷住のかはり侍るも、出世さへ遂ぐれば、何れも紫衣を着する也。此の兩寺勅願寺たる故に出世成やすし。是故に、妙心寺には今時の長老二百人に及べり。大徳寺にも十人にあまれり云云。

大徳妙心と五山との寺格の相違がこゝにもあらはれてゐるが、そこに一種の對立意識が自ら生じ、目に見えざる抗争のつゞけられたことは想像に難くない。五山側があまり勢力のなかつた時

ならばともかく、五山派の頭目の以心崇傳が、五山の上の南禪寺の長老として、僧録の地位に在り、新政權徳川幕府を背景として活舞臺に立つたのであるから思ふ存分の腕が振へた譯である。これに反して大徳妙心系は從來大いなる外護を受けて來た織田、豊臣の兩家が滅び、その一黨が没落して、時代の一大轉換期に遭遇したので、大徳妙心の兩山は精神的にも物質的にもその痛手は大きいものであつたに相違ない。そこへ持つて來て弱り目に祟り目の斷壓をうけた。これがこの「大徳寺妙心寺法度」である。大阪方の殘黨は草を分けても探し出して、これを根絶やしにしなければ置かぬといふ徳川幕府の氣持が、大阪方と多くの關係を持つた大徳妙心を目の敵にしたのは當然といはねばならない。それに加はるに前に云つた五山派の嫉視がある。大徳妙心は二重の敵を受けたわけになる。そしてその敵意は法度の上さまざ／＼と現はれてゐるのである。

試みに五山十刹法度と大徳寺妙心寺法度とを比較して見るに、前者は微溫的で冗文多く、第二條の乗拂問題以外は單なる申渡しに過ぎず、且つ南禪寺本位の偏頗な條文が多く、明らかに金地院崇傳の細工たる事が見えすいてゐる。これに反して大徳妙心法度は言簡にして意鋭く、匕首を以て迫るが如く、その第二條の如きは致命的の條文であつて、大徳妙心を滅亡に導かんとする崇傳の魂膽がまざ／＼と見えてゐるのである。

三十年綿密の工夫、千七百則の話頭了畢、諸老請益、眞諦俗諦成就——といふ事實不可能なる、

又實際上その必要のないことを入寺資格として、これを文字通り實行しなければ大徳妙心の住持たるを許さぬといふことになつては大徳寺の住職はなり手がなくなつてしまふ。本寺に住して一宗の大綱を握るものがなければ、大徳寺は亡びなければならぬ。大徳寺にとつては實に容易ならざる問題である。三十年綿密の工夫などいふことは、事實あり得べからざること、澤庵和尚などは二十歳で董甫に參禪して以來、三十二歳で古鏡禪師の許で大事了畢し、修行を完成するまで十二年間しかかゝつて居らぬ。其の間、春屋を初め大徳寺内の諸老に請益して、慶長十四年三十七歳で堂々と奉勅入寺してゐるのである。故に、參禪工夫さへ綿密にして、立派に修行さへ仕上げれば、必ずしも三十年の年月は要せぬのである。それを三十年と期限を定め、諸老請益といふ追加條件まで附するとは、難きを強ひる無法な要求といはねばならぬ。而してこの條文は大徳・妙心法度のみあつて五山十刹法度にはない。そこには乗拂に關することが規定され、乗拂せずして公帖を稟けて出世することを禁じてゐるだけである。そこで、この兩法度を別の方面から見ると、五山派が明らかに大徳・妙心より格が下で、且つその住職の素質の低級であることを自認してゐる譯になる。金地院崇傳は大徳・妙心を理不盡に壓迫したが、その手の下から自己の統率下にある五山陣營の脆弱さを暴露したことに亦なる。がそれはともかく、この法度を楯にして押されて來ると、大徳・妙心は致命的運命に逢着しなければならぬ。崇傳は皮を切らせて骨を

切る戦法に出たとも云へる。大徳・妙心はこれに對して如何に身を轉すべきであるか。

南宗寺中興

澤庵和尚は、その頃大徳寺中の聚光院に居つた。大仙院、養徳院、聚光院と大徳寺内舊院の復興を念として、澤庵は、春屋や江月がやたらに新寺を開いたのとは事變つて、どこまでも地味な道を歩いて行つた。その年の九月には、戦塵がやや靜まるのを待つて京都を立つて堺に赴き、南宗寺の焼跡に立つた。そこには更に大きな復興の事業が澤庵を待つてゐた。そこで早速檀縁の者を集めて南宗寺再建の相談をなし、それについていろ／＼の畫策を練るために岸和田に到り、日光寺といふ天台宗の小さい寺を借りてそこに假寓し、人を避けて天下の形勢を觀望しつゝ、禪餘徐ろに南宗寺の問題を考へてゐた。その中、笑嶺和尚の三十三年忌が廻つて來たので、十一月京都の聚光院に歸つて法事を營み、偈を作つて焼香し、再び日光寺に歸つて居ると、そこに、岸和田城主やその士分の者だちが日夜に來訪し、禪寂を妨げられる事が多かつたので、更に一里ばかり奥の天下村といふ所に到り、そこが靜かなので極樂寺といふ淨土宗の寺を借りて住むことにした。澤庵にはかうした山林閑居を好む性質があつたが、同時に煙霞の癖もあつて、時に絆を結んで

好風の地に遊ぶこともあつた。慶長十九年の五月には如玄、玄齊二人の友と、江州石山に遊び、志賀の都の跡を訪ひ、坂本から叡山に登り、八瀬に下つて大原の寂光院に女院の木像を拜し「女院尊容如帶淚。達齋草木覺催憂」と感慨を詠じてゐる。

また元和二年の三月には、當時大徳寺に館してゐた朝鮮の浪客李文長外三名と共に、泉州の水間の牛瀧を見て奈良に遊び、唐招提寺から攝津住吉に行き、連日數十篇詩の唱和に興じ、戦亂後初めてのんびりした氣持を味はつた。そして六月には南宗寺に歸り、越えて八月久しぶりで郷里但馬に歸つた。これより先き、但馬の宗鏡寺が山名亡びて後久しく荒廢してゐたので、澤庵和尚は出石城主小出吉英に依頼してこれを復興せしめ、以て先考の冥福に資せしめた。その復興の業が漸く成つたのを機會に歸省したのである。八月廿九日に開山大道和尚の像を安じて供養の佛事を行ひ、城主初め土地の人々の崇敬を一身に集め、信者らは澤庵をこの寺に留めようとしたが肯せずして堺に歸つた。堺には宗鏡寺の復興よりもつと大きな復興事業が澤庵を待つてゐた。それは大阪の役に焼失した南宗寺の再興であつた。

澤庵は曩に大徳寺中に於いて大仙、養徳、聚光の三院の荒廢を復興し、郷里但馬に於いて宗鏡寺を復興し、最後に一大復興事業として残つたのが南宗寺再建事業である。澤庵は新寺の建立よりも舊寺の再興を意義あるものと考へたらしく、新寺開基の相談は屢々受けてその度に大抵拒絶

したが、由緒ある舊跡の再興は人にも勸め、自らも努めてこれを引き受けた。それはつまり、その寺の開祖を尊崇しその寺の歴史を重んずる心から生じたもので、自己の名聞の爲めにやたらに新寺を開基するのとは凡そ別なものであつた。

さてその最後最大の復興事業たる南宗寺再建に當つては、最善を盡して根本的に計畫した。先づ堺の政所奉行北見五郎左衛門勝重に謀つて、南宗寺の地域を現今の旅籠町の東に移し、北見勝重、小出吉英、山名禪高（因幡山名とて出石の山名とは別の家、山名時氏の後）の協力援助を得て鏡意伽藍を經營し、方丈、庫院、昭堂、浴室、鐘樓、惣門、衆寮等一時に出來上つた。從來幾多の經驗を積んでゐた澤庵の經營事務の才はこゝに遺憾なく發揮され、頗る短日月の中に伽藍は全く整備した。因て澤庵を南宗寺中興開山と崇めるのである。

松岳の墨蹟偽造事件

南宗寺經營が一片づきすると、澤庵和尚は大徳寺の不祥事件に遭遇し、その後仕末をしなければならぬ、いやな役目を引きうけた。それは大徳寺前住松岳及びその門下の僧數人を擯出して寺法を肅正する仕事であつた。松岳が擯出さるゝに至つた事の起りは、墨蹟偽造事件である。松岳

といふ僧は元來博識多能で、殊に能筆であつたので古徳の墨蹟の偽造しつけてゐた處、或人が大燈國師の贋筆を依頼した。松岳はよせばよいのに、それを承諾して書いて見ると、實にどうも國師の筆跡と寸分違はぬものが出來上つた。それが後に國師の眞筆といふ事になつて將軍家の手に渡り、更にそれを故あつて細川三齋が拜領した。三齋は大いに得意に思ひ、或時この一軸を數寄屋に掲げて澤庵と玉室と江月との三人を招いた。三僧は一目それを見て贋物であることを知つたので少しも褒めない。三齋公にして見れば、その日の茶會の第一の饗應と思つてゐる墨蹟を三僧が少しも褒めぬのに不審を抱き、何故に國師の書を見て褒めぬのかと問うたところ、三僧口をそろへて、松岳の贋筆であることを話したので、三齋公も大いに驚き、この事が表沙汰になり、擯出されることになつた。その擯出の處分を澤庵が引き請けたのである。擯出せられた松岳は三井寺邊に隠れ、そこで終つたといふことであるが、このために大徳寺は一つの汚點を印せられ、一種の體面を下げたことになつたのである。いつたい、禪僧の墨蹟を珍重することは茶道の流行と共に盛んになり、中で最も尊ばれるものは『碧巖錄』の編者として名高い圓悟の墨蹟で、これは後の話であるが、二代將軍秀忠が病ひ危篤に陥つた時、西之丸に於いて三代將軍家光に譲り渡された徳川家重代の品々の中に、「奈良柴といふ茶入、捨子と名づけし茶室、圓悟の墨蹟」とのあつた事が『徳川實記』に見えてゐる。この圓悟の墨蹟が第一で、第二が虚堂、第三が大燈國師

といふ順序であらう。後世になると、一休、澤庵、江月等の墨跡も茶人の間にもはやされ、現代ではこれらの偽筆もまた多く出てゐるわけである。これは餘談であるが、松岳の事件は大徳寺にとつて實に困つた問題であつた。

山林閑居と風流

それやこれやの憂さ晴しといふわけでもあるまいが、澤庵和尚はその事件が片づくとすぐ旅に出た。紀州に行き、高野山に登り、和歌吹上と浦づたひにあくがれ歩いた。その翌年、元和四年の二月には南都に入り、芳林菴に止まり、九月には大和長谷寺に行つて僧房を借りて旅の宿とし、十二月には山城の薪の酬恩庵に寄寓するといふやうに、轉々として閑居隱栖の地を求めて歩いた。そしてその翌年には郷里の但馬に行き、宗鏡寺の後の入佐山の麓に庵を結び、投淵軒と名づけてこゝにしばし浮世の外の心ゆく住ひをした。投淵軒とは屈原の故事に思ひ寄せての名であらう。庵に掲げた自筆の投淵軒の額は今も宗鏡寺に残つてゐる。

この投淵軒に於ける澤庵の生活はそれこそ文字通り一衣一鉢で、米や粟を自ら炊いで朝夕の糧とし、禪餘たゞ詩歌を詠じ文章を作つて楽しみとしてゐた。衣食住に對する澤庵の考へ方を知る

のによい語が『東海夜話』に出てゐる。これは壁書にしたものとの事で、『萬松祖録』にも出てゐるが、何時のころ、何處で書いたのかよくは解らない。たゞ語としては意味深いものであるからこゝに載せる。

飯は何のために喰ふものか。ひだるさやめん爲めに喰ふものか。しかるに添へ物なくて飯のくはれぬといふは、皆人の僻なり。ひだるさやめんための計略なり。役に喰ふにあらず。添物なくて飯の食はれぬといふは、いまだ飢えの來たらざるなり。飢來らざれば一生食はでもすむべし。若し飢來たるその時に及んでは、粉糠をも選ぶべからず。況んや飯に於てをや。何のそへ物かいらむ。服薬のごとくせよ。佛の道教へたまふ。衣類またかくの如し。衣食住の三つを以て一生をくるしむ。我は其心ある故に、この三つの苦しみにうすし。

ひだるさに寒さに戀をくらぶれば

恥しながらひだるさが増す

心がまへとしては面白い。萬事心の持ち方一つであるとするれば、かういふ心の持ち方をしてゐれば澤庵のいふ通り、衣食住に苦しむ事はあるまい。大東亞戰下、物資不足の現代にはかうした心構へが大切なのではなからうか。澤庵和尚は只だ考へとして述べてゐるのではなく、それを實行してゐた。入佐山投淵軒の生活がそれであつたのである。

また或る人から衣服を贈つて來たのに對し、

野僧のひとへなるを憐みたまひ、夜の物、ねまきてふ物まで取そへて給はる。實に施しには衣服、臥具、飲食、湯藥と佛も説き給へども、佛世を去り給ふ事久し。名のみ僧にて、徳うすうして厚きほどこしをうけむ事、閻羅の後の責をおそれ、大方はのがれ申せども、綺羅のうつくしきは受けじとて、あしき物もてしつらひ給ふとて、和歌などそへられければ、かへしあげむも、無下に情しらぬ倫ひにおぼさむも口惜しくて、領しおき、秋の夜さむをふせぎ申べしと、物の名を詠する歌二首

秋來てはよるの物とてなく虫の

つゞりさせてふ寒さしるがに

何をたねまきもまかすもことの葉の

花めづらしき色をみすらん

澤庵は人から物を貰ふことをひどくきらつた。それは「名のみ僧にて、徳うすき」がためであるといふ。普通の僧は人から物を貰ふことを當然と心得、名のみ僧で徳の薄いものであるといふ自覺が足りない。一ばし偉いつもりである。この一步の差が澤庵と普通の僧との距離を莫大ならしめてゐる。

澤庵和尚は和歌を好んで作り、よほど多作の方であつたが、その歌はこゝに出てゐるのを見ても解る通り、當意即妙で懸詞を用ひてなだらかに面白く詠みなすといふ風である。「夜の物とてなく虫の」の歌では、「夜の物とて無い」といふことと、「啼く虫」とをかけてをり、「何をたねまきもまかすも」では、種たねを蒔き蒔かぬといふ事の中に「ねまき」といふ語を詠み込んであるので、そこに即興的な味があつて面白い。

澤庵和尚の閑居は只だ人を避けて一人で無爲に暮すといふのではなく、必ずそこに仕事を以てゐた。その仕事は著述である。澤庵は筆まめな人で自分ではせうり書きと云つてゐるが、とにかく執筆することが好きであつた。故にその閑居には、一日として徒然の日とてはなかつたであらう。この時も投淵軒に於いて、『理氣差別論』といふ書物を著したし、またその周圍には道を問ふ人々が多く集まつてゐたらしく、烏丸光廣などは都からわざわざこの山奥まで訪ねて來たほどであつた。『理氣差別論』はそれらの人々の爲めに書いたものと思はれる。

理氣差別論を著す

『理氣差別論』は宇宙人生を解説したものであつて、「天地の部」と「人身の部」とに分れ、先

づ理と氣といふことを説いて次ぎのごとく云つてゐる。

天地の間には一つの理といふものがあり、この理が動いて氣といふものに變はる。變るとは、水が動いて波となるごとく、本來一つものが形を異にして現はれることである。

その氣一たび動けばまた靜まる。その靜まるのを陰といひ、動くを陽といふ。この陰陽が五つに分れて木、火、土、金、水となり、この五つが和合して人ともなれば、禽獸草木ともなる。理が變つて氣となり、一氣別れて陰陽となり、陰陽が更に別れて五行となり、五行が和合して萬物となる。萬物は常住のものではなく、常に變つて生滅變化する。人も死し、草木も枯れる、そして本の五行にかへる。五行は陰陽に還り、陰陽は一氣にかへり、一氣はまた一理に歸する。かくて又一理に始まつて一氣となり、陰陽となり、五行となり、萬物となつて、何時を終りとも、何時を始めともなく、無始無終につゞくのである。

これは天地間のことであるが、人間も同じことで、人の身はこの天地を縮めてつくつたものであつて、天地の理は一身の中に悉く具つてゐる。人間ばかりではなく、蟻ほどの小さな虫でも廣大な天地と少しも變つたものではない。

では、その理とはいかなるものかといふに、形なくして空なものである。空であるから目には見えぬ、見えぬけれども天地の間に満ち／＼て至らぬ隈もない。魚の目に水は見えず、人の目に

空は見えぬ。見えぬからとて直ちに無いと思ふのは愚かである。

例へば、風は形なく空なものであるけれども、無いとは云はれぬ。有ればこそ來つて松の梢を鳴らすのである。

理が動いて氣となる。氣もまた形なきものであるが、歴々として有る證據には天地の氣動けば風が起り、人の氣が動けば息が彈むのである。

次に「人身の部」に於いて、「性と心」といふことを説き、人の身に一つの性といふものがある。性とはいかなるものかといふに、天地間にいふところの理に外ならぬ。天地間の理を人身にうけたものが性である。草の名も所によつて變り、難波のあしも伊勢のはまをぎで、天地にあつては理といひ、人身にあつては性といふ。故に性も理と同じく色もなく形もなく空にして目には見えぬが、人はこの性の働きによつて聲を出せば物も云ひ、立居振舞、學問藝能を立派に成し遂げるのである。この性は人に限らず、鳥けだもの、蟲けらにまで同じく具つてゐて少しも變らぬもの、指のさき、爪の端にまで行き互つてゐて、此の性の至らぬところはない。この性こそ此の身の主人公である。天にあつては理といひ、人にあつては性といふのである。

この性を物に譬へていふならば、鏡の如きもので、鏡の前に花をさし出せば花が映り、竹を出せば竹が映るごとく、この性に何物でも向へば向ふ物が映つて性が動く。性の動いたのを心とい

ふ。――

と説き、更に「識と情」、「機と意機」といふやうなことを説き、最後に「神と佛」といふことを説いて次ぎのやうに云つてゐる。

神は伸である。心の伸びたのが神である。心が身の中に伸び廣がつて、頭から足の指、爪の先きまで到らぬところなく至りつくしてゐるのを神とはいふのである。

神と云ひ佛といふも同體異名、その體は同じである。人毎に身の中に神がある。愚痴の人はこの神を情我によつて晦まし、物ごとの理に暗く、物ごとに止まり屈して伸びることがない。

生きてゐる時に物ごとに心が止まつて物の理に暗いから死してもなほ暗い。これを鬼といふ。明君聖主そのほか道に明かな人の果てたのを神といふ。神は伸で、伸び廣がつて一所に止まらず、水が大海に満ちくゝてゐるやうなものである。

正直の頭に神やどるとは、他から神が來り宿るのではない。我が心正直にしてあきらかなる時は、我が心が即ち神なので、これを正直の頭に神やどるといふのである。正直とは、人の物を取らぬ、虚偽りを言はぬといふだけのことではない。物の一ぱいあつて至らぬところのないのを正しいふ。一方にあつて一方になく、物の片寄つてゐるのを偏といふ。直とは、右へもよらず、左へも寄らず、糸を引いたやうな直き心のことである。正は横、直は堅である。堅にも横にも偏す

ることなき心を正直といふのである。我が心かくの如くなれば、我が心が即ち神なのである。神も佛も悟つて見れば、我れと別なものではない。我れが即ち神であり、佛である。かくの如き正直な心を持つ人は生きながら神である。死んだ後はこの神を社殿の中に齋き祭つて神と崇め尊ぶのである。

澤庵は『理氣差別論』に於いて大略以上のやうなことを述べてゐる。これは朱子の理性の説に基くものであることいふまでもなく、鎌倉時代に泉涌寺俊祐を始め、來朝入宗の彼我の禪僧によつて傳へられた朱子學が禪と結びついてそれらの時代に多くの禪僧によつて説かれた事は、隠れなき事實であるが、その思想の名残が澤庵に傳はつてかくの如き著述となつてあらはれたことを思ふと、この著は文化史的意義の深いものとなるのである。

大徳寺法難

澤庵が但馬入佐山の草庵に住したのは、元和六年から寛永四年に至る八年間で、四十八歳の年から五十五歳までである。その間京からの訪客も少からずあつたらしく、烏丸光廣などはその一人であつた。また彈正尹高松好仁親王殿下にはかしくも金枝玉葉の御身を以てはるゝ但馬に

澤庵を訪はせられ、參禪を求めさせられたが、高貴の御方の接得は長多いと思つたと見えて、澤庵は謹んで拜辭したのである。

寛永四年、澤庵は飄然として入佐山の舊庵を出て入洛、大徳寺に行つて玉室の法嗣正隱の出世の手續を取り、四月十二日に奉勅入寺せしめ、また飄然として去つて堺の南宗寺に歸つた。その行動は實に意表に出て而も敏活に事を運んだ。澤庵は但馬の山中に閑居しつゝも天下の形勢に盲目ではなかつた。その前年、徳川幕府では元和元年に家康の發布した大徳寺妙心寺法度が實施されてゐないといふ籙で、將軍の名を以て兩寺に嚴達して出世を禁止せしめた。併しそれは只だ口頭を以ての申渡しであつたので、機を見るに敏なる澤庵は、但馬に居つて早くこれを察知し、急遽上洛して條目の發布にならぬ前に正隱の出世の手續を完了し、勅許を得て入寺の法式を擧げてしまつたのである。そのあざやかな所置には幕府も面くらつたに違ひなく、全く出し抜かれた形であつた。そこで幕府はあわて、七月廿七日、板倉周防守重宗を以て諸宗出世に關する條目を交附せしめた。諸宗に共通した條目ではあるが、その目的は大徳寺妙心寺にあつたこといふまでもない。

その第一條は、元和法度以後、本寺に出世入院した者は、紫衣の着用を禁止する、といふのである。但し、其の僧の器量を吟味し、その器にあたる者は、この限りでない。故に元和法度に照し合せ出世の目を取調べて申告せよ、といふのである。その第三條は特に五山に對する申渡しで、乗拂を略し、公帖を貰はないで紫衣を着用したものでも、元和法度書以前の者はその儘で差支ない、といふのである。

この條目（五ヶ條から成る）を交附すると共に、大徳寺へは京都諸司代を以て、東照神君薨後元和法度を犯す者が多いので、昨年出世を禁制したにも拘らず、猥りに正隱を出世せしめた事は頗る奇怪至極である。元和法度の條項に違反してゐるか否か、よく調べて申出る、との厳しき譴責である。大徳寺の諸老愕然として色を失し、衆僧戰慄して爲すところなき有様である。澤庵はこれを聞いて、急ぎ大徳寺に到り、前後策につき種々協議したが、衆議紛々として纏らぬので、拂袖し去つて、大和の草庵に潜居し、成行を觀望することにした。澤庵の去つた後は小田原評定で何時決すべしとも見えなかつた。

大徳寺は明らかに一大法難に遭遇したのである。この法難をよく切り抜けるものがなければ大徳寺は滅亡せねばならぬ。而も大徳寺にとつては、これは二回目の法難である。

第一回の法難といふのは、天正十九年に茶道の宗匠千利休宗易が大徳寺の古溪宗陳と謀つて、自分の木像を彫刻し、それを大徳寺山門の樓上に置いた。その山門は階下を連歌師柴野宗長が寄進し樓閣を利休が寄進したもので、現存する金毛閣がそれである。

利休は普通國師及び古溪について三十年間禪の修養に精進し、大事を了畢して超佛越祖の技倆を有してゐたから、山門樓上に自己の像を置いたからといつて宗旨の上から云へば問題とすべきでなく、さてこそ古溪もこれを許したのであるが、その門を通過させられる秀吉にとつては自己の權威上ずて置かれぬことであり、親王を初め奉り、攝關の類ひまでも御通行になる門の上に、微踐の身を以て利休が自己の像を安置し、おまけに下駄履き姿とは、奢侈放逸の限りであるとの事で、秀吉はひどく憤り、遂に利休に死を賜つたといふのである。また一説には秀吉が利休の女を望んだにも拘らず、利休がそれを承知しなかつたので、罪に墮れたのであるともいはれる。とにかく利休の所分はそれで済んだが、利休をしてそのやうな狼藉を働かせた大徳寺の責任も免れるわけにゆかぬ。秀吉は、前田利家、細川忠興、徳禪院玄以等を大徳寺に派して、當の責任者たる現住古溪を初め一山の長老に對して利休の木像問題につき糾斷した。古溪は潜に懐劍を衣の下に隠し、若し陳謝して許されざる時には自刃して果てようと悲壯の覺悟を以てこれに臨み、詰問に對し屈せず申開きをなさんとした。その意義まことに豪壯なるものあるを見て家康大に感じ、且つ大徳寺の破滅を惜しみ、徳禪院を以て歎訴すべき旨を諭した。そこで古溪は佛者世事に疎く不當にして彼の木像を樓上に置けるは全く遺憾に堪へず偏に恩命を仰ぐ外なしと陳謝したので、秀吉の怒も解け、大徳寺も事無きを得たのであつた。若しこの時古溪の如き道力の優れた傑僧が

大徳寺にゐなかつたならば、大徳寺は秀吉によつて滅されたかも知れぬのである。

今度の法度問題も、それと同じく、一つ誤れば大徳寺は滅亡に至るかも知れぬので、この際は是非共この法難を救ふべき第二の古溪が出なければならぬのである。

當時大徳寺衆の議論一決せず、南派と北派の意見區々にして歸着するところを知らず、南派は軟論を唱へ、北派は硬論を主張して互に譲らず、荏苒日を過すといふ有様であつた。この硬軟兩論を裁斷して一舉に事を決する者は澤庵の外にないといふ事になつて、こゝに再び澤庵和尚を起たしめることになつた。

その頃、澤庵は世を避けて大和の三輪の草庵に居り、その年の初め一度堺に出て谷宗印章創するところの祥雲寺の開堂をなし、再び三輪山に隱栖してゐたが、大徳寺からの要求により已むを得ず入洛登山して衆議の座に連り、大に硬論を吐いて一山の意見を纏め、幕府に辯明書を呈出してその反省を促すことにした。そしてその辯明書、實は抗辯書を澤庵自身執筆して書き、大徳寺法度を逐條辯駁したのである。而もその文章は読み易からしむるために假名交り文で書いた。この假名書にした事が後に罪狀の一に數へられることになつたのである。

大德寺法度に對する抗辯

澤庵が執筆し、玉室、澤庵、江月三人署名して幕府に提出した抗辯書といふのは左の通りである。

古相國様御下知大德寺諸法度五ヶ條

其第一ヶ條

僧臘轉任並佛事勤行等、可爲如先規寺法事。右之御法度無相違申之由、就御尋書付申候。僧臘の事は自レ古僧藉と申し、僧名帳御座候。是に自古至今之僧衆、座牌の次第、書付御座候間、戒臘之違申儀、無之候。轉任の事、從_レ下官進_レ上官ニ申義次第無相違候。殊自_レ平僧住持ニ長老之位に上り申候事、入院開堂の式不_レ私候。其人之修行相極り、出世時至候へば、從_レ其門中ニ相勸は、一山之評定兩度候。第三度に、於_レ方丈ニ一山之大衆相集、一列同心之上、即於_レ開山國師之前、吹學狀を相調、諸長老連判被任、當寺自_レ昔之傳奏勸修寺殿ヲ以テ、禁中へ言上之時、叡覽有テ、其日ニ住指入院之儀被_レ仰出、勅使其御沙汰候。是は依_レ文明七年之論旨ニ如_レ斯相定る法にて候。即文明之論旨其言に云、

當寺住持職新補事、非_レ前住之學達ニ者、不_レ可_レ有_レニ卒爾之_レ勅請、向後彌爲重宗派_レ被_レ仰定之旨可_レ令_レ存知ニ者也。依_レ天氣ニ執達如件。

文明七年七月廿日

右中辨在判

大德寺住持

如斯御座候故、以_レ違署言上申事、是先規にて候。此等之式毛頭無_レ相違ニ候。佛事勤行之儀勿論無_レ相違ニ候。

第二ヶ條之内

參禪修行三十年、千七百則之儀に付無_レ相違ニ歟之由、御尋候。修行三十年、千七百則之儀者、古相國様モ分別ノ上ニテ、大底ニ如此被_レ出候事、其家之修行能ク勤申様ニトノ義タルベク候歟。又ハ案文ヲ調被_レ掛_レ御目ノ人之無案内ニテモ候カ。千七百則ト申へ、傳燈錄（景德傳燈錄は宋の僧道原作、三十卷あり）ニ載申祖師數千七百人御座候。是ヲ大底ニ千七百則ト申タル事ニテ候。然ドモ千七百人ノ内、其祖師ノ言句ヲ記シテ載セ申分ニハ九百六十三人御座候。此外ハ祖師ノ名計ニテ、語句傳記無_レ之、九百六十三人ノ分ニテ、總別千七百則ハ無之候。千七百則ヲ三十年ノ工夫ニテ窮申事モ、左候へバ相定タル義ニテモ無之候。佛ノ説、祖師ノ論、古則ニ取用ユベキ言句ハ際限モ無之事ニテ候ヘドモ、其レハ千七百則ト申傳燈錄ノタシニハ成不_レ申候。

タトヘバ東坡二十五卷ト申スニ足り不申候トテ、杜子美、山谷ヲ足シ申テ、二十五卷ノ東坡トハ不申候。兎角千七百則ト申ハ、傳燈錄ニ限テ申候。傳燈錄ニテ候ヘバ、千七百則ハ無之候。又タトヘ千七百則御座候トテモ、傳燈錄ノ次第ヲ參ジ申スコトハ、何レノ派ニモ無之事ニ候。又傳燈錄千七百則ト申外ニ、古人集置タル一千七百則ノ公案ト申付ケタル録ハ、唐ニモ日本ニモ無之候。然レバ千七百則トハ傳燈錄ノ事ニテ候カ。傳燈錄トテモ千七百則ハ無之候ヘバ、古ノ貴僧高僧トテモ、千七百則ヲ參ズルト申事ハ無之候。今ノ世ニテモ千七百則ヲ我ハ通リタルナドト申ハ、世ヲヘツラヒ僞リテ申スニテ候。非本色ノ義。又昔ノ人ノ語ニ透得千七百則公案（公案者、禪林實訓註曰、乃喻ニ公府之案牘。乃至公乃聖賢一期之轍。天下通途之理。案者聖賢之正文也。乃至佛祖機緣目之曰ニ公案云々）ナドト申事モ御座候。是ハ目錄ヲ一ツニ透得スルト申事ニテハ無之候。千七百則ヲモ一句ニ透ルナドト申心ニテ候。以レ一知レ万ト如レ申、智慧ノ廣ク通ジタル事ヲ申義ニ候。千七百則ノ公案ヲ一句ニ道ヒ將チ來レナドト申義ト同前ニ候。

又三十年ノ修行ト申事モサ様ニハ無之事ニ候。十五六歳カラ修行仕ルニシテモ、師家ニ隨テ三十年、又出世仕ル間ニモ五年モ可有御座候カ。又我弟子ヲ取立候ニモ、三十年カ様ニ候ヘバ、人ノ命ノ限御座候程ニ、佛法相續モ難成子細ニ候間、三十年ノ修行ト申事ハ、古モ左様ニハ無之候。只今如此申サバ、我人自ラ修行不足故古人ヲモ申シカスメ候様ニ世間ヘモ聞エ可申候間、古ヲ引テ申候。建仁寺開山千光ハ、初仁安三年四月渡唐候ヘドモ、九月即チ歸朝、其後文治三年末夏、重ネテ渡唐候テ、建久二年亥歲歸朝、出入五年、虛菴ニ隨テ問道如此。東福寺開山聖一國師ハ、嘉禎元年末歲渡唐、丑ノ年歸朝候。無準ニ相隨フ事、出入七年也。愚中禪師ハ、應永午歲ニ入唐、終ニ六年ニシテ佛法ノ大事可事畢ル。建長大應國師ハ、廿五歳ニシテ入唐、虛堂ニ相隨フ事七年ニシテ印可アリ。此歲、大應三十一歳也。由良開山法燈國師ハ、在唐六年、無門禪師ニ相隨ヒ參學四十八則即無門關ト申是ニテ候。天龍開山夢窓國師ハ、二十歳ニテ禪ニ入り、六禪師ニマ見エラレ候ヘドモ、法ハ佛國ニ續ガレ候。佛國ニハ年ヲ隔テ、唯兩目相逢、其日ニ歸リ去テ、又後二年ニ來リ即チ印可ヲ得ラレ候。即夢窓三十三ノ年ニテ候。南禪寺開山大明國師ハ東福寺聖一國師ニ法ヲ嗣レバ、咨詢應對ノ語、入理契當ノ節、海藏（虎關師鍊ノコト）ノ書傳ニモ不レ具、行錄未レ見レ之故、今爰ニ委ク不レ述レ之。三十二歳ニテ出家アラレ候。是ニヨリ南禪ニハ年若ク候ヘドモ出世アラレル杯ト申傳ヘ候。諸五山共ニ出世アルベキ才智御座候ヘドモ、檀那ノ緣遠ク候ヘバ、五六十迄モ平僧ニテ御座候ヘ。智モ有リ、且那ノ緣モ候テ、年ノヨルヲ出世セザル人ハ稀ニ候。皆四十ノ内外、三十四五六ニテ出世アラレ候事ニ候。當寺開山大燈國師ハ、大應ニ相隨フ事五十年、參學百八十則ニテ罷參、二代徹翁ハ、大燈ニハ十八

則ヲ參ジ、大模ハ援別傳ニ參ジテ法ヲ言外ニ嗣グトイヘドモ、言外ニハ半句ヲモ不問奉。作者自云、終ニ十四五則ヲ參ズト。先師大聖國師ノ筆ニ被留置ニ候。名匠ハ宿植感果ノ故、一句一偈ヲ見、或縁ニ逢ヒ、事ニ觸レ、忽然ト悟ヲ得テ、千門萬戶一時ニ開ケテ候。古則ヲ參ズル事モ、往古ハ總別無之、千七百則ト申ス言モ、宋朝ヨリ爾來ノ事ニテ候。傳燈錄ヲ編ミ立ヌ先ハ千七百則トキモ無之候ヘドモ、禪宗ト申事ハ、別ニ其窮リアル事ニテ候。必ズ古則ニヨル事ニテモ無之候。サヤウニ候ヘバコソ、古則ヲハ隙ヲ明ケ候テモ印可ヲ得ザル衆、前々多ク御座候。宋朝ニ儒者數多禪學ヲ仕候。儒者ハ博學ニ候ヒテ、諸氏百家ノ義理胸ニ多ク候テ、工夫純一ニ不成候故、一ノ古則ヲ授ケテ其本則ニタヨリ工夫候ヘバ、工夫ノ一助ニナリテ禪義易ク通ル故ニ、古則ヲ參スルモ、大悟發明ヲ求メン爲也。大悟ヲ得テ後ハ、古則ヲ參ズルモ無レ詮事ニ候故、於此罷參セシム。佛祖ノ語ハ皆古則ニテ候。ソレヲ參ジ盡ス事ハ、五生七生ニテモ不成事ニ候間、參ジ盡シテ罷參ト申事ハナク候。大悟發明ヲ限トシテ、古ハ罷參セシメ候。渡レ水須レ用レ筏、至岸即忘レ舟ト申候。大悟ハ必ズシモ古則ニモヨラズ、修行ノ年數ニモヨラズ候。如ニ擊石火ニ似ニ閃電光トモ申候。已ニ古則ヲ參ジ來リ候テカラモ、名匠ハ五十則、百則ニテモ、一ヲ見テ萬ヲ明ムル智慧ニテ候ヘバ、佛祖ノ道、無ニ殘處ニ見盡シ申候故、當寺開山ヨリ二代三代ノ先師ニ至ル迄、拈弄古則學岩一百條、同頌古並評唱之内類則、臨濟雲門三部ノ錄、此ノ外

參要ヲスク者、百二十則ノ者語、其外佛經祖錄ノ内、一句半偈、其ノ要ヲ取テ多ク後學ニ示シ置カレ候。是等ヲ綿密ニ悉ク參ジ候ヘバ、當寺ノ修行ハ凡二十年ニハ相濟申候。古ノ名匠達ヨリハ、古則ハ多參申ス事ニ候。多參申ストテ、古ノ知識ニ増ル義ニテハ無ク候。十ノ物ヲ二三ニテ殘ル七ヲ皆明ラメ候ハ、智慧ノ廣通申ス故ニテ候。十ヲ十ナガラ問ヒツクサザレバ、難ニ明得一者智慧ノ先達ニ劣リタル故ニテ候。古ノ名匠達ノ修行ノ年數モ、右書付申候如ク、五年六年、七年ニハ不過候。千七百則ヲ工夫シ盡ス事ナラバ、如何ナル名匠ニテモ、五年、七年ニハ成事ニテハナク候。今ハ他寺ノ義ハ不存、當山ハ二十年ノ修行仕候。三十年迄ハ、昔モ今モサ様ニハ無之事ニテ候。サレドモ田舎ヨリ佛法ノ志候テ上リ候僧、大方ハ晚學ニテ候。廿四五、或ハ三十ニテ發心仕候ヘバ、修行二十年、又出世興行五三年モ間御座候。又弟子ノ取立候ニモ二十年不仕候ニハ、佛法相續成リ不申候。人ノ命限アル事ニテ候。開山モ五十六ニテ入滅候。加様ニ候故、修行ヲ急ギ申候テ、師家三人四人へ參學仕候ヘバ三年、四年ノ事ヲ一年ニモ學得仕候ヘバ、修行ノ仕様ニテ、二十年ニモ相當候。然レバ當寺ノ義ヲモ不殘窮盡シ、又被仰出候三十年ニモ違ヒ不申候。近年歲若キ衆隈ニ仕候カノ由御尋候。御法度以後、十三年ノ間入院仕候衆只今存命候テ九人御座候。四人ハ田舎晚學ノ衆ニテ候故、六十之上五十餘ニテ皆入院被仕候。其餘ハ當寺ニテ九歳十歳カラソダチ申タル衆ニテ候故、三十七八九、四十二テ入院仕候。

開山ノユルシニテ、十六ヨリ參ニアガリ候間、出世ノ望御座候人ハ、十六ヨリ四十ニ及ビ候ヘバ二十四年ノ修行ハ何レモ仕候。年齢ニ少シノ不同候ヘドモ、修行ハ隔ハ無之候。未熟ノ衆入院仕候事ハ一人モ無之候。當寺ノ入院ムサト仕ラザル證據ニハ、京田舎、本寺末寺掛テ大徳派ノ長老ト申ス衆ハ、天下ニ十六人ノ外無之候。多キ時モ凡ソ不過二十人候。當時ノ修行ハ大義ニ御座候故、出世可仕者ハ無御座候。無糺明仕ラバ、五十人モ六十人モ可有之事ニ候。所詮、先規寺法ノ如爲ス可シト被仰出候。先規ニ相背ク事ハ無之候。參禪修行モ古ヨリ仕來リ候外ニ新メ可仕様無之候。仕ルト申ハ可爲僞候。兎角先規ニ違ヒ申事無之候。

一、新院建立ノ時、申降綸旨ノ事、

右當寺ニハ、開山以來寺ヲ建テ候テ、以ニ綸旨ニ院號寺號ヲ付ケ申事無ニ先例ニ候。綸旨ナドハ申降モ被成下事モケ様ノ義ニハ先例ノ入申ス義ト承リ候間、新義ノ綸旨ヲ申上候義難調候敷。是ハ院ト不申候トモ、庵ト申テ成トモ可有之候間、御法度相背義御座有間舖候。

一、寺領ノ事如ニ御書出ニ候。

一、塔頭輪所ノ事、是又如ニ御書出ニ無相違候。右所レ申無餘義ニ思召候者、三百年仕來候如ニ前々入院開堂執行申様御分別所仰候也。

芳春院

玉室

南宗寺

澤庵

龍光院

江月

板倉周防守殿

御奉行中

澤庵の主張要點

右元和法度五ヶ條に對する辯明書に於いて、その主眼點が第二條にある事は云ふまでもなく、その第二條は要するに參禪修行三十年の問題と、千七百則話頭了畢の問題とに歸着する。その辯明書の大意は、元和法度に規定した大徳寺住持資格たる「參禪修行三十年、千七百則了畢」の二點を爾來相違なく履行してゐるかとの御尋ねであるが、これはこの法度の發布者たる故相國様が、よく事情を御承知の上で、大抵かういふ方針で其の派の修行を十分に勤めるやうにとの御趣旨で



あるか、又はこの法度の立案者及び起草者が宗旨のことに精通してゐないためにかやうな事を云つたのであるか。一體千七百則といふのは、景德傳燈錄に載せてある祖師の數であつて古則の數ではない。千七百人の内その祖師の言句を記したものは九百六十三あるだけで、他は祖師の名だけ掲げてあるだけである。九百六十三人の言句をすべて集めても千百則位しかない。それ故、千七百則を三十年かゝつて調べ上げねばならぬといふ定則はないのである。佛の説、祖師の論の中で、古則として採用すべき言句は數限りなくあるので、それを千七百則として通用させる事は出來ない。千七百則と云ふ以上は傳燈錄のことではなければならぬが、その傳燈錄が實は千七百則はないのである。假令千七百則あつたにしても、傳燈錄の順序によつて修行するといふ事は、どの派に於いても無いことである。又傳燈錄の外に古人の集めた千七百則の公案と稱するものは唐にも日本にもない。故に千七百則といへば傳燈錄に限る事であり、その傳燈錄には實際は千七百則はないのであるから、古の高僧達とて千七百則の公案に參するといふことはなかつた。今の世に千七百則の公案を通つたといふ者があれば、世を欺き偽りたる者で、本氣の沙汰とは申されぬのである。

古人の語に、千七百則の公案を透得したといふこともあるが、それは一々の則を透得した事ではなくして、千七百則をも一句に透るといふ意味で、一を以て万を知る智慧の廣くすぐれた事を

云つたものに外ならぬのである。

又三十年の修行といふ事も、有り得べからざる事で、十五六歳から修行したもので、師家に隨て三十年を費し、又出世まで五年ほどかゝるとすれば、自分の弟子を育てる事もならず、人命には限りあるもの故、佛法相續も出來兼ねるわけであるから、三十年の修行といふ事は實際不可能な事であるばかりでなく、古もそのやうに永くかゝつて修行した例はないのである。建仁寺の開山榮西禪師は入唐二度に及んだが、虛庵について修行したこと前後五年に過ぎなかつた。東福寺の開山聖一國師は嘉禎元年入宋、徑山無準に隨つて修行する事七年、愚中禪師は六年にして印可せられ、大應國師は廿五歳にして入宋虚堂に隨侍する事七年にして印可せられた。由良の法燈國師は在宋六年、無門禪師の法を嗣いだ。天龍開山夢窓國師は二十にて禪に入り、六禪師に見え、末後佛國國師に印可せられ、年三十三であつた。南禪開山大明國師は東福の理一國師の法を嗣いだ、その機縁に關しては虎關師録の元亨釋書にも記してないので知るに由もないが、三十にて出世せられた。

當寺開山大燈國師は大應に隨侍する事十五年、百八十則にて參學を終り、二代の徹翁和尚は大燈の下にて八十八則を透過して法を嗣がれた。禪宗といふものは大悟徹底が大事であつて、古則の數にはよらぬのである。古則のみ通つても、これで修行が濟んだとは云はれぬ場合が多々ある。

古則に參するは大悟徹底を得んが爲め、大悟を得れば古則に參する用なくなるのである。大徳寺に於ては修行の年限は二十年を限度としてある。修行に三十年を費した事は今も例がない。但し修行は仕方次第で三年四年かゝる事を一年にて仕上げることも出来るものであるから、二十年の修行が三十年の修行と吊り合ふことにもなるのである。

近年若輩の者が猥りに入院するといふお咎めであるが、法度以後今日まで十三年間に入院した者は存命者のみで九人しかなく、決して猥りといふ譯ではない。先規寺法の通りにせよといふ事であるが、禪の修行は昔からの仕來り通り、別に仕様もない事である云々。

さういふ次第で、三十年修行千七百則公案といふ事の無意義にして不可能なる事を懇々縷々説明した。この法度の起草者金地院に對して多少の皮肉は云つてゐるものゝ、公儀に對して不遜の態度は少しもなく、冷靜に事理を説明してこの法度の無効なる事を證據立てたまでである。然るに、

權現様の法度に對し、異議を申立て候ことは、公議を憚らぬ不届の儀。

といふ事で寛永六年七月廿五日附で、出羽上の山に流罪とはなつたのである。

この辯明書は、一讀した處では、頗る穩かで何等公儀に對する反抗的な言辭は見えぬが、そこに述べられてゐる内容はといふと、大徳寺法度の前面的否定であつて、この辯駁の前にはこの法

度は全く空文に終つてしまふのである。それもその筈で、もと／＼この法度制定の動機といふものが、五山派對大徳・妙心の對抗意識から、五山派の總帥金地院崇傳が故意に大徳妙心を壓迫にかゝつたものに外ならぬのであるから、これを頭から否定されたのでは金地院崇傳の面目は丸つぶれとなり、幕府の威信も地に墮ちるわけである。故に幕府側としても黙つて引込むわけにはゆかず、尙ほそればかりでなく、この法度の底意には、畏れ多いことながら、朝廷の御勢力に對し奉りこれを掣肘し奉らうとする徳川幕府の政治的意圖もあつたわけで、いはゞ大徳寺法度は崇傳のたくんだ一石二鳥といふことになるのである。澤庵の一撃よく崇傳の急所を突いたのであるが、打たれた崇傳は蔭の人で、表面に立つのは元和法度の發布者たる徳川家康である。澤庵は崇傳に一撃を與へたつもりであつたが、何ぞ計らん、それは今は世になき東照權現を敵にまはした事になつた。そこで幕府の面目上捨て置けぬといふ事で、澤庵、玉室の二人流罪とはなつたのである。

この辯明書の内容を冷靜に考へれば澤庵のいふ處に道理があり、幕府の方が無理といふ事になるので、澤庵流罪には大分反對もあり、天海僧正などは無罪を主張し、柳生但馬守もその賛成者であつたが、その法度の立案者並に起草者たる金地院崇傳や林道春等はどこまでも流罪を主張し結局幕府の威信を保つ上から一應流罪といふ事に定まつたのである。

そして一方、元和以來法度を無視し、幕府へ届出せずして直接朝廷から綸旨を得て大徳寺に出世入寺した長老僧の綸旨を奪ひ、紫衣を脱せしめた。この幕府の所致は結果から見ると、朝廷の大權を干犯した事にもなり、皇室に對し奉つての一大不祥事件ともいへるのである。

後水尾天皇はこれに御憤懣あらせられ、遂に御退位といふ皇室の重大事件を惹起するに至つたことは、恐懼に堪へぬ次第である。

この法度事件は大徳寺ばかりでなく、妙心寺に對しても同様で、妙心寺側に於いて幕府に反對して立つた單傳、東源二僧も同じく流罪に處せられた。結局この法度問題は四僧流罪といふ事によつて一片ついたのであるが、その四僧の中の急先鋒にして、大徳・妙心を指導して反幕の矢面に立つたものはいふまでもなく澤庵和尚であつた。

澤庵和尚は由來山林閑居を好み、公界に出入する事はその好まざるところ、況んや政治上の事に容喙するなどは思ひもよらぬ事であつたが、法度事件はその澤庵をして敢然として立たしめたのであつた。一度立つた以上、武威に屈する事なく、幕府を向うに廻して堂々と所信を闡陳して豪も憚るところがない。こゝに禪僧澤庵の眞面目がある。

幕府の處置

幕府では玉室・澤庵・江月三僧連署の辯明書に對し、これをいかに取扱ふべきかにつき、いろいろ考へた結果、直接三僧の意見を聞き、出来るならば謝罪をさせ、事を穩便に計らふつもりで、寛永六年の春三僧を江戸に召喚した。然るに直接面會して話して見ると、謝罪どころか、澤庵は一身の危難を顧みず、前言を主張して幕吏の詰問に屈する色なく、玉室もまた同様であつた。只一人江月のみは何と思つたか謝罪したので、罪を免れたが、澤庵と玉室とは處罰され、七月廿五日附を以て澤庵は羽州上ノ山へ、玉室は奥州棚倉へ流罪に處せられた。

澤庵への申渡狀には、

先年、權現様、京都大徳寺の寺法について、天齋、松岳、玉室、此三僧を召出され、様子御尋ね、數日御吟味の上、寺法御定め被遊候時分は、在寺仕らず、今度卒爾に罷出、御法度書に違背し、遂一右筆致し、返答書の儀公儀を憚らず恣に私意を成す。澤庵一人の覺悟の旨、世上風聞候故先日三使を以て御尋の處、露顯言上、之に依て遠流に處せらるゝ者也。

寛永六年七月廿五日

又玉室への言渡状には、

玉室事、先年、天齊、松岳三人同時に權現様御前へ召出され、大徳寺の諸法度相定めらるべきに付て、度々様子御尋成され候處に、慶長二十年五月十九日、出世の儀、今時は容易に罷成候。以來は御法度守るべきの旨御下知の案文見せられ、六月加閏百日に及び御吟味の間、三人の長老を一人づつ召上げられ、話則聞召され、彌寺法相續の旨定下さるゝが爲め、同年七月廿五日二條御屋敷に於て三長老一度に御法度書頂戴、難有の旨重疊御禮申上候。万一又申上度き旨趣有之に於ては、權現權御在世の時、言上致す可きの處、其時は納得し、今更異儀に及び、近年大徳寺位順のため、御法度を破り、猥に出世を取行ひ、剩へ今度のヶ條書遂一返答書仕、加判致すの儀、沙汰之限也。右之條々、前代未聞の曲事に思召され、流罪に處する者也。

寛永六年七月廿五日

これによると、玉室及び天齊、松岳の三僧は、慶長二年に家康に呼び出され、二條城に於いて大徳寺出世入院について相談があり、元和法度の原案を内示され、百日間の期限を附して意見を徴せられたのである。その時、三僧が異議なく賛成して置き乍ら、法度の條項を履行しないばかりでなく、權現様なき今となつて反對を申立るとは不届である、といふのである。これは幕府の方にも一理ある事で、玉室がその際、金地院の策に乗せられて唯々諾々と法度を承認したのは、

何としても失態といはねばならぬ。その時玉室の代りに澤庵が居つたならば、敢然としてこれに反對し、家康の面を冒して痛快に硬論を吐いたであらうが、その時は、大阪落城の直後であり、南宗寺が焼失した後で、澤庵はその善後策に忙殺されてゐる時であつたので、法度問題には關係してゐなかつたし、又關係すべき責任の地位にも居なかつた。その元和法度に無關係であつた澤庵が、今になつてこの問題の中心人物となり、自分一人の意見で法度に反對し、一派を代表して抗辯書を執筆をしたりなどするとは不届千万であるといふのが、澤庵に對する幕府の云ひ分である。また一説には、この訴状を假名交り文にした事についての幕吏の詰問に對し、澤庵は、漢字で書いては讀めまい、と答へたことが幕府の心證を害したともいはれる。

この法度事件は大徳寺と妙心寺と同斷であり、妙心寺でも、硬軟兩論あり、硬論を主張して幕府に反對した、單傳、東源の兩僧もそれ〴〵奥州津輕、羽州由利の兩地に流されることになつた。

これのみならず、大徳寺・妙心寺の僧にして元和法度以後勅許を得て紫衣を被した者に對しては、悉く脱衣せしめて黒衣を着せしめた。元和法度以來大徳寺の紫衣は十五人居つたが、その中九人は既に遷化し、残る六人の僧が紫衣を脱した。因つてこれを一に紫衣事件ともいふ。

澤庵は七月廿八日附を以て羽州上ノ山城主、土岐山城守に御預といふことになつた。
急度申入候。澤庵儀、其方へ御預候。委小笠原金左衛門申含候。恐々謹言。

七月廿八日

鳥田	彈正忠	利政
永井	信濃守	尚政
板倉	周防守	重宗
酒井	讚岐守	忠勝
土井	大炊頭	利勝
酒井	雅樂頭	忠世

土岐山城守殿

玉室は奥州棚倉の城主内藤豊前守に預けられた。澤庵・玉室二人が流され、江月一人罪を免れ

た事について、江戸の人々は江月を悪み、その頃珍重して床の間に掛けてゐた江月の墨跡を悉く取り脱し、破棄してしまつたといふ事である。その頃の江戸の落首に、

雨ふれば澤の庵も玉むろも流れてあとににぎり江の月
玉の室澤の庵もながされてみそかすばかり残る江の月

羽州上ノ山に流罪

昨晚使御座候。我等をば出羽もがみの内かみの山と申す所へ被^{つかはされ}遣候。玉室は赤楯と申所へ被遣候。上之山は六日七日に参り候よしに候。赤楯は白河のあたり、三日四日路と申候。江月は無^{しらす}別儀候。さて又罷出候事は定日未知候。即御見舞とて、御兄弟御出候へば、手前用ども仕舞申事成不申候。餘人にはたれにもはやあひ不申候。御兄弟中へは、不懸^{おめにかみ}御目候事は成間敷候へ共、先御出被成候事御無用に存候。堺へ策首座上せ候。大徳寺へも飛脚上せ候。書狀とも、身のまはりいかに何もなきと申ても、出家の一人してくどく仕候故、出行前者いづかたにも迷惑申候間、御左右可申候。即刻御出被成間敷候。恐々謹言。

廿六日(寛永六年五月)

宗

彭(花押)

小出大和守殿

小出對馬守殿

これは、流罪と決定した直後に書いたもので、それと知つて堺から面會に来ようとする小出吉英兄弟の出發を止めた手紙である。まだ出發の日も定らぬ、二人來られては準備も出來ぬ。誰れにも會はぬつもりだから御出府には及ばぬ。出發前に人に來られては迷惑であるといふのである。七月廿七日、澤庵和尚は玉室と共に江戸を出て途中同行、下野の大田原で分れて、一人は羽州へ、一人は奥州へと袂を分つた。その時、和尚と玉室との唱和の詩及び和歌がある。

玉室與予三日同途、四日之朝分南北別離、室は配所奥州赤楯、予如書面。乘輿中より小筒取出、盃を取かはし、在露命再會ヲ期。

宗 彭

天分南北兩鳥飛。何日舊捷雙猱歸。
聚散無常只如此。世上禽亦有樞機。
玉室和していふ。

草鞋竹杖傍空飛。舊院何時把手歸。
水遠山長猶絶信。別離今日已忘機。

白河の關にて「便あらばいかで都へつげやらん今日白河の關はこえぬ」といふ古歌を思ひ出し、

都へとむかしの人も今の身も便りあらばの白河の關

それとなき旅だにあれば黒髪もあかす一夜に白河の關

信夫にて

亂るなと人を諫むる折からに我心さへしのぶもじすり

松島ちかければ

ゆるされぬ身はいつゆきてみちのくのちかのしほがまちかきひかなし

あこやの松

千年山千年もかけてめでたきはあこやの松に木かくれの月

かくて八月十五日に上ノ山の配處に著き、土岐山城守の屋敷にお預けとなつた。その四日後の十九日に堀丹後守に宛てた手紙は、流罪についての和尚の氣持をよく物語つてゐる。

流され行く澤庵の心境

(前略) 誠此度宗門之事にまつすぐな事を申て、御意にちがひ、出羽の國まで流れしと申事は

二代三代も人の口に残り可申候。名聞と申ながら末世にはせめてみやうもんたりとも残り候へば満足に存候間、心さへちりにけがれ候はずば身のくるしみ何とも不存候。心をむさく人に見られて身の安き事は、悦不申候。心をむさうして身をやすく可仕候ほど安き事は無之候。恥を思ふ計に入は身をもはたし、苦しみも仕候事に候、又々不人事申と可思召候。恐惶謹言。

八月十九日 寛永六年

宗 彭(花押)

堀丹 後 守殿

宗門の爲め、公明正大な申開きをして罪を得たことは後世の語り草ともならうが、それはむしろ満足に思ふところ、心さへ清淨潔白ならば身の苦しみは何ともない。心ぎたない振舞をして身の安きを願ふなどは、自分の望まぬところである。心をきたなくして身の安きを得て、それで満足出来れば結構だと、暗に江月を諷してゐる。

また配流の心境を披瀝して、次ぎのやうにも書いてゐる。
出家は三界を家とする事勿論に候間、何とても悲事もなく候。武士之御國かへ同前と存候而居申候。御氣遣候間敷候。御なげきも候間敷候。世をなげき身をかなしむは白地凡夫の上に候。凡夫にも自然と得心の者は世を嘆事はなく候。爲法爲先師我と心より如此成行候身に何の嘆あるべく候哉と存候。御氣遣候間敷候。御折檻の初候へば、又御赦免の終も可有之候。命候

はゞ、互に可遂再面候。云々

三界を家とする出家の身は何處にゐても同じこと、少しも悲しい事はない。武士のお國替のつもりでゐる。佛法の爲め先師のために自ら進んで罪を得た身に何の嘆きがあらうぞ。自分の事は決して心配してくれるな、——と反つて同情者を慰める澤庵である。また郷里但馬にゐる弟の秋庭半兵衛に與へて上ノ山謫居の模様を書き送つた手紙には、配處に於ける生活の有様が手にとるやうに寫されてゐる。

書信に見えたる配所の生活

兩三度狀を進候。とゞき候や不審候。(中略) 定而いまにとゞき申間敷候。(中略) 爰元いかかして居申候と氣遣可被成と存候て書付進候。

六疊敷の坐敷、次の間、同じく物置三疊敷、小者部屋、朝夕めしとゝのへてくりひへ候はぬやうにとて、縁廻りも二重塀をかけ、ゆどの、せつちん、縁つゞきにして風をひき候はぬやうにと念入候。寝る下には、大なる鹿のしゝの皮をたゞみ、二重の下に敷き、下よりも冷え候はぬやうにと山城殿御念入候。飯米は白め候てあとからく入次第、味噌、鹽、薪、すみ、あぶら、

牛蒡、大根、又菜ばたけは軒のあたりにつくり置きたるを下人に被申渡候。師走には、山城守殿、江戸より、裏にはいかにもうつくしくやい／＼の絹をつけ、面は美しき物は嫌ひ申とて、荒きつむぎをつけて小袖一つ、いかにもうつくしきかみにきぬの裏つけ、綿あつく入れ、又御内儀からとて肌に着申綿子結構にして給はり候。せうしやには爰元にて被仰付て、木綿布子うつくしく、小者にも同じく何から何まで懇ろ、中々申やうなる事にてはなく候。山城殿江戸へ御上之時も、道二里が間は、御馬の上から、我が事よく馳走申て事不如意になきやうに、又あまり馳走過ぎ候はゞいやに可思召候間、何様にも氣にあひ候やうに、家の年寄とも心得候へとてくれ／＼被仰置候。時には城からも、又年寄ども方からも、なぐさみにべんたうどもも進じ候へ。それもいやに思召候はゞ無用。茶の粉なども時々進じ候へなどと被仰置候故、結構に餅をつき候て置、四日五日に一度づゝ給候故、去年冬中も毎日もちを食べ通し候。正月の事は不及申候。當年の正月程、もち澤山に御入候事は一期になく候。(つづく)

家の間取り、から衣類のことまでこま／＼と書き、山城守の和尚に對する心づかひの様子などまことにゆかしく、その尊敬の念のほども察せられ、また和尚の山城守の懇情に對する感激の氣持もよく見えてゐる。

門前に門も二重につくり、よそからの使ひなどむさと參て六ヶ敷とて番屋をつくり、人をおか

れ候へ共、寒き時分、人の苦しみに成候と存じわび事しておき不申候。次兵衛と申侍一人、我に心安く召使ひ候やうにとて(中略)あたらしく侍を置かれ候。寺もあり／＼と大につくり度候由、色々被申候へ共、たつて申、いかにも小にと申て、歌をよみて年寄衆へ見せ候へば山城殿へ見せられ候。就其合點候て、右の程に小さくつくられ候。歌には「人はただ心をひろくすみなして假りの庵はとにもかくにも」(つづく)

門番など置いて警護も厳しくしてくれたが、それはことはり、只侍一人を召使つてゐる。寺を立派に造つて呉れるといふ山城守の厚意も辭退してなるべく小さくと頼み歌を作つて示した。

皆々家中衆、年寄衆、はじめて誠に主のおぢ坊主などのやうに被思候。爰元の事は思ひの外心安事にて候。國遠く候て皆々に對面申事無之ばかりにて候。(中略) 去年當年は氣力もよく、持病もすきとよく候て、一段満足に候。去年爰元へ參候てから、江戸、京堺方々からの音信に狀の返事書きさす日もなく候。(中略) 岸和田松平周防殿からも各使者給候。色々心のつき候音信、小袖、紙子、此遠國まで、杉の箱に入給候。其外方々からの音信ともに候。去年江戸にて我等、玉室兩人か様に被仰付候時の上使加々爪民部殿、堀式部殿、此兩人衆からも、去年はや兩度の御音信、爰元に無之とて茶つぽに茶をつめ、小袖など色々給候。此衆は上様をはゞかり被申候はゞ人などは給聞敷事にて候へ共、何と御座候哉。か様に懇に御座候。瀧川大學殿

など申候は、山城殿舎弟にて候。西之丸の御側つかひに候が、か様の衆からも、切々音信にて候。いたみ木の介殿、今は播磨殿と申候。其子息藏人殿などからも切々音信、爰元になき茶ども、便ごとに給候。顔を見申たる事もなき衆にて、遂に逢ひ申たる事もなき人にて候。か様に御懇に御座候。本田安房守殿からは、去年中に、三度人を給候、大樽の南部もろはく、馬に二つつけておこし、又は茶つぼ、みづ漬の生薑つぼなど、物の本などまで、爰元にて見る本あるまじきとて五部も三部ももたせ給候。(中略) 堀丹後守殿などの心付など申事は、親の子を思ふやうに候。(つづく)

山城守家中の侍共が、殿の祖父のやうに思つて自分を大切にしてくれる。唯今は元氣で、持病も快つた。江戸、京都、堺等からの音信も度々来る。去年流罪の上使に立つた加々爪、堀兩人から二度まで音信あり、茶や小袖を送つてくれる。それらの人々は將軍の前を憚つてかやうな事はしない筈なのにどうした事か。西の丸御側付の衆からも同情の音信がある。顔も見知らぬ人からまで慰問の手紙を貰ふ。堀丹後殿の心づかひなどは親が子を思ふやうな親切ぶりである。

肥後八代の城もち被申候加藤右馬承と申人、六万石にて肥後守殿家老にて候。かやうの人からも茶つぼなど給候。内儀からも、まことに心づきたる事どもにて候、物を書き候時、手冷え候はんとて、手覆ひのやうの物まで給候。小袖、紙子、木綿もの、とり合十四五もはや爰元の不

便なる出家にまいらせ候。頭巾綿帽子など、如何程うつくしきを二十四五も皆、出家、又は入さうなる人にまゐらせ候。茶なども壺に上々の茶をつめて、結構して、方々から給候へ共、引くもむづかしく候間、ふくろ一つ二つひき候ては皆、人にたうながら封切らずにも方々へやり候。茶つぼも五六やり候。てんたうおそろしき程に御座候。かやうに物澤山に樂々たる流され者有間敷候。是も上様のお蔭の國に居申故にて候。

我々手前には江戸を出候時、丹波殿仕立給候つむぎの着る物かみ子綿子など、襟あかつきたるを着てゐる分ばかりにて、何もかも皆、よそよりくる程の物。人にやりはたし、かいはらひて居申候。爰元にも、さてもく、氣散しなる事かなと申様にして居申候。上様の御前ばかりこそ、御法度と思召候、さ様に候へ、日本國に我々の名を悪しく立て候人は無きやうに申候間、何事も御氣遣候間敷候。上様もさまで悪しくは思召候はぬなども申候。其儀は不存事に候。先々當分爰元に居住候。氣遣候間敷候。

肥後八代の城主から小袖、木綿、紙子とりませ十四五枚、頭巾、帽子二十四五個、上茶をつめた茶壺五ツ届けてくれた。まことに天道様に對して勿體ない位、こんな樂々たる流人がどこに居らうか。江戸を出る時には襟垢ついたつむぎの單一枚であつたが、こゝに來てからは衣類澤山餘るばかり、大抵人に與へてしまつた。さても氣樂なことよ。上様の手前ばかりは法度に背いた罪人

だが、日本國中に自分を悪く云ふものはないとの事、いや、上様とても、さまでわしを憎んでは居られぬとの事、心配して下さるな。

流されても天下の外聞はあしからず、上様の御前の事は、御法度と被仰候へば、我々にくしともあしとも思召さすとも、御法度の爲ならば、か様に被仰付候はんやにて候。我々づれの出家の家さへ、出家の法度をむさとすまじきとて、か様に身をなし候。まして天下さまの事にて候間、御法度ならば、かやうに候はではにて候。此方も此方の家の法度さへ四方にあらはし候て、身はかやうになり候とても、前かどかく思ひまうけたる事にて候間、恨みとも何とも不存、本望至極と存候。武士は身へ刀をさし入候ても義理を存事候。出家のはさやうの事はなし、此分にて候。笑上とも思召聞敷候。(下略)

流罪になつたからとて天下に外聞のわるい事は少しもない。上様にして見ても、我等を憎いとも悪いとも思召すまいが、法度の手前、かやうなお仕置をなさるのは當り前のこと、我等出家とても、出家の法度をほごにしたくないがために、覺悟の上でかやうな罰をうけたまでのこと、どちら公さまの事で、個人的なわたくし事ではないのである。上様は幕府の威信のために我等を罪したのであるし、我等は佛法の威信のために敢て幕府に反抗したのであつて、かくなる事は覺悟の上である。恨とは思はず、むしろ男子の本懐とさへ思つてゐる。武士は身を刀に貫いて義理

を立てるが、出家はさやうの事はしない。今のこの身の有様が佛法への義理立である。

所々方方から同情の送り物が多く、貰ふ、やがて人にやつてしまふといふ有様であるから、これから何も恵んで呉れぬやうにと頼む澤庵である。

慰問品を人に分かつ

小袖などもかたひらなども方々より數々參候。我々入不申候故、參候へば、當座／＼に皆々人に遣候。頭巾、綿ぼうし、おび、足袋などのやうなる物は、爰元不便なるあり様の者多く候。出家なども中々上方の様なる事にては無之候。不辨至極なる事にて候間、ある物は皆々さやうの人に遣候。我身は何もなく、夏はかたびら一つにておくり候。冬は方々から紙子、綿子ども給候。これを二つ三つ残し、これにて年をおくり候。うつくしき小袖ども着申さず候故、皆々人にとらせ候。我らに何かな可給とゆめ／＼思召候ましく候。當座／＼にはや内に置かすに人に取らせ候。その御心被成候べく候。一身之事はいづかたにても心安きあり様に候。(中略)當年五十八に成候。とりの年にて候、目かすみ候て書狀わけも見え申聞敷候。いつの間にやらん年寄に成候。いのちの中、ひとつ所に居申候て於々話など仕度候。但馬の願成寺も去年

果て申候。ぜん首座、演首座なども皆々はて申候。(つづく)
 何か慰問の品々を送つてくれと頼むのが配處に居る人の常であるのに、和尚は、我等に何か贈らうなどとは思つてくれるなど斷つてゐる。しかしさすがに人戀しの情はあつたと見えて、こゝにやゝ感傷的な文句を連ねてゐる。

四月廿三日の御狀、今日六月廿二日に披見申候。さて、遠路人を給候。半兵はじめとして、親類共の内、一人も音信とて、人などくれ候はゞ歸洛申候とも中たがひと申遣候故、今日まで半兵方よりも人を越不申候。其元の事は猶以遠國の事故、念もなく存候處、さても、いはれざる人を給候。十年音信不通にて候とても、貴殿の御事、御心中に疎略に可思召と不存候。此方に存候通も其分に定而可思召候。さ候へば、人を不給候とてもくるしからず候。先々我々事不思議の仕合にて此國に居申候。身にかゝりたる儀にてもなく、宗躰の事にて、我等式もはや上一兩人の内にて候へば可申事不申候ても不成身上にて候故、此通に候。然共外聞惡事にては無之、結句尤の心中などと申やからも御座候などと申候へば心底清存候。

弟の半兵衛初め親類の者にも、音信とて人などをよこしてくれるな、人などよこすと歸洛の後絶交するぞと云つてやつてあるあるのに、遠路わざ／＼人をよこすとはさて／＼いはれのなき事、十年音信不通なれどとて、こちらを疎略に思召などとは決して思ひもせず、又こちらとても同じ事、何年経てもそちらを忘れるやうな事はないから人をよこすには及ばぬ。かゝる遠國に流されて來ては居るが、我身に罪あつての事ではなく、宗門の大事のためにかくはなつたので、宗門内で一二と云はれる我等としては、云ふべき事は云はねばならず、それを云つたがためにこの仕末。併し別に恥づべき事ではなく、同情者などもあるので氣が楽だ……。

山城守殿ねんごろさ、中／＼我等國本にての馳走のやうなる事にも無く、家中の侍衆までも、殿の祖父などのやうに、重々しくあひしらひ、馳走不大方候。何にても不足なる事のなく候。八木、すみ、薪、鹽、喰、何にても城より澤山に次々被仰付、下々の着申物まで、冬夏ともに結構に念入候て被仰付候。其外方々大名衆より、色々の音信、去年八月初爰元へ参り候。茶などもはやつめたる壺五つ六つ参り候。金子などは十兩、廿兩づつ給候方候へ共、皆々返進候。少も止め不申候。其外の音信どもあまり方々より人の参候返事、一段氣がつき候て煩ひ申候間、當年は家中の年寄衆を頼み申、法度にいたし、我々耳に入不申候様に仕、いづかたより参候も不取候。(中略) 京、大阪、堺又江戸方々から参候使ども皆々我等不存候て歸申候。

山城守のもてなしの手厚き様子、諸大名からの心づくしの賜物の事などこま／＼認め、あまり方々から音信があり、その返事に一苦勞であるから、今年は上の山城中の役人衆に頼んで、何處からの手紙も一切見ぬ事にしてゐる。京堺から來た使も達はすに歸してしまつた、と述べ、さてそ

の配處の様子を報じては、

九八

温泉あつて一段よき所

我等事一段とそくさいに候て居申候。此所一段よき所にて候。何にても事の缺く事なく候。湯御座候て、下々まで日々冬夏とも入申候て、くつろき申候事にて候。我等は一ヶ月に二度三度程は入申候。やがて一町ばかりのあたりに御入候が、居申候座も、わざと小さくと色々わび事いたし、かや葺にて候へ共、内をばきれいにいたし候て居申候。小者一人、出家一人にて下申候。爰元にて侍一人召使ひ候て、用をも申様にとて、ふちかた切米など被仰付あなたより人をもたづね被置候間、不及是非候。山城守扶持人は、何程も御座候へ共隔心に可有之とて、はしめての人を被置、心あつかひ候やうにとの事にて候。小姓をも一人と達而被仰候へ共、其儀は入不申候とて置不申候。かやうに念比に御座候。万事我等事、無御心元思召間敷候。我等心は京とても田舎とてもかはる事もなく候。いづくも同前に存候。國の床敷事もなく、何心もなく居申候。(中略) 其上我等事は枯木のやうにして居申者にて候故、食べ物にも、き物にもぬ所にもかまひ無之候間、何の苦もなく候。但馬に居申も同前と可思召候。けつく、國よりも山

城殿の御馳走はまし申候。馳走通候て、何とも迷惑に存するばかりにて候。半兵も何事無之由候。然共近比は左右も不承候。其元無事に御入候て目出度存候。たがひに壽ながらへ、息災にてお目にかゝり度候。さりながら江戸などへ御越候ともかならず、こゝもとへ御出候事、返々御無用に候。奉公人はやす大事にて候。國をへだて人の國など通り候も何程氣遣御座候。江戸までとは又爰元之事ちがひ候。路次なども二日三日の路程は山の中ばかりにて覺つかなき所にて候。ゆきぬけ候て爰元へ參候へば、よき所にて候。色々給候物ども、別に言付候。銀子は返進申度候へ共、遠路にて候へば、はる／＼爰元まで參り付候は不思議に候。道にていか様の事も候へば、御志をも無になし申事候間、此方にて用々の事もなく候へ共わざととめ置候。右に如申候。何事も城より被仰付候へば、爰元にて用立事一色も無之候へば、銀子などの入申候事、一圓無之候。自然か様にとめ不申候て不叶方より參候も、皆々爰元にて座頭などにとらせ候。一分に入申事無之候。其上五兩十兩はまかない仕候者用意仕候て置候へ共。不入申候間、此金も返し申度候へ共、此使にも銀子ばかり渡候てやり申候もいかゞ遠路にて候。其方からは入物にとくと入候て參候。又使も何事なく參付候。歸の事、いかゞ覺つかなく候間、とめ置申候。歸洛仕返進申度候。恐々謹言。

配所上ノ山は一段とよい處にて、近所に温泉があり、自分も月に二三度は入る。庵もなるべく小

九九

さくと頼んだので、萱葺のさゝやかなものではあるが、内部はきれいに出来てゐる。小者一人、出家一人と暮してゐる。侍も一人用達のために使用してゐるが、これは山城守が自分の家中の者でなく別に新規につけてくれたもので、その方が心安からうとの心づかひからである。小姓も一人つけてくれるとの事であつたが、それは斷つた。京に居るも田舎に居るも、少しの變りなく、故郷懐しいといふ感も起らない。自分は枯木のやうな生活をしてゐるから、衣食住になんの苦もなく、但馬に居る時と少しの變りもない。御馳走はこちらの方が増したくならぬ、御馳走過ぎて困るほどである。江戸まで来る事があつても當方へ来るには及ばぬ。途中危険でもあり、二三日は山中ばかり歩かねばならぬやうなところもあり、そこを通りぬけて、こゝまで来るとよい處だが路次はなか／＼困難である。届けてくれた金子は返したいが、歸り途を氣づかひ止めて置く。すべて入用の物は城から支辨してくれるから、金子などは全く不要である——と書いてゐる。配流を少しも苦しみとしないばかりか、むしろ感謝し、親戚、知友からの慰問も斷はり、簡素枯淡に甘んじての生活である。不自由を不自由とせず、失意を失意とせず、そこに感謝と光明とを見出してゐる澤庵和尚の生活は意味深くもまた尊いもので、悟道に徹した聖の生活とはかくの如きものかとそゞろ羨しき極みである。

澤庵和尚のために、山城守が庵を建てたことが前の手紙に見えてゐるが、その庵の楹間に「春雨」の二字を自ら書し、自ら刻して扁額をかゝげ、この庵を春雨庵と名づけた。この春雨庵を後に土岐山城守が江戸に移した。それが現に著者の住してゐる品川の春雨庵で、その額は昔のまゝ残つてゐる。この庵の名は春雨のさびしさをめでて名づけたのであらう。

春雨を詠んだ澤庵和尚の歌に斯んなのがある。

思ひねて昔わすれぬさよ枕、夢路露けきまどの春雨

はなにぬる胡蝶の夢をさまざまとふるもおとせぬ軒の春雨

ちる花ををしむ涙か入相の聲もうるほふはる雨の空

土岐山城守の自得記と澤庵の庭園記

上ノ山の城主土岐山城守頼行は槍術の達者で、松本理左衛門定好に従つてその技術を研いてゐたが、澤庵を江戸から迎へて、その城内に預るやうになつてから和尚に従つて禪を學び、禪を通じて兵法武術の極意を説く事に妙を得てゐた澤庵和尚から槍術の極意を授かり、自得記流と稱する槍術の一派を開くに至つた。その「自得記」の後に書した澤庵の語がある。左に掲げる。

書自得記後（原漢文）

鑓は遣なり。鋒短くして柯長し、隔て以て突き、敵を遣る謂ひ也。金を以て鑓と爲すは、俗製か。未だ考へず。後の君子を待つ者也。此物武士能く用ゐれば勝利有り。早鑓の二字管鑓くわんぎょうと訓ず。早に管の字訓無し。然と雖も柯管有れば以て早速の利を得。故に管鑓と書かずして早鑓と書く亦宜なる哉。蓋蚤は其の飛早を以ての故に蚤を早と訓ず。此類最も多し。此の早鑓の起を原るに摩利支尊天曾て伊東が夢に入て兵法を傳てより已來、祕術を承くる者七傳也。其七傳にあたる者、松本利左衛門尉定好、法名一旨是れ也。伊東流より出て伊東よりも精し。實に氷は水より出て氷よりも冷たく、青は藍より出でて藍よりも青し。鑓は爐鞴をへて精金となるが如し。一旨に至つては神を盡し妙を窮るに、一旨一代の工夫數の卷に之を記す。初一句之卷より鳶飛魚躍等の五法これを表とす。次に上中下三卷これを裏とす。上を闌曲の卷と云ふ。一超直入の劍、老陽老陰已上三箇條は裏の表也。中之上を放行の卷と云ふ。考の字、老の字、擽擽。中之下を把住卷といふ。無繩自縛掣風閃電。下卷は至極二本の鑓、豎に三際、横に十方、之に至つて寒を極む。我空、人空、劍空也。龍虎之卷、上下其外具眼氣息等の卷是也。殘所無く余傳へ了る。日夜に鍛鍊して師傳の外猶妙を得る事多し之。

我空、人空、劍空。

右三空一心觀、百戰百勝之功在于此者也。

寛永某年、土岐山城守源義行判

土岐山城守源義行、其身武勇家に生れ、武事を以て心と爲し、兵法術を傳ふ。日學月習、而て一件之妙を得毎に服膺重て諸を記す。以て自得記と名く。山野の手を借り之を書せん事を求む。爲に是を書すといふ。

千句万句唯一句、千手万手唯一心。歌云

さま／＼の姿に見えし雲消えて、心はこれよ秋の夜の月

その頼行（一に義行に作る）の師たる松本利左衛門定好、當時鳥居家に仕へて最上にあり、澤庵上ノ山に配流と聞き、來つて禪に參じ槍術の妙を覺つた。その流を一旨流と稱し大いに世に鳴つた。

澤庵が松本に與へた書翰に、

昨日は爰元へ御越の由承候。御目にかゝらず御殘多く存候。松茸一籠給候。相達候。今日又庭前の菓子、梨、實、柿、棗色々贈給候。當國にて一向見不申候。書別して賞翫候。切々御音信過分難申盡存候。來月頃城州可有御歸國候。定而爰元へ可有御越候。其節相積御禮可申入候。恐、謹言。

九月十三日

春 雨 庵

松本理左衛門殿 御宿所

澤庵和尚はまた造園に妙を得、その造る處の庭少くないが、羽州上ノ山土岐侯邸の庭も和尚の設計に成るといはれる。その庭の記傳つて今日にあり。左の如くである。

庭の記 (原漢文)

土岐城州源頼行公此地を領す。即上山也。羽の分野にして最上に屬し、縣の南五十里に在り。太守此頃泉石を營み、泉を引き、頗に新竹古木を撰び、奇石怪品を移披し、山を築き川を決し、五歩一石、十歩一樹、苔崖を染めて翠に、草水に映じて青し。未だ日を経ずして山水の形勢歳霜の古きが如し。武事に遑の日、太守此に坐して幽情を敘暢し、浩然の氣を養ふ。熟思ふに眼を煙浪に凝す者は猶ほ登臨の勞あり、心を泉石に澄せば則ち還つて幽邃の底を窮む。夫れ少を以て多に擬する也。太湖三万六十頃と稱す、月波心に在り、誰に向つてか説かん。是れ所謂多景にして人に向つて語らんと欲して言無き也。然れども之を形容すれば則ち一圖畫に在り。或は稱す、無邊刹境毫端に入る。彼を以て此を知る。所謂眼を煙浪に凝す者は高きに登り速きを望む。則ち歩を運ぶ五里或は十里、遠く出れば則ち車に背し馬に秣す。猶幽を窮れば則ち山に梯し海に航し、酒を載せ糧を荷ふ。目を遊ばすと雖も心を苦むこと多し。是れ登臨の勞有るに非ずや。又所謂心を泉石に澄す者は萬境を集めて一庭上に髣髴し而して目を放つて之を觀る。

是れ幽邃の底を窮むるに非ずや。扶桑更に東すれば中華此に在り。瀑を觀れば則ち胸中廬山を容れ、時に又簾を香爐峯の雪に掲げ、雨を聽けば則ち耳邊に瀟湘あり。少焉席を洞庭湖の秋に移せば岸根水澄みて遊魚月に驚く。池邊木喬くして離鷗春に遷る。山深くして曉猿亦聽く可く、樹老いて杜鵑一度飛ぶ。春林花謝し、夏木綠を添ふ。秋山楓紅に、冬嶺雪白し。四序交代し、六氣變遷す。萬物終つて復始む。天地只窮り無し。物理遞に相易はる。千歳の後山元より動かざるは石最も硬き故也。則ち太守の營朽ちずして名亦之に隨ふのみ。劫石拂へども盡きず、靈泉流れて窮り無し。天長く地久し。日々日東に上る。

謫居の感想文と和歌

謫居中、肖推寺の老僧に與へて配處の感懷を述べたものに左の文がある。
人は其の所に居り、事に缺くるなく、心に憂なければ則ち其の短處已に藏る。草裏に落魄して百事心に任せざれば則ち長所皆失ふ。醜拙を露はして人の哂を求むるは茲に在り。或は又前に反して其の時を得、事足つて心に思ひ無ければ則ち其の始めを忘れ、其の末に走り、而して人の嘲を取る亦此に在り。蓋し、其の始、其の末は、富は貧に始り、貴は賤に始る。布衣に起り、

王侯と稱するも、其の位に處り、其の祿を食めば、必ず其の貧を忘れ、其の賤を忘れて誇を窮め心を失す。然らば則ち富貴に於ても貧賤に於ても兩處に醜拙を露はす。何が故ぞ。只道を離るれば也。須臾も離る可らざるは道也。吾佛法中の人は貴に始り賤に至り、富に始り貧に至る。如來中天の寶位を捨て、祖師南天の尊位を下る。是れ其の富貴を捨て貧賤を窮め、以て道を體する者也。若し能く道を體せば豈醜拙を露さんや。貧賤は是れ僧の常也。何ぞこれを嘆かん。衣無ければ則ち衣を乞ひ、食無ければ則ち食を乞ふ。蓋し乞食乞衣は僧の常也。これを耻と云はず、橋衣橋食はこれを耻といふ。國有れば則ち人有り、人皆情無きに非ず、情有れば則ち人を知る。道を體する者、道に違ふ者、掌を指すが如し。蠻貌の國に行くと雖も何の難きこと有らんや。今吾儕邊地遠境の囚俘となり、身草窠裡に陷る。尋常人の嘆く所也。抑嘆は即ち嘆くに任す。未だ惘沈するに及ばず。窮達すると爲ざるとは身也。嘆くと嘆かさるとは法也。法の爲には嘆いて窮らず、身の爲には窮して嘆かず。我を呼んで如何と爲すか。身を佛祖に報じ、命を天道に懸く。君其れ之れを憐れめ、君其れ之れを憐れめ。詩は吾れの言ふ所にあらず、言はざるも亦風流の罪也。叨に和して以て卑懷を述ぶと云ふ。

自身過を知つて尙情に干る。況んや是れ常に胸露の晴るゝ無きをや。暴股曾て羨里を禁ずると雖も、有周却て道本清明、祇今君命千鈞重く、我此頑心一片輕し。百様の人間百相を負ふ。紛

紛たる事緒亂れて縦横。

また謫居中に詠ぜし歌どもの中に、

仙臺の重臣片倉小十郎より心の月とて讀ておこせたりしかば

むねのそら心の雲の絶間よりひとつの月の影もさやけき

同人いまだ相ひ見ざる時より文のかよひばかりの契にて

見ぬ人に心ばかりを契にてうき世しのぶの里の名もうし

免されて歸らん時必ずたちよりてなどことつけして

かりにだにその里人をみちのくやしのぶの鷹の山かへりせば

松前志摩守國へ歸り給ふとて歌などよみて

淀屋箇菴より消息に配所を問て松島を次でになどいひおこせたりけれど、來さりければ

情をば何とをしまの蟻衣きても問ふかとまつしまの月

なこそその關あればなどと云ひおこせたらば

戸さしせぬ御代に名こそその關の名は君がかごとのたねにとくらむ

配所の山の井を

淺くともよしやまた汲む人もあらばわれに事たる山の井の水

千とせ山といふより阿古屋の松を見わたして、

千とせ山ちとせもかけて目でたきに阿古屋の松に木かくれ
配處に三年も過ぬれば

露わけし衣もひぬるひるのなのあしたらざりし年はへにけり

政治論、上中下三字説

また謫居中、城主山城守の爲めに書して、政治の要道を説いたものに上中下三字説がある。

上中下三字説（原漢文）

天氣降り地氣升る。中和物を生ず。大人位すれば庶人仰ぐ。明君民を生ず。覆と載とは霄壤の徳也。臨と沈と上下の禮也。禮立つて尊卑定まり、徳備つて清濁分る。太古繩を結びて政を爲す。皇頤鳥跡を見てより後始て書契有り。凡そ字六書有り。象形、會意、形聲、指事等也。上下の字の如きは則ちこれを指事と云ふ也。古人制作の妙、矧んや旨あるをや。聊か憂國哀民の心を弁す、其れ以て其の事上を顯はす。今此の上中下の三字を取て以て之を解いて云ふ、上の制たるや即君上の事を指す也。下の制たるや即民下の事を指す也。中の制たるや明臣の事を指

す也。夫れ君上は高に居り卑に聽く。是君の志を以て下に通す。故に上の字を以て之れを翻轉して下に向はしむれば則ち下字と爲る也。下民は仰冀伏望。是を以て民の心上に在り。故に下の字を以て之を翻轉して上に向はしむれば則ち上の字と爲る。上下の間に口有り。蓋上の字已に下に向へば則ち下字也。下の字已に上に向へば則ち上の字也。下字の立畫と上字の立畫と相通じて口を貫けば則ち中字也。是れ君と民との間明臣の口あつて、下の心を以て上に聞し、上の心を以て下に示すの謂也。上中下の三字以て成る。抑君仁有りと雖も民間の訴を聞かざれば則ち争か無外の徳を播んや。民生する有りと雖も大明の監に向はずば則ち有司の私をいかにとせじ。國家と云ひ州縣と云ひ郷黨と云ひ、廣略の分有と雖も其の治に至つては以て同じ。之を治むる者豈之を思はざらんや。書して以て三字の説と爲す。 羽州の巧士宗彭子亂道

謫居の一樂松島遊覽

謫居の四年間は和尚にとつて必ずしも苦しいものではなかつたが、その中でも最も思ひ出になつた樂しさは松島の遊覽であつたであらう。寛永七年に保春といふ僧に宛てた手紙の中に、一度禪扉を扣いて道聽を敬てたいと述べ、また當地に來て松島巡覽を志してゐるが、未だ遂げてゐな

いといふことを云つてをる。然るに、別に謫居の諸作中に松島遊覽の詩歌が各數首残つてゐるところを見ると、寛永七年から九年までの間に機を得て松島に遊び、煙霞の情を伸べたものと想像される。その詩の中に、

松島之五大堂

海寺鐘聲促ニ夕陽。兼山兼浦凝ニ長望。疑身是至龍空界。影在ニ波心ニ五大堂。

松島

未遊ニ松島ニ莫レ誇レ景。昔日曾聞見始驚。心只有餘云不足。向レ人他日語難レ成。

雄島

雄島晚望斜照邊。被ニ心奪レ景唯茫然。明朝離レ此行ニ千里。夢夜々在ニ鷗鷺前。

ながらへば又も來て見んころよりいのちも雄島まつしまの月

日數へてけふみちのくのとほさをも忘るゝからにちかのしほかま

奥より便に人のかたへ文をば書かで、和歌一首、

おもふほどいかで心を書やらん、たゞ一筆ぞつぼのいしぶみ

同じく人のもとへ

思ふこといはての山もちかければ文にもえこそかきもやられぬ

奥より歸りし後に、松島の月を見しを思ひて

松島や雄島が磯の月を見てをしみしかひもあるいのちかな

またこの謫居四年間の中、一年ほどではあつたが、澤庵に隨侍してゐた青年僧があつた。それは、後の佛頂國師一絲和尚で、始め相國寺に入つて出家し、後堺の南宗寺に澤庵に參禪し、羽州上ノ山にも來たのであつたが、遂に機契はず去つて京に歸り、愚堂國師の法を嗣ぎ、後水尾上皇の御歸依に預り賀茂に靈源寺を開き、後丹州の法常寺に住し、江州永源寺に出世した。

秀忠薨去と流罪赦免

澤庵和尚配流中の江戸の状況の一端を金地院崇傳の日記『本光國師日記』について見ると、寛永八年八月十日の條に、大御所秀忠の病臥により、此日「知恩、梶井、竹内、照高、青蓮の五門跡、智積院、六波羅、普門院、養源院、南明院より大御所御祈の卷數を献じ」た事、また十一日の條に、「南禪、東福、万壽、天龍、建仁、相國寺より御祈の卷數をさゝぐ。妙心、龍安、長福、正傳も同じ」とあり、其後各寺から御祈の卷數を奉つた事が見えるが「大徳寺」の名は記してない。九月二日の條には、「二日御札つかふまつりし寺院へ銀十枚づゝ下さる」とある。九年正月

二十三日の條を見ると、

「二十三日西城にて大御所御危篤にわたらせ給ふ。不動國行の御太刀、江雪正宗の御太刀、三好宗三左文字の御刀を本城にゆづらせ給ふ。これ神祖關ヶ原大坂の兩陣に滞し給ふ所也。豊後藤四郎の御差しぞへ、奈良柴といふ茶入、捨子と名づけし茶壺、圓悟の墨跡も同じく御護與あり」とある。かくて同月廿四日に秀忠薨去し、その大赦により和尚も流罪赦免になつた。この事『寛永日記』に、

「七月十七日、大僧正天海拜謁、天海の請奉るにより、慶長十四年十月、伏見の城番して御勘氣かふむりし松平九郎左衛門忠利以下多數赦免せられし中に、寛永六年配流の僧、玉室、澤庵、東源、單傳は國安堵せしめらる」とある。この報知が上ノ山に達し、城主山城守から和尚に傳へられた時、和尚は仰をかしこみつゝ狂歌一首を口ずさんだと傳へられる。

御意なれば参りたく菴おもへどもむさしきたなし江戸はいやく

又一説に（江戸古事俳諧雜話懷反古）

まいれならまいりたくあんおもへどもお江戸と聞けばむさしきたなし

又一説に

お召しならかへりたく菴おもへどもお江戸と聞けばむさしきたなし

そこで上ノ山を立つて七月廿七日江戸に歸り、玉室も赦されて同日江戸に歸つた。寛永六年流罪に定まつて江戸を出發したのも七月廿七日であつたが、今また赦免を蒙つて江戸に歸つたのも年こそ違へ同月同日であつて、不思議な因縁といはねばならない。江戸に歸ると澤庵及び玉室の二僧は一先づ神田の廣徳寺といふ大徳派の寺に寓居し、和尚はその年の冬駒込の堀丹後守の別業に移り、そこをしばしの宿りとするこゝになつた。この別莊には烏丸光廣も訪ねて來て、富士を眺めて和歌の唱和をし、楽しんだこともあつた。

烏丸大納言殿武藏野のかたはらにかりの宿せしを訪ひ給ひて

東路の道行ぶりにみし富士を砌の山となすはあやしも

返し

朝夕にむかふもふしの大たけをまれに見る目のたまやけつらん

またその翌年十一年には、家光將軍上洛のお供をして、京都に上る小堀遠州が、別れのために、この駒籠の寓居に和尚を訪ねたこともあつた。

鎌倉遊覽記と澤庵

澤庵和尚は赦されて江戸までは歸つたが、京都に歸ることはまだ許されず、この駒籠の堀丹後守の別荘にゆくりなくも三年の年月を過ぐすことになつた。その間に機を得て、鎌倉に遊び、木曾に遊んだ。そして『鎌倉遊覽記』『木曾紀行』を書いてゐる。

『鎌倉遊覽記』の初めに書いてゐる。

鎌倉の里と聞えしは、そのかみ三浦の一黨、頼朝に思ひつき申て、北條より此里へむかへ入れ奉りてより、威光めでたうして天下を掌のうちに治め給ひけるとか。鳩峯遠く鶴岡にうつります神垣も宮柱いやましに立ちそひ、よろづ代の祝歌なるべし。

本より神と佛とは水波のへだて、一體異名なれば、本地をあらはせば西方の化主、日の本にあとをたれ給ふ。神佛如々なれば、瑞垣もへだてなく、神の宮寺には東方の化主醫王善逝を安置し、夕曉の鐘の響、無事の夢をおどろかし、四方のかためとて四隅に四ヶの律寺を創め、國泰民安の禱をつとめて、佛の威儀をあらはし衆生を利益し給ふ。我禪法流布の時やいたりけむ。後鳥羽の建久二年に明庵榮西禪師大宋より歸り、土御門の建仁に洛陽河東に禪寺を立て、顯密

を兼ねおかる。順徳院の建保三年に鎌倉の實朝の時に壽福寺を立てらる。是五山のその一なり。云々。

神佛如々を示した鶴岡神宮寺、四方の固めの四箇の律寺、五山の一なる壽福寺と先づ鎌倉の宮寺を概観して、さてその寺々の荒廢の様を涙の筆で叙してゐる。

先づ極樂寺の様を記して、

極樂寺といふ律寺あり

たのしみをきはむる寺のうちとても世のうきことやかはらざるらん

といひつゝ門に入つて見れば、極樂といふ名にも似ぬ有様、佛は臂おみぐしかたぶき、いらかやぶれむな木たをみ、かゝぐべき寺僧の力もなく、あらしき繩もてまとひ立てたるは、これや七寶莊嚴のまき柱ならん。極樂寺のかゝる零落を見て、地獄門のさか行く事そらにしられけり。

しかあれど、さる人のいへるは、地獄と極樂の境もさまで遠しとも聞えず、方寸の胸の中、一心の上よりみづからつくり出す事なれば、時の間に地獄も消えて天堂と成るべし。云々。

極樂寺のすたれ衰へた有様が目に見るやうに寫してある。極樂寺の零落から地獄への連想も面白く、その地獄、極樂もつまりは心のつくり出す事であるから、心さへ生ずる事なく、無念無心なれば、地獄消えて天堂となるといへるあたり味はふべき語である。それから、記事は五山の事に

暮れて雪の下の宿にかへり、五山の様體ども處の者に問ふ。建長寺、圓覺寺はならびの山也。淨智寺もむかふ山也。壽福、淨妙は各別の處なりと。そこくの道すがらを委しくうかゞひ、燒香順禮のためなれば、香の資などとりしたゝめ、威儀をととのへ先づ建長寺に向ふ。左偏門には海東法窟といふ額あり、右の偏門天下禪林と額あり。正門には巨福山といふ額あり。山門には西欄の筆にて巨福山建長興國禪寺と二行に額あり。中央の爐は石なり。閣は壞て今はなし。仰て見ればかりに板をしき、其上に觀音の像を安置す。たゞちに佛殿にむかふ。ゆくての右を嵩山といふ。古木雲をしのみぎ、常磐の松に秋の色をまじへ、折からの山のはへいはん方なし。開山塔西來院は此の山陰なり。總門に嵩山の額あり、佛光禪師の筆也。方丈あり庫院あり、昭堂には圓鑑といふ額あり。(中略) 開山拜香をとげ、みづからの先師大應國師の塔天源庵に入ぬる道すがら、よのつねならずそのむかし、我山の開山祖、朝參暮請して、此道をゆきかひ給ふこと、しらぬ昔を今に見るやうに覺えてあはれなり。(中略)

次の日は圓覺寺に入り、佛光禪師を拜するに、所から常ならず仙境也。蒸眼うるはしくいける人に向ふが如く也。いかなる屈強の人も涙をもよほすばかり也。野鳥來りて肩になれ、白龍袈裟に現すと傳へしが、在世の有様をうつし、椅子に白き鳩二とまりけるに、袈裟に白龍をきざ

みそへたり。實にや谷虚にして山おのづからこたへ、人無心にして物よく感ず。菩提心さへ胸に残らば煩惱なるべし。まして煩惱を胸におかをや。煩惱即菩提といへるは、一坂越ゆるん人の眼よりいへることば也。己眼明かならずして、達人の言葉を持ち來て、我が物としいへる類世に多し。玉はもと石なれども、みがゞざれば光なし。磨かざる石をさして玉なりといはんや。玉といはゞ玉なるべし、ひかりなくば何を玉の徳とせん。達人のいへる心は、石皆玉なり、などかみがきて光を待たざる、人皆菩提心なり、修して何ぞ菩提の光をはなたざるとなり。又修もなく證もなしといへるも、修得證得の人の言葉也。祖師先徳に花實そなはりたり、今の世にはあだ花のみ咲きて實なし。言葉をとるばかり也。甘といふ文字唱へたりとて、口あまかるべからず、火となへたりとて、口あつがるべからず、何事をも腹に味はへん人こそゆかしけれ。

佛光の塔を出て、第四淨智寺に入りて見れば、三間四面の堂一字、古き佛を安置して、いづくを開山塔といふべきやうもなく、末流邊土の僧一人來りてかつく茅屋小さくいとなみ、かたはらに有り、其次に又一僧一字をかまへて居たり、佛殿の本尊もやぶれくづれてこもといふ物にてつゝみてありしを、我ら自ら負ひもち來りて膠付などしてかつく立置ぬとかたりける。あさましき有様也。天下の五嶽などかくの如くなり果てぬる事やあると嘆息やみがたし。(中略)

次の日に龜谷山壽福寺に入る。逍遙院も今はなし。逍遙池はあやにくに水かれて草青し。入定の石龜荆棘かこみ、藜藿とさせり。方丈も今はなし。残りたる一院にいささか開山塔をかまへて香燈をそなふ。千光國師の尊像儼然たり。佛殿も形ばかりの體なり。淨妙寺は小佛殿、方丈これも形ばかりの體也。天地只一僧寂寞の扉をとどて音もせず、開山塔をば光明院ときけど光や地に落ちけんと思ふばかり也。

爰をも出て又むかふの谷に入りぬ。左に入ふかき谷あり、覺園寺といふ律家あり。實に古跡也。(中略)今の世の工の造りたるに違ひ見所多し。長老坊の造りなど外にはいまだ見ぬさまなり。月中行事の須薄あり可嘆也。むかしはさぞ、今は定めて十が二三も勤めはあらじと思ふ。八十の老僧一兩人うち眠りて壁によりたる有様、心にまかせなば爰に留りて生を送らまほしく思ふ。捨ぬる身さへ心のまゝにならぬ事也。人の思ふに違ひぬ。此寺庄園は残り山林もあれども、人をかくより境日々におとろへて見えたり。甲斐力のある人あらば今少し軒をもかゝげ、庭の木の葉をもはらひつくべしとぞ覺えける。いつとても任にあたる人はまれ也。境は人に依りてあらはるゝといふこと實也。五山などのか程まで淺ましくなりぬる事はいつの時よりかと問へば、伊豆の早雲關八州を領せられけれども、そこくの國郡を知る人達、みな北條に隨ふといふちぎりばかりにて、國郡はむかしの如く預り居るなれば、八州の司といふばかりにて、しる處や

せばかりけん、事足らざれば力もいらすして落しやすき寺社の領地を皆おとして、我臺をにぎはされてより、如此成りぬと也。五山などいふ地をけづりはたすべきもいかがとて、僧一二人朝げ夕げをつゞけよとて十貫づゝ残し置きて皆落され、建長圓覺は所ひろきとて百貫残されし。今もせめてむかしの地ならば、物の數にもたるべきに、知る所も此世にかはりぬれば、もといふ名ばかりにて、庫院の煙もたゆるばかりなど語るにつけて思ふ。人は世によき名こそ残さまほしき事なれ。早雲かゝる事をしおきて寺社皆はて、我家さらば千代萬代も榮えば、其家に善人生れあひて、悪しき世をよきにあらためなば、先祖の名もかさねてあがりなん。家はやく果てぬれば、悪しき名のあしき儘にて世に残りぬ事は残多き事也。

家をば万歳千秋と祈るべき事也。一度悪しき事ありとも、あらためてよきにかへさば、悪しき時のかくれてよき名を残すはめでたし。我身に事たらぬからに外をむさぼり、寺社をついやすは無道ながらも世の人の心なり。私用にあまる財あらば外へ施して名を残す外の徳何かあらん。此頃神社佛閣修造の御沙汰ありと聞くにこそ、御家も久しく傳はり、御名もよろづ代までと知らるれ。世のやすからん事を上のおぼすより、下が下まで人の勢かはりて、めでたうこそ見えける。この陰の僧徒まで末頼もしき事かなといひあへり。

北條早雲に荒された鎌倉五山を巡拜して無量の感慨を叙しつゝ、その中に尊き感想教訓の筆を

添へて意味深き紀行文となつてゐる。

禁足三年の後、寛永十一年六月、公命によつて京都に歸ると、折柄三代將軍家光が上洛中で二條城に滞在してゐたので、柳生但馬守は澤庵和尚にすゝめて將軍に謁見させることにした。澤庵はこれを喜ばず再三辭退したのであつたが、遂にやむを得ずその意に従つたのであつた。またその年の八月にはかしくも後水尾上皇の御誕によつて仙洞御所に參入し、禪に關する御下問に奉答して寂感に預り、その後屢々御召しを蒙り、禪談に時を移したのであつた。

皇室と禪

皇室と禪との關係、至尊參禪の御事跡、禪僧が宮中又は院中に於いて禪を説いた事實は歴史上にその例すこぶる多く、平安朝の初め、檀林皇后が當時支那に盛であつた禪の宗旨を深く御尊信あらせられ、唐に使を派して馬祖下の尊宿齊安の法嗣たる義空和尚を請じて參禪あらせられたのを始めとし、鎌倉期に入つては、後鳥羽天皇は建仁寺の開山榮西禪師を召して禪法を問ひ給ひ、後嵯峨天皇は來朝の宋僧、建長寺開山蘭溪道隆禪師を宮中に召して禪法を説かしめ給ひ、又後嵯峨天皇、後深草天皇、龜山天皇はかしくも東福寺の開山聖一國師に參問あらせられ、特に龜山

天皇は聖一の法嗣無關普門禪師に御歸依あらせられ、仙洞御所禪林寺殿を革めて南禪寺を御草創あらせられた。又紀伊由良の心地覺心禪師にも禪要を御諮問あらせられ、來朝の歸化僧、一山一寧禪師にも宗門の大事を問はせ給うた。又後宇多天皇は南浦紹明禪師を宮中に召して宗要を問はせ給ひ、又一山一寧禪師にも御歸依あらせられ、執權北條貞時に命じて一山を鎌倉建長寺より南禪寺に轉住せしめ給ひ、天皇屢々南禪寺に行幸參問あらせられた。伏見天皇は東福寺二世東山湛照禪師を宮中に召して禪要を問はせ給ひ、その開基にかゝる万壽寺に地領を施入せしめ給うた。後伏見天皇は大德寺の開山宗峯妙超禪師を屢々宮中に請じて禪法を問はせ給ひ、又花園天皇は大燈國師について禪の極意を極め、印可證明を受けてその法嗣とならせ給うた。國師の遷化後は關山慧玄國師に御歸依あらせられ、花園の離宮を禪苑に革めさせられ、妙心寺と御命名あらせられた。

後醍醐天皇も大燈國師に參禪あらせられ、その問答の偈は今國寶となつて大德寺に残つてゐる。また來朝僧明極楚俊禪師をも宮中に召して禪要を問ひ給うた。

光嚴院は東福寺の虎關師鍊禪師を宮中に召し、その著宗門十勝論を進講せしめ給ひ、又天龍開山夢窓疎石國師に御歸依あり、屢々天龍寺に臨幸あり、説法を聽聞あらせられた。又光明院は夢窓國師に參禪あらせられ、宋の廓庵撰するところの十牛の頌の提唱を聞召され、大に發明あらせ

られた。その十牛頌は圖は夢窓國師の弟子周位が繪を描き、周澤が頌の和歌を添へ、十牛の圖として世に行はれてゐる。

後村上天皇は大雄寺二世古劍妙快禪師を宮中に召して傳燈錄を提唱せしめられ、大事を了畢あらせられた。後光嚴院は東福寺の乾峰士曇禪師を宮中に召して禪要を問ひ、辨道工夫あらせられた。

後龜山天皇及び後圓融院は、相國の春屋妙葩禪師を内道場に召して菩薩戒を受けたまひ、普明國師の號を與へ給うた。後小松天皇は大德寺一休宗純禪師について參問あらせられた。

後奈良天皇は妙心寺大休宗休禪師に御歸依あらせられ、妙心寺中の靈雲院に御幸あらせられ、禪要を問はせ給うた。その御幸問は今日現存し、國寶となつてゐる。

後陽成天皇は妙心寺の南化國師、大德寺の春屋國師等を宮中に召され禪の宗義を問はせ給ひ、又南禪以心崇傳に勅して『翰林五鳳集』を勅撰せしめられ、五山文學に御貢獻あらせられた。

かくの如き歷朝の禪門御歸依の芳躅をつがせられた後水尾天皇はまた深く禪宗に御歸依あらせられ、妙心寺愚堂、永源寺一絲等に參問あらせられたが、寛永十一年には澤庵禪師を仙洞に召させ給ひ、越えて十六年にはまた澤庵を召して原人論を御聽問あらせられた。後水尾天皇は至尊の御身を以て禪門に御歸依あらせられた恐らく最後の御一人であり、澤庵和尚は至尊に禪要を説き

奉つた恐らく最後の一人であつたであらう。

柳生但馬守と不動智神妙錄

その年の九月、澤庵和尚は泉州に行き、谷正安創立するところの祥雲寺落慶式に臨み、開堂供養を行ひ、それから久しぶりに故里の但馬に歸省した。

するとその翌年の十二月には豪命を蒙つて江戸に出ることになり、居を柳生但馬守の麻布の別業に卜した。澤庵と但馬守との道交は以前から深いものがあつたが、この時以來起居を同じくすることになつた。

家光將軍は若い時から武藝を好み、柳生但馬守を師としてその道に精進し、大いにその上達を見たのであつたが、どうしても但馬に及ばざる一點のある事を見出し、その事について家光は但馬に問ひ質した。武藝は術ではなく術の奥に潜む心である。心を養ふこと、それが武藝の奥の手であることを但馬は答へた。心を養ふとは、心をいづこにも止めぬやうに工夫することである。無念無心の工夫である。無念無心と云つても何も考へずにはかんとしてゐることではなく、常に心を働かしつゝ、而も何物にも心を止めぬやうに練習を積むことで、つまり全身全體を心とする

ことである。さうすればこちらに寸分の際もないから敵に打ち込まれることなく、こちらの心が他の何物にも定着しないから自由自在の活動が出来る。この心法を體得することが武藝の肝心であつて、この法を傳へるものは禪である。自分は澤庵和尚からこの禪の心法を授かり、武藝に於いて大いに發明するところがあつた——といふやうな事を但馬守は將軍家に言上したのである。そこで家光將軍は、それでは是非その澤庵に會つて禪の話を知りたいからといふことで、さてこそ澤庵のお召しとはなつたのである。

澤庵が柳生に傳へた劍道兵法の極意の書といふのは有名な不動智神妙録であつて、そこには大體次ぎのやうな事が書いてある。

不動智神妙録の第一節には「住地煩惱」といふことが説いてある。われらの心は、とかく外界の刺戟物によつて働かされがちのものである。見たり聞いたりすることに、絶えず心の動くのが我等の實際の有様である。そして心の動く度ごとに、その心を動かすものに心が止まる。それでは不動智ではない。外界の刺戟や、内心の動搖によつて常に動く心、動く度に著き止まる心、これがこゝにいふ煩惱である。心が念々に動いて、その度ごとに物に定著するところから、住地煩惱とはいふのである。

これを劍道兵法に當嵌めていふならば、向うから切つてかゝる太刀を一目見て、そのまゝ其處

で立會はうと思へば、そのまゝ向うの太刀に心が止まつて、手前の動きが抜け、自分の手元がお留守になるから、相手に切られてしまふ。止まる心はこの事で、これが煩惱である。しかるに向うから打つて出る太刀を見ることは見ても、それに心を止めず、向うから打つて出る太刀に拍子を合せ、氣合を合せて打たうと思はず、少しの思案分別も残さず、相手が太刀をふり上げたを見るや、それに心を卒度も止めず、そのまゝ飛込んで相手の太刀に取付くならば、我を斬らんとして打つ敵の刀を我方へもぎ取つて、却つて敵を切る刀とすることが出来る。「還て鎗頭を把つて倒に人を刺す」と禪家の語にあるのはこゝのことで、敵の槍を奪つて敵を刺すといふ、これが眞の無刀流といふものである。

向うから打つて來るとも、こちらから切つて出るとも、打つ人にも打つ太刀にも、程にも拍子にも卒度でも心を止めれば、手元に隙が出來、手前の働きが皆抜けて、敵に切られてしまふ。敵に心を置けば敵に心を取られ、我身に心をおけば我身に心がとられる。我身にも心をおいてはならぬ。我身に心を引きしめて置くといふ事も、初心の間のことである。敵の太刀に心を置けば敵の太刀に心がとられ、氣合に心をおけば氣合に心をとられ、我が太刀に心をおけば、我が太刀に心をとられる。これでは皆、心が他の物に止まつて手前が抜殻になつてしまふ。佛法では、この止まる心を迷といひ、煩惱といふのである——

不動智神妙録の第二節に於いては、「諸佛不動智」といふことを説いて、不動とは動かすといふ文字である。智は智恵の智である。不動、動かぬといつても、石や木のやうに固定してゐることではなく、向うへも、左へも右へも、十方八方に心は動きたいやうに動きながら、卒度も止まらぬ心、物に定着しない心を不動智といふのである。不動明王と稱して、右の手に劍を持ち、左手に繩を持つて、齒を喰ひしぼり、目を瞋らし、佛法を妨げんとする悪魔を降伏させようと突立つてゐるあの姿を誰れも知つてゐるであらうが、あのやうな姿のものが、どこかの國にゐるといふ譯ではなく、こゝにいふところの不動智を具體的に示したものに外ならぬのである。容を佛法守護の形につくり、體をこの不動智の體として人に見せたものである。凡夫はこれを見て恐れをなし、佛法に仇をしまいと思ふであらうし、智者は不動智を表したところを悟つて、一切の迷を去り、不動智を發揮して、その身そのまま、不動明王となるであらう。故に、不動明王とは人の心の動かぬところを云つたのである。心が動かぬとは、心が物ごとに止らぬ事である。物を一目見ても、それに心の止らぬのを不動とはいふのである。若し物に心が止まると、いろ／＼の分別が胸に起り、いろ／＼の思ひが胸に湧いてそのために心が動く、動搖する。これを兵法の場合で云つて見るならば、たとへば、こゝに十人の相手がつて、それが替り合つて一太刀づつ斬り込んで來る場合、一太刀を受流して跡に心を止めず、すぐつぎの太刀に向ひ、それを受止めたら又次

ぎの太刀にと、次々に立向ふならば、十人に對して十人ながら同じ力で立向ふことが出来る。十人に對して十度心は働くけれども、一人にも心を止めることがなければ、次ぎから次ぎへと渡り合つて、こちらの働きは毫も缺けることなく、鈍ることがない。これに反して若しその中の一人にでも心が止まるならば、一人の打つ太刀は受流することが出来るであらうけれども、二人目の時は自分の方の働きが抜けてしまふであらう。

また戰に於ては石火の機といつて、電光石火の如き働きを尊ぶ。これも心の止まる間のない事を云つたので、心が少しでも止まれば、我が心を他に取られてしまふのである。兵法の至極も、この心を止めぬ點にある。止まらぬ心は色にも香にも移らぬ心である。この移らぬ心の體を、神ともいひ、佛ともいひ、禪心とも極意ともいふのである——と説いて、さてそれでは心をどこに置いたらよいのであるかといふ事に説き及ぼし、その心の置所について次ぎの如く説いてゐる。劍を執つて、敵に立ち向つた場合に、心を何處に置いたらよいのであるか。敵の身體の働きの心を置けば、敵の身體の働きの心が取られる。敵の太刀に心を置けば、敵の太刀に心を取られる。敵を切らうと思ふ所に心を置けば、敵を斬らうと思ふ所に心が取られる。我が太刀に心を置けば、我が太刀に心を取られ、我が斬られじと思ふ所に心を置けば、切られじと思ふ所に心が取られて自由の働きが出来ない。ゆるぎにいづこにも心を置いてはならぬ。何物にも心を止めてはならぬ。

心を少しでも止めたならば、こちらの身に隙が生じて打たれてしまふ。心を一所に止めることなく、心が全身全體に行き互つて居れば、我身に隙といふものなく、機に臨み變に應じて自由自在の働きが出来る。つまり全身全體を心とするのである、身體中を心にするのである。さうすれば心はどこに止まる事なく、しかも全身に心が行き互つて身に寸分の隙もない。さうなれば、敵に打ち込まれる虞が無いのみならず、こちらには綽々たる餘裕が生ずるから、敵を敗る事實に易々たるものがある——といふ風に説いてゐる。

最後に「應無所住而生其心」——「應さに住する所なくして其の心を生ずべし」といふ金剛經の語を引いて無念、無心の徳を説いてゐる。何事でもその爲てゐる事に心が止まれば、眞の活きは出来ない。何事にも心を止めることなく無心に物事をやつてゆけといふのである。諸道の名人といふ者は、その事をして居りながら、その仕てゐることに心が止まつて居らぬ。實に無心にやつてゐて而も立派に成し遂げてゐる。即ち、住するところなくして、その心を生じてゐるのである。應無所住而生其心の位は實に向上至極の位である。——太刀を打つ手に心を止めず、一切打つ手を忘れて、打つ人を切れ。人に心を置くな。我れにも心を置くな。人も空、我も空、打つ手も打つ太刀も空と思へ。而もその空といふ事にも心を取られてはならぬ。切る人も心なく切らるゝ我れも心なく、打つ太刀も空、打たるゝ我も空なれば、打つ太刀も太刀でなく、打たれる我れも我れ

でない。誠に電光影裏に春風を斬るが如く、毫も止まる心がない。この止まる心無くて働くのが不動智の神妙不思議の働きで、これが劍道兵法の極意であり、又禪道佛法の極致である——。

家光と澤庵の意氣投合

十三年七月二日に澤庵和尚は、玉室、江月と共に召されて江戸城に上つた。城中に於て佛法宗門について細かに御尋ねあり、三僧かはるゝ御答したが、中でも和尚の答が將軍の意に適ひ、柳生からの口添へもあつたので殊に寵遇を蒙ることになつた。殊に家光が大徳寺出世問題に關心を持ち、同情のある言葉を與へたことはひどく和尚を感激させた。

忝き儀に存候。本寺の爲め六年身命をすて、居申候故、佛祖の心にも叶ひ申すか。當御所様道理を分けさせられ、前々の如く被仰付候。天祐其外の長老衆、當寺の草木も色をなほし申す體に候。

家光將軍の同情によつて、大徳寺に謹慎中の長老達もその本通りの身分に立かへることが出来、一山に春がめぐつて來た。これ偏に澤庵の賜といつてよいのであるが、寺中の僧の中には和尚の功を猜むものもあつた。がとにかくこれで和尚の心持はすつかり一變し、將軍家に厚意を持つや

うになつた。「二之丸にて御能被仰付候。罷出見物可仕由御意にて、罷出候」といふやうに、それからは悦んで登城するやうになつた。「朝日以前に参り候て御能三番通しに」拜見することもあつた。食事の時分になると、「御振舞出申候。(中略) 兩度までよく御酒ども被下、ゆる／＼と見物仕り候へとの御事にて、大炊殿膳の前へ御出にて、よくお酒たべ申せなどとて御念入候」といふ待遇ぶりであつた。これは寛永十三年の九月十三日のことであつたが、同月の十七日にはまた二之丸に召された。

十七日に二之丸へ召され候。常の御座所にては候はで、御座へ御出候て、大入籠の前後御座敷御座候。路地より入申候て、其御座へ参り候。八ツ時分より日の入まで御前に只一人間あひだ二尺ほどをき申候て居申候。色々御不審共段々御尋ね候。一々御奏申候。殊の外御得心参り候。面白く思召すよし候て御機嫌よく、御茶共被下致退出候。

城中の離れの室で、今でいへば午後の二時から日没頃まで二三時間打通して、二尺ほどの間を置いて對座し、佛法世法の事に關する將軍の質問に答へる。それが將軍によく納得出来る明快な答であるので、將軍はよく會得し、面白いと云つたといふのである。權威ある知識人に佛教の理を説いて興味深く吞み込ませるといふことは容易のわざではない。和尚の辯舌の爽かさが想像に難くない。

すると六日おいて、その月の二十四日またお召た。

又廿四日に召され候。初夜時分まで居申候。其時は御尋ねの事を大方過ぎて、但馬をも召し、兵法の事に付て、澤庵の前にてわが存分を申て見よなどと御意にて、但馬申分共御座候。其次に加賀守をも召して、そちなどはちとそれへ出で申し、雑談ども聞き申せと被仰候て、加賀殿も御前へ御伺候候ひし。

その日は將軍と澤庵との人混ぜせぬ聞法説法の一座が終ると、それに引つゞき、家光將軍を中心に御指南番の柳生但馬守と老中の堀田加賀守とが集まつて、今でいへば澤庵和尚に物を聞く會が開かれたわけである。

「澤庵の前で兵法のことを思ふ存分聞いて見ろ」と將軍にいはれて但馬がいろ／＼訊ねる。澤庵例によつて明快に答へる。將軍は面白さに御老中の堀田を召して「其方も少し政治向きの事でも澤庵にたづねて見よ」など云はれて、この幕府の政治家少し堅くなるといつた、すこぶる君臣師弟水入らずの和平ぶりを見せてゐる。ところが折角話を聞いても、多用にかまけて忘れるおそれがあるから、話のあらましを書いて来てくれといふ熱心な將軍の依頼で、「廿四日以後は書物にかゝりて登城もならず」、廿七日に一冊書いて差上げたが、殊の外御満足であつたといふのである。また和尚は、將軍から質問された事柄については、即答の出来るものとはともかく、少し込み

入つた事柄については、一々その解答を原稿にして持つて行つて説明するといふ、近代的な方法を採つたのである。かくて將軍家への接近の度数は重つて行つたが、もと／＼それは望むところではなかつたので、「今一兩度も登城申候はば、御いとまの事を申上げ」ようと思つてゐた。しかし、聞法に熱心にして澤庵に傾倒してゐる將軍の様子を見ると、さうもなりがたく、難儀に迷惑に思ひつゝもする／＼と引きずられてゆくより外に仕方がなかつた。

或る時などは、話が法度事件から配流のことに及んで、其方が遠國に流された時は、どうぞして呼びかへしたいものだ、そればかり心にかけてゐたほどであるから、それをよしみに思はぬ筈はなからうと、「いかにこまやかに御意」あつたが、かう恩にきせられては「迷惑仕る」より外に仕方がなかつた。また或時、將軍から久しき配所の辛苦の様子を問はれ、これに對し和尚は答へて、「人は天地萬物同根一體の身なれば、住所のへだて更に御座なく候」と申上げたところ、將軍その時、扇子にて疊をはたと打ち、「痛きや」と仰せられた。天地同根萬物一體ならば、疊を打つても身に痛みを感じさうなのだがどうかといふのである。すると和尚即座に答へて「なほ爪髪を切るがごとし」と答へたといふことである。かういふ逸話めいたことは可なり巷間に傳つて人の語り草となつてゐるが、その當意即妙の應答ぶりが面白いので、かうした澤庵の趣はその和歌の詠じぶりの上にも見られるのである。

ある時、將軍に「獨寢別」といふことを詠めと云はれて澤庵、

夢をたのむ夜の衣をかへしゝをたゝみてとるや別なるらん

「いとせめて戀ひしき時はぬばたまの夜の衣をかへしてぞぬる」といふ小町の歌を下に踏へての即興である。

おもかげと枕ならぶる夜は明けてこれさへかなし衣々の空。

後朝を衣々としやれ、獨寢なれば衣と別れる意味を寫したところ面白い。

佛法についての歌求められて

世の中の人はずまよはじ教へこそそまよひのはしめなるべき

不立文字の禪の立場から、諸教諸説を荆棘葛藤と見ての詠であらう。

麓なる一木の色をしりがほにおくも見はてぬみよし野の花

道源に徹せざる一知半解の佛者を諷したのか。

將軍散る梅の花を描かれたその繪に

根にかへり又こむ春をこゝろにて散るさへ梅の情なりけり

八月十五夜、將軍二の丸に座を移されしに雨頻にふりしかば

玉だれの中にすみぬる御心に今夜の月の雨もさはらじ

山里の座敷にて「松下納涼」といふ事を

若松の行末久し下すゞみ今日もや千代の初めなるらん

同所にて「一村薄」を詠めとあれば

むさし野を御園にこめて一村の薄になびく秋の夕かぜ

いづれも即席當座の詠歌であつて、その即妙を稱すべきであらう。

大燈國師三百年忌に晴れの上洛

その年十二月二十二日は大徳寺の開山大燈國師三百年忌に當るので、澤庵和尚は暇を貰つて十月七日に江戸を立つた。愛山護法の念に燃える澤庵が祖山の開山の遠忌に遭遇した喜びはたとへやうがなかつたであらう。和尚がその時の旅行の記を作り、『海道の記事』と名けたことによつてもその感激のほどが知られるのである。その記の序に次のやうに書いてゐる。

往歲乙亥依_レ台命難_レ遁。臘年初五日、起_レ但州入佐山之草廬、同廿日入_レ幕府。廿八日徵入_レ殿。備_レ人事以_レ禮謁_レ台顔。恩意不_レ淺。而後時今依_レ命窺_レ城垣矣。光陰不_レ留、春往夏來秋又去。維時十月下旬也。吾山開山祖三百年忌、當_レ此歲臘月廿二日。不_レ可_レ不_レ香拜_レ焉。

依_レ此奉_レ請_レ歸京之暇、蒙_レ許可、仲冬初七日出_レ幕府矣。來亦夢寢也。去亦夢寢也。醒寤何時乎。光陰不_レ留、時不_レ待_レ人、吾夢中之世壽六十四。不_レ得_レ半日閑、東漂西泊、而自己老矣。吁是誰過乎。

謫居四年を終り、赦されて江戸に歸つてまた禁足三年、漸くにして京に歸り、但馬に歸臥してやれ〜と思つてゐると、將軍のお召である。台命遁れ難く折角落ちついた入佐山の草庵を出て江戸に登り、將軍に謁して見ると、不思議に意氣投合、「恩意淺からざるを感じて」それ以來城中の出仕を怠らなかつたが、その年十二月廿二日は恰も大徳寺開山大燈國師の三百年忌である。その大徳寺のためにこそ、その國師に對する報恩のためにこそ配流の憂目を物ともせず戦つて來た澤庵である。この國師の三百年忌を迎へた感懐は一入であつたであらう。往時を回想すればまことに「來るも亦夢」「去るも亦夢」「光陰留らず、時人を待たず」の感に堪へなかつたであらう。半日の閑を得ず、東漂西泊の中に老いて行く自己が顧られて「あゝ是れ誰れの過ぞや」の感を深くした事であらう。と共に、將軍家の歸依僧として爲政者の權力を背景として大名同格の旅に出る澤庵の氣持もまんざら不愉快なものではなかつたであらう。それらの感懐が澤庵和尚をして一篇の旅日記を物させたのであらう。その旅日記は殆んど歌から成り立つた歌日記で、道道の地名に因んだしやれ歌が多く、例へば川崎を過るとて

たれをか、はさきだてたれを残しけん、のこるも残りはてぬうき身の
或は濱松の宿をいづるとは、

さとの名はとはでもしるしおきつ浪木末にひゞくはま松のおと
また池鯉鮒といふ地名を興じて

水底のうろくすまでもすめる代にあふやられしき池の鯉鮒
といふ類ひで、いづれも旅路のつれづれに詠みすてた慰み歌である。

かくて廿日のひる頃に紫野の舊居に入り、二十二日開山忌に、法事の一役をつとめ、後又但州
に歸つたのである。

大徳寺遠忌と鹿苑日録

その開山三百年忌の模様を『鹿苑日録』にはかう書いてゐる。

廿一日。微雪降。齋了剃髮。乘輿而赴大徳寺。自寺外徒步而赴。到于芳春院。院主玉室
和尚出對面。衆未悉集。故、先到見性院。詣澤庵和尚。和尚出對顔被接、雖然自宿坊一急
可歸之旨在之故辭而歸。次到江月和尚。仲禮。先可詣天祐和尚。而歸宿坊。主席被出、雖

稱主位、有賓主之禮、讓而不應。強而令予居主位。不得止而應命。羹出。雲門、大
根、芋、白壁、等煮之者也。肴出。盃三巡而撤。宿忌鐘鳴、則着道具而先方丈宿忌也。玉室
和尚上方勤燒香。天祐和尚勤宿忌首唱。侍者役者、從上方後先大衆而行導。初更時分煎點。
座牌、主位上方芳春院玉室和尚。賓位慈照顯暉。主對大慈和尚藍溪和尚也。賓對慈濟院。藍溪座
牌可在。賓位之旨雖固辭不領掌。強予坐賓位之座。澤庵和尚・天祐和尚・清岩和尚・江
月和尚者座敷御見舞也。羊羹出汁。出饅頭。出受汁。饅頭在左。汁者在右。饅頭以兩手
擊之。左之饅頭置腕中。以右手饅頭左手取之喫却。温麵出頃者給仕以饅頭引替。以右方
菜置左方。

菜 菜「此ヲ以置左方」

菜 菜

麵喫了則筋持于手。待座中喫了。筋置于膳。菓子茶出。茶了則主位起座。次第起座。座
牌者羊羹出時取之。入夜自澤庵和尚董物大具・塗銀香爐・香筋。相副賜之。香爐者以
フクサ物包之。

廿二日。微雪降。天白則鐘鳴。著道具赴方丈。待衆集。衆集則立班。粥飭經始。又有小
飭經。檀那飭經乎。又盛座牌。各如前着座。喫粥。菓子五種。喫茶而散。天氣晴。三番座

過則鐘鳴。着道具。赴方丈。半齋。眞大悲呪也。澤庵和尚勤音唱。次赴法堂。上方玉室和尚唱偈。次貼供。列拜。拜内者五山出世衆坐三千長連床。大衆在レ前。不具此間之清規。半齋澤庵和尚勤音唱。半齋了赴三千方丈。置座頭迄也。無接人。無掛香齋膳。

牛房

集汁

煎麩 大土器 香物三切 益之用也 無手鹽

煎昆布

飯

酒入提子二返。引之湯出。是亦勿論提子也。菓子五種也。同時自五山以二使僧一人、伸今日法會儼然成就之賀。或維納或侍者也。急故也。歸則又瓊首座出而被留。雖理不聞。其間、主席玉室和尚。主座十接上。予坐其次。主席、不出之間。溫麵、酒二三行。以理取酒。伸禮而歸。(鹿苑日録)

この記録は相國寺慈照院听叔顯暉の日記『居諸集』寛永十三年十二月廿一日、廿二日の條である。『居諸集』は寛永五年二月から慶安四年九月に至るまでの顯暉の日記で『鹿苑日録』の中に收められてゐる。當時は鹿苑院にあつた僧録司は南禪寺の金地院に移され、相國寺一派はその勢力を失ひ、随つてその日記も『蔭涼軒日録』に見るやうな精彩を缺き、平凡尋常の記録に終つてゐるが、その中に大徳寺開山大燈國師の三百年遠忌のことを記載し、その中に澤庵和尚の消息を

傳へてゐることは、有難いことで貴重な文獻といはねばならぬ。

大燈國師三百年遠忌には『居諸集』の筆者听叔顯暉は相國寺を代表して請待され、賓位に著いて歡待をうけたわけであるが、その他の尊宿については天龍寺慈濟院が隨喜してゐることが記してあるばかりで、他の五山衆の名は見えてゐない。南禪寺を主賓に請じなかつたのは、金地院崇傳の一件からして當然であるが、その他の五山を敬遠したのはどういふわけか。相國、天龍等夢窓派を除いた他の五山十刹は、大徳寺に好意を持つてゐなかつた爲めであらう。それに反し相國寺は金地院に僧録を奪はれた關係で、南禪寺よりも寧ろ大徳の方に好意を持ち同情を寄せてゐたものと考へられる。さてこそ大徳寺の方でも上方(主席の僧)の玉室和尚が顯暉和尚を賓位に請じて歡待したのであらう。それにしても妙心寺の側から隨喜したことが見えてゐないのはどういふものか。恐らく筆者の省筆であらう。

投淵軒より檢束庵へ

その年は郷里但馬に於いて越年し、花の頃まで入佐山の草庵投淵軒に靜養し、三月には上洛して大聖國師(古嶽宗亘)の一百年忌の齋會に列した。大聖國師は澤庵和尚の中興した南宗寺の開

山普週國師大林宗套の師であり、又曾て澤庵が住した事のある大徳寺塔頭大仙院の開祖であつて、大燈國師に次いで澤庵の尊崇してゐる紫野の高僧である。大燈國師の三百年忌と、大聖國師の壹百年忌とに値ふことを得た澤庵和尚の満足はいかばかりであつたであらう。

三百年忌の時には澤庵和尚は董物大具・塗銀香爐等を記念品として來會者に呈して祝意を表した事が『鹿苑日録』に見えてゐるが、大聖國師一百年の場合にも定めし、趣向に富んだ記念品を頒布して齋會を賑はした事であらう。この二度の勝縁に臨んですつかり氣持をよくした澤庵和尚は、その感激を力として召さるゝまゝに四月再び江戸に歸つた。そして麻布の柳生の別荘に寓居し、そこを檢束菴となづけてしばしの住居とした。澤庵和尚は曾て羽州上ノ山の庵に春雨菴と名づけて春雨の閑寂を賞でつゝ、謫居のわびしさを忘れんとした。また郷里但馬の入佐山の草庵をば投淵軒と名づけて屈原の故事に世捨て人のあはれを心ゆくまで味ははうとした。今また將軍の台命に心ならずも再び江戸に出て、つなぎ猿のやうな窮屈な生活に身を置くことになつた澤庵の麻布の寓居は、まことの檢束菴でなければならなかつた。

群鶴の祥瑞を稱ふるの記

その頃、家光將軍は江戸城内の殿閣の改造を思ひ立ち、先づ城内紅葉山に神廟を造營するに當り、その神廟を南面にすべきか東面にすべきかを議し、奉行小笠原右近大夫忠貞始め、神廟は南面たるべしと群議一決したが、將軍は東照權現の神號に因んで東面たるべき事を主張し、結局神意に問ふことになり、増上寺安國殿の家康の靈前に於いて鬮を引いた。東を一とし南を二として權僧正忠尊に鬮を引かしたところ一と出た。再三試みたがやはり一と出た。又東と南といふ字を紙片に書いて捻つて丸めて、神前に置き、目をつぶつてこの一つをとつて開くと東の字が出た。そこで將軍の意見と神意とが全く一致したといふので感服し、四月一日いよいよ工事に着手しようとして作事奉行以下工匠人まで參集してゐると、そこに鶴が一羽いづくともなく飛び來り地下に下りた。諸人珍らしが、それを捕へて獻じようとする者もあつたが、この邊に飼育する鶴かも知れぬといふ事でそのまゝ追つてしまふと、又一羽の鶴が空中から舞ひ下つて松の枝に遊び戯れ、後東の方に飛び去つた。人皆靈奇祥瑞として愛でたゝへ、これを上聞に達した。そこで五日地鎮祭を行ひ、鶴の祥瑞を賀して老臣以下諸臣に酒食を賜はり、民部郷林道春は神廟鶴記并に詩を作つて奉り、烏丸光廣も和歌二首を詠じてこれを賀した。

宮造る嬉しき神のみこゝろと千年や告て鶴ぞ立舞

更にまた千年はしるぞ友鶴のつばさ双ぶる神の廣庭

澤庵和尚も乞はるゝまゝに頌を作つて奉つた。その文にいふ。

つらく思ふに、夫れ神は形質の外に立ち、其變するや陰陽不測のところにある。乃ち天象の間に伸び處として到らざる無く、更に地中の水の如く、處として在らざる無し。いづくんぞ水専らこゝに在りと云はんや。いづくんぞ神専らこゝに在りと云はんや。瓶に虚空を盛つて千里に餉するが如く、處に隨つて皆得るなり。百處に廟を設くれば即ち百神處に隨て降り、千處に廟を設くれば即ち千神處に隨て降る。千神百神共に一家の神也。今茲夏の孟、大樹士に命じて東照權現を更始し、以て廟を築かしむ。時に白鶴一雙飛來て其處に憩ふ。玄掌縞衣。其の羽儀端正にして和氣舒暢四顧以て喜色を含むが如し。少焉して遙に東に向て飛んで過去る。人皆希有の思ひをなすのみ。嘗て聞く、鳥は能く木を擇ぶ、木を擇んで得べき者は松也。木も亦鳥を擇ばざるべからず、擇んで而して得べき者は鶴也。いはんや又松は當家の家樹と爲す、則ち鶴豈に家禽ならざらんや。松は十百の歳霜にして鶴は十千の遐算也。聊か其言を雅にして以て神德を頌すと云ふ。方處を問はず、信受すれば忽こゝに降る。敬んで鬱鬱を灌ぐ。照臨以て其誠を感ず。水月影を涵し、虚谷聲を傳ふ。陰陽不測に在り。靜に當つて能く動、動に當つて能く靜。形質の外に立ち、微に於て能く顯、顯に於て能く微、儘口有る者にして以て宣ぶ。今翅有る者に倚て以て飛ぶ。僉曰く神白鶴に倚るか、白鶴は即ち神か。乃ち若しその異なる者に從て之を見れば天地懸隔。其同じ者に

從て之を見れば毫釐も差なし。好く萬年の物を執つて千年の操を倚す。唯知る、其茂を騰て其家の世を示すことを。(原漢文)

寛永十四年丁丑孟夏吉辰野釋某上

この一文には神についての澤庵和尚の思想がよく見えてゐる。而してこの神の思想は日本的な神の考へ方である。それに從へば神といふものは形を超越したものであり、時間を超越したものであり、天地の間に伸びひろがつて處として到らざるなく、どこにでも神の居らぬところはない。即ち神は何にでもなつて存在してゐる。神は神社の内にもみ居るとは限つてゐない。いづこにも神はある。百ヶ所に神社をつくれば百の神がその處に應じて降るので、千百の神が同時に又一家の神である。神は形以外の存在で、目には見えぬが明らかに存在する。事々物々となつていかなる處にも存在するが、これといふ一定の形を示しては居らぬ。物に託して現はれ、語る者に託してその心を宣べるものである。

この點に於いて神は佛と一つであると澤庵は見えてゐる。理氣差別論に於て説いてゐる神佛論乃至神佛同體異名論と相通する思想である。

家光將軍の厚遇ぶり

その年（寛永十四年）霜月十七日附で「宗鏡寺外六人」に與へた長文の書翰には、家光將軍の厚遇ぶりを詳に傳へてゐる。

一書申入候。其地無事之由珍重候。仍愚老事、十月廿一日に御見え仕候。二之丸御座前新舞臺始之御能被仰付候。見物仕候へとの儀に候。二之丸へは惣別誰も召にて候はねば、年寄衆も不被參候。御能などは猶以其通に候。御能は七大夫、金春八左衛門尉、柳生但馬殿、永井日向殿、觀世大夫。御能の間にも「靜に見申せ、御能過候て、おどりをも見申せ」と松平伊豆守殿御使として御意候。同又御使「本丸二之丸の間に、東照權現新宮被仰付候、乍次社參仕、其の景共見申せ」と松平伊豆殿御案内者として、狂言の間に社參申候。暮候はば成間敷とて、御能之間に社參申候。其後結構御振舞、伊豆殿付て御座候而、御馳走無殘所儀候。御能はて候ておどり御座候。五おどり相果事濟申候。

入夜奥へ召候て、四つ時分まで御前に只一人居申候。色々御尋之事共候ての儀に候。はじめ被仰候は「久々在府仕苦勞に可存候。御煩故、御對面もなく候つる」と御意にて、づつと是へ是

へと御意にて、上壇の上御火關之きは、御膝より二尺ばかり間をおき候て御意ども御返事申候て、ちか／＼と二時間ばかりつつ居申候。於餘之儀者、何事とても、是程御身近參候て、久居被申候人は無之候。柳生但馬殿屋形迄、四つ時分に罷歸候へば、御上使被下候。中根平十郎と申御前出頭人にて候。御上使被下候儀者國取大名ならでは無之候。（つゞく）

書中「十月廿一日に御目見え仕候」とあるのは、十四年の四月に上洛してから始めて將軍家に謁見した事をいふのであらう。二之丸の御座所前に能舞臺が新築され、その舞臺開きにお召の光榮を得たのである。二之丸へは特に將軍のお召を蒙つたものでなければ閣老と雖もやたらに入れぬ處であるのに、その二之丸に召されたのである。又將軍家御覽の御能を陪觀することも殊にお召をうけた者でなければ適はぬことであるのに、そのお能拜見を許されたのである。而も、將軍のお聲がよりで、「ゆつくり見るがよい。能が終つたら舞踊を見るやうに」と、松平伊豆守を介しての御意である。又鶴の祥瑞芽出度き新築の東照權現にお参りするやうにとの仰せによつて、松平伊豆守の案内で狂言の間に社參する。時分には結構な御振舞があり、伊豆の守の接待で御馳走を頂く、——といふまことに結構づくめのおもてなしである。能が終つて踊りがあり、その踊り五番で晝間の催し事が全部終了する。するとそれからが大事である。それから、夜になると奥へ召されて四つ時分まで只一人將軍の御前に侍する。將軍から種々の

質問を受けるためである。「久しく江戸に居つて退屈したであらう。病氣であつたので、早速に會ふ事も出来なかつた」など、御挨拶あり、「さあ、遠慮なくすつとこつちへ寄つてくれ」と氣輕にさしまねかれ、上段の間のお火圍の際まで進み、お膝から二尺ばかりの間を置いて差し向ひになり、御尋ねの事につき御答へ申し上げ、約四時間打ち通し御相手申上げる。他の者では、これほど將軍の身近に接近し、これほど長時間話の相手する者は無いのである。そして四つ時分に二之丸を退下して但馬守の麻布の屋敷に歸ると、すぐ追つ駆け將軍から答禮の使者が来る。かういふ事は國持大名でもなければ無いことだと澤庵和尚は感激してゐるのである。

一、同廿七日、此屋敷へ御成にて、ひる時分より暮まで得_二御意、但州愚老兩人までにて色々之儀御意にて候。還御之時、松平伊豆殿、爲_二御上使、我等居申候長屋へ被下、明日晩に二之丸へ參候へとの事に候つる。廿七日、同八日推つづけ登城申候。廿九日に又召候而參候へば、本丸下馬之橋之前にて、出御に參相候。遠々とひかへ申候へば、はや被御覽付、松平伊豆殿爲御上使被下候。今日は寒候間、堀回ばかり被成、早々可有還御之間、二之丸へ參、可相待由御意とて、即_二二之丸へ參候へば、中根平十郎殿承にて被仰置候とて、さむくなきやうに、火鉢ども出し、時分に振舞をすゝめ申せとの上意とて、伊豆殿も自_二道御立歸候て、付て御座候而御馳走に候。不大形御念入たる忝次第共に候。さ候てやがて還御候。入夜四つ時分迄、又いつもの

ごとく居申候て、退出申候。(つゞく)

越えて二十七日には、將軍家が澤庵和尚の宿泊してゐる柳生但馬守の下屋敷を訪ねて正午頃から暮方まで話し込み、但馬守と和尚とが二人で御相手していろ／＼話し合つたといふのである。將軍が態々但馬の屋敷へ臨まれての密談は何か政治向きの事でもあつたらうか。その頃島原の亂の最中であつたから、それについての澤庵の意見を聞きに來たのかも知れない。「色々之儀御意にて候」の一語意味情重である。扱その日將軍が歸城するとすぐ上使として伊豆守が澤庵の許へ來て、明日晩に二之丸に來るやうにとの事で、廿七、廿八兩日打續いて登城し、廿九日に又召されて登城すると、本丸下馬の橋の前にて將軍の出御に出合つたので、遠くの方に控へてゐると、將軍は早くもこれを見つけ、伊豆守を以て和尚にいふには、今日は寒いから濠の内を一廻りして直に歸る、二之丸へ行つて待つてゐるやうにとの事である。そこで二之丸へ行くと、中根平十郎殿が將軍の命をうけて和尚を迎へる。寒くないやうに火鉢を出し、時分時には食事を振舞へといふ將軍の云ひつけで、伊豆守途中から引かへし、和尚を饗應するといふ次第で、澤庵和尚も「大方ならず御念入たる忝次第共に候」と心から感謝してゐる。

澤庵一人のための茶會

一、當月四日、又召候而登城申候處に、松平伊豆殿爲御意被仰候は、澤庵は御道具共未被見候間、御道具共見せさせらるべき爲に、御茶可被下候間路地へ參候へ、玄治、但馬相伴に罷出候へとの事に候。即路次へ參候へば、伊豆殿路次に御座候而御指南に候。石灯籠行燈など路地の躰不及申候。御座へ入申候へば、床に虛堂の墨跡昔安國寺所持之ナリ名譽の墨跡也。根本山崎の妙喜庵より出申候。四クダリ半サゲテ三クダリ、名印紙白、見事さ中々虛堂には勿論、天下一の墨跡に候。御釜野溝釜、さて上様出御被成候て、御意には、澤庵は道具共被見間敷間、見せん爲茶をと云ふ事ぢや程に、ちかうより能く見られよ。手燭くと御意にて御内へ入せられ、能見申、其後御振舞出、二度迄御入候。さて中立仕候中、又出御候て、御花入させられ候。雅樂花入也。生駒雅樂頭上被申候。御秘藏にて、名を雅樂と申候。金之物也。御座へ入申候へば、又出御候て御意には、花を御自身入させられ候後に、炭をも可被成候。御茶は久御煩にて不被成、御失念も御座候間、佐久間將監に立させうすと御理を被仰にばかり出御候て、又御内へ入らせられ候。御茶過候て、出御候て、御炭被成候。御炭殊の外出來申、御機嫌能候。已上四度

御出被成候。御茶入は「ならしげ」と申かたつき、是は秋月持申候。筑紫陣之時、秋月此茶入を持申て、太閤へ走りこみ申候て上申し、身上御免安堵仕候茶入に候。藥の色こいとて、なれはまさらでこひのまさらんとて付申名にて候。中々可申様もなき御茶入にて候。御水さしは烏帽子箱と申候。備前物にて候。名物にて候。御茶碗は織部持申候わりかうだい、高麗紫竹茶杓三本之内本之由候御茶はすて子と申御つぼの茶と、伊豆殿被仰聞候。一々名物共、さてく可申様も無之事に候。諸大名干今無御對面候。其外出家など誰々とても僧正之外懸御目衆も無之候。御茶などと申事は誰も無之候。三大納言殿達へも、御茶は未被進候間、去年御すき未出御道具など出候儀、中々之儀とて、御年寄衆も不大方之由被仰候事に候。小出大和守殿も御悅にて候。但馬國より罷出、か様の儀に御座候事は、其元にて愚老に御懇思召候御衆は御悅も候はんと存候て委書付上せ申候。(つづく)

十一月四日、又召されて登城すると、松平伊豆守が將軍家の意として傳へていふには、澤庵は我が所藏の道具をまだ見てゐまいから、今日はお道具を見せるために、お茶を下さるから茶席の路地へ行つて貰ひたい。玄治と但馬も相伴に出るがよからう、との事である。そこで路地へ行くと伊豆守が、路地にゐていろく説明する。石燈籠といひ行灯といひ、路地の工合何とも云へぬ趣である。茶席へ入ると床に虛堂キダウの墨跡、安國寺傳來の見事の書である。元は山崎の妙喜庵から

出たもの、さすれば山崎合戦の折、秀吉が妙喜庵に立寄つて茶を飲んだ時の掛物もこの虚堂ではなかつたか。とにかく虚堂の筆に相違なく、天下一品の墨跡である。釜は野溝釜。澤庵和尚、一御道具に感心してゐると、そこに家光將軍が出て来て、云ふには、「澤庵はまだわしの道具を見て居るまい。今日はそれを見せるための茶會ぢやから、近く寄つてよう見てくれ。少し闇い。手燭／＼と云つて内に入られた。よく拜見してから懷石の御振舞がある。それを頂いて中立し、休んでゐると、又將軍家が出て來られて、今度は手づから花を生ける。雅樂といふ秘藏の花入に花を生けるとすぐ引つ込み、しばらくして又出て來て云はれるには、「花を生けたから、今度は炭をやる。お茶は久しく煩つて忘れた點もあるから、佐久間にやらせよう」とお斷りあつて、御自身にお炭だけなさる。炭が案外よく出來たとて御機嫌がよい。以上四度まで茶室に出御なつての亭主ぶりである。茶入、水さし、茶碗、茶杓、何から何まで「一々名物ども、さて／＼可申様も無之事に候」と澤庵も感歎の外はない。殊にそれらの品々は諸大名と雖も拜見した事のない品で、況んやお茶に招かれるといふやうな例は三大納言家に對しても曾てなかつた事であると聞かされ、澤庵和尚は一層感激を深くしたのである。

澤庵の法話に時を忘るゝ將軍

八日に又召候。いつもの如く二之丸にて御振舞被下候。奥へ參候時は灯に成申時も毎度に候。八日には午時より參候。はや文字見え不申候間、本をたゞみ候て申様には、御氣盡させられ候はん、我ら儀は何時も御説次第罷上儀に候間、先と申候へば、か様に面白事には氣は盡きぬと御意に候。さ候へ共、御氣色見はからい立可申躰を仕候へば、又御意には、澤庵に一つ不審がある。と御意にて候間、何としたる儀にて御座候ぞと申候へば、但馬所に居ても濟はせうすれ共、又不自由の事も可有候間、屋敷を言付、作事をと云へども、堅いやとの事にてある程に、先其通にてあるが、惣別は澤庵など、上には苦になる事は何も有間敷とおもへば、物を苦にせらるゝ、是が不審なと御わらひながら御意にて候間、申様には、さて／＼か様の事迄御言葉にかゝり申儀、冥加おそろしき儀に御座候。私は一切居所にもかまい無御座、成次第に仕候。是が心安御座候と申せば、大なる事は苦に成可し、さ様之事嫌とある程に、小くして苦に不成様に、城近所に居所をそとして居たらば、登城の爲にもよからんとおもふ。お花品なども可然からんと御意にて候間、かたまり候てはいかがと存、但馬守と談合申、如何様にもと申てすべらかし罷退候。

入魂の衆之被申候は、か様に御心にかけられ被仰候を、度々あいそうなくいやと申たらば、是ほど御直にか様之事をたれに可被仰ぞ、澤庵なればこそ被仰るに、あいそうもなき者じやと思召候て、御氣もふり候はゞ、結句上洛も成にくき様にも可有之か。又も御意にて候はゞ、ともかくもと申て居申候はば、其家出来候とて、永在江戸に落着にては有間敷候。殊外御いたはりにて候間、御くつろぎに上洛あり度と候はば、そこに苦惱はあるまじきなどと被申衆も御入候。又も御意にて候はゞ、いなとは被申間敷候。若不罷下候以前に、はや堀田賀州被仰付候をば、かたく斟酌申、其屋敷をば、大橋龍慶法印へ被遣候。(つづく)

越えて八日に又お召がある。何時もの通り二之丸でお食事を頂いて、奥の將軍のお居間に通る。燈火のつく頃までお相手することも度々で、その日は正午に上つたのであるが、いつしか時間が経つて暗くなり、文字も見えなくなつたので講本(祖録か何かの提唱をしてゐたものと見える)をたゝんで、「御退屈のことで御座りませうから、今日はこれまでに致します」と申上げると、將軍家は、「いや、こんな面白い事には退屈せぬ」と仰しやる。でも御様子を伺つて退下しようとする、「澤庵に一つきゝたい事がある」との仰せに、「何事で御座りますか」と伺ふと、「其方、但馬の家に居ても濟みはしようが、何かと不自由な事もあらうと思ひ、屋敷を作るやう云ひつけたに、たつて嫌やだといふものだからそのまゝにしてあるが、あれは一體どうした譯だ。總

じて澤庵などには苦勞といふものが無い筈と思つてゐるに、物を苦にして、こちらの厚意を無にするとは、我點の行かぬ事ではないか」とお笑ひになるので、申上げるには、「さて、勿體なき御言葉にて、冥加おそろしきほどで御座ります。手前は居所など一切構ふ事なく、成るがまゝに致して居ります。それが氣樂に御座ります」と申上げると、「いや、大きな家では苦にならうも知れぬ。大きいがて嫌ならば、小さくして苦にならぬやうに、城の近くに簡單に住んだがよい。すれば登城にも都合よからう。お花畠あたりがよいかも知れぬな」などとひどく乘氣に仰しやるので、話が具體化しては困ると思ひ、「但馬守と相談の上、追つて御返事を……」と話をそらして退出したのである。すると懇意の人がそれを聞いて和尙に注意していふには、「上様があれほど心にかけて仰せになるものを、いやだ」と愛想なく申したならば罰が當らう。これほどの事を上様が直に誰れに仰しやらうぞ。貴僧なればこそ有難い仰せもあるといふもの、あまり我儘をいうて、お上の氣に障り、愛想のない奴と思召されては、上洛も適はぬ事にならうも知れぬ。重ねて御意のあつた場合には、どうぞよろしきやうにと、お上にお任せしたがよい。屋敷が出来たからとて、永代江戸に住まねばならぬといふ譯はなし、上様におかれては貴僧を特においたはりの事ゆゑ、時々靜養のためとて上洛を願へば、叶はぬ筈なく、その點別に苦勞はなからう」などと親切に云つてくれる人もある。これでは再び御意のあつた場合、いやとは言はれぬであらう。

「物に屈托のない澤庵が物を苦にするとは不審な」と、皮肉なおからかひの將軍の言葉にも、無限の親しさが感ぜられるし、「冥加おそろしき儀に御座候」と恐縮する和尚の心にも、その感激ぶりが讀まれるのである。

一、十二日に中根平十郎殿、爲御上使被下候。御菓子拜領申候。か様之儀我等躰之者には中々無之事に候。此次最前直に、御意にて候書物（コレハ御たづね候事共書付申物にて候）澤庵持て登城申御約束にて候。大事の書物にて候へ共、一兩日御咳氣心にて候間、御城へ召候事、少間可有之間、平十郎に渡申候て、上申候へ。登城と御意候まで下見被成、登城申候時、直に口上可被成、御聞由候間、書物上申候。御咳氣は能候へ共、九州にて大ウス一揆を起申に付、さ様之事共被仰候か。十二日之後者無御召候。此狀者、其元御懇之衆へ、書中之旨申度候て進候間、皆々の御名付書落申候衆にも、御懇之衆へは見せまいらせられ候て可被下候。

霜月十七日

宗彭（花押）

十二日に中根平十郎が上使として來て御菓子を拜領した。「か様の儀我等躰之者には中々無之事に候」とこれにもまた感激を深くしてゐる。その上使の用事といふのは、澤庵和尚が自ら持參して登城する約束になつてゐた書物、それは、將軍家の質疑に對する答を書付けた手びかへの備忘録であるが、その書物を、一兩日風邪心地で引籠り、登城に間もあらうから、使の平十郎に渡

すやうにとの上意である。登城までに下見をして置くから、登城したら直ちに口授して欲しいとの上意である。そこでその書物を上使に手渡した。將軍家のお咳は快方に赴いたが、九州に島原の亂が起り、その事で將軍も忙しいと見えて、十二日以後はお召がない……と澤庵もいさゝか手持無沙汰の氣味である。

この長文の手紙は、宗鏡寺、吉祥寺、唱念寺、策庵老、幽庵老、松井清左衛門、秋半兵衛、常仙老、紹三老、道賀老等連名の宛名であるが、尙ほ書中にもある通り、「皆々の御名付書落申候衆にも、御懇之衆には」見て貰ふことを希望してゐるのである。和尚は將軍家の厚情に對する感激をこの一書の中に披瀝したものといつてよ。

品川に新寺建立の議

家光將軍は翌寛永十五年に品川の御殿に新に茶室を營み、四月朔日に井伊掃部頭、土井大炊頭、酒井讃岐守、阿部豊後守、堀田加賀守及び澤庵和尚の六人を招いて茶會を催した。家光は茶道を小堀遠州、古田織部、佐久間將監等に學び、その道での宗匠株であつたから、その日の茶室開きも趣向を凝らした面白いものであつたらう。その茶會の席上で、品川に一寺を建立して、澤庵を

住はせるといふ事を發表した。その時の様子を、澤庵は小出吉英に宛て、詳しく報じてゐる。

我等事、此中御いとまの儀、堀田加州まで申入候。然共従前色々様子共御座候間、いかが可有御座哉らん難定存候。様子と申候は、我等當府に住居を相定、上方へは、或養生湯治などと申儀は心まかせに仕候へとの儀を、先御内證にて、御すき座敷にて、相手向にて、様々被成御意候。我等御返答には、拙者儀卅年近、世を捨申、山林之栖仕候。今一兩年之餘命と存候間、此段御免被成候様にと申上候。御意には、本寺之爲をも、法の爲をも深く思ふよし、連々被聞召候間、爲法又は爲本寺にも、か様にして居申、御前をも仕候はば、悪くは有まじ。其上權現様佛法之法度をも御心に思召、さ様之儀に付、遠國へ台徳院ノ被遣候。悪様に御耳に立候儀、御存知之上にて早々被召出、歸京之儀をも被仰付、其上にか様に御近々に召され候御證の儀共、御直々に被仰聞様に被成候間、卅年山居閑居仕、今罷出候事を定而迷惑に可存候。それをすて候て、我への奉公にすまじきかとの御意。又御意には、二之丸へ切々召候而物をも御間被成候事、世間にかくれも有間敷候。然ば但馬下屋敷長屋之すみに、いづくの修行者とも往來とも不知躰にて、密々に二之丸へ召候事も、外聞いかに候間、寺をも被仰付、本丸へも罷出候様に、面むきに候はねば不成事に候。其上、諸宗諸寺之御仕置をも被成度思召候。さ様の事も御談合をも被成度思召候間と御意に候。我等申は、只今御いとま申罷上候共、又御用と御座候はば、

いなとは難申候。在府仕候上者、今之ごとくにて候間、住宅仕候も同前に御座候間、住居住宅と被相定義者、御免も候様にと申上候。被仰様には、筑紫のはて、奥州のはてにて、僧にても俗にても我が用とあらんに、いなとは誰が可申ぞ。その事は澤庵一人にはかきらぬ。住居仕候て、よろづ御談合にも立入り、猶々御問ある事は限もなき事なれば、いつまで隠密之様で、二之丸へばかり召候儀もいかに思召候間、任御意申候へ。寺も末々迄殘候爲、澤庵相果候已後迄も跡々をも殘し、紫野の末寺と成候へば、本寺の爲にても候などと、數々之御意は紙面にも不被述儀候。か様に候へ共、かるくしく申上も却而慮外にても御座候間、先と申候て、餘の御物語に成し申候。(つづく)

江戸に永住の心もなく、徳川家に仕へるつもりもない澤庵は、かね／＼堀田賀州を通して御暇を頂きたいといふ趣を申出てゐたのであるが、いろ／＼様子を聞くと、その希望が達せられるかどうか判らなくなつた。といふのは、去る四月一日、品川御殿の茶會の席上で、將軍家が極く内密に澤庵に向つて、江戸に住居を定めるやう、養生湯治に上方へ行くは隨意だが、とにかく江戸に定住して貰ひたい、といふ仰せである。澤庵も困つてしまつて、いふには、「手前はもう三十年近くも世を捨て、山住ひに馴れた者で御座います。餘命もあと一二年と存じます故、この儀だけはお免しを……」と申上げると、將軍、「いやそれは聞えぬ。本寺の爲め、法の爲めを常に思

ふといふ其方でないか。すれば、法の爲本寺の爲にも、かやうして江戸に止まり、我が側に居る方が都合がよからう。その上、権現様の法度のことも考へぬではない。その件で遠國へ流された其方ではないか。そちの罪状を承知の上で歸還もさせ、入浴もゆるし、その上かやうに側近く召し寄せて、いろいろ精神上の問題を打明けて話し合ふやうになつたのだ。三十年の閑かな山居をすて、江戸の住ひは迷惑でもあらうが、そこを一つ思ひ切つて、予に奉公してはくれまいか」との折入つての頼みである。

そして、又仰せには、「予がそちを二之丸へ度々呼び寄せて、物など聞いてゐるといふことは世間周知の事實であるのに、それを但馬の下屋敷の長屋の隅に置いて、何所の修行者とも解らぬ態にてこつそり二之丸に召入れるといふことは、外聞もどうかと思ふ。それ故、とにかく寺を造つて住まはせ、堂々と本丸の方にも出入出来るやうにしようではないか。それに諸家諸寺に對する政治向きの仕事もあり、その方面の相談相手にもなつて貰はねばならぬし……」といふ御意である。そこでお答へしていふには、「只今御暇頂きましたからとて、御用とあらばすぐにも出府致しませうほどに、江戸に住ふも同じこと、どうぞその儀だけは御免を……」と申上げると、仰せには、「なに、筑紫奥州の果てに居らうと、僧であらうと俗であらうと、予の召すを誰れが拒まうぞ。澤庵一人に限つた事ではない。まづ、住居を江戸に定めて、予の相談相手になつて

たもれ。まだまだ聞きたい事が山々ある。何時までも隠密めいて二之丸にばかり召すわけにもいまい。まあ一つ、予に任せて置け。寺を建て、さへ置けば後まで残る。澤庵の死後までも寺を残し、紫野の末寺とすれば、本寺の爲めにも成るではないか」と懇ろに仰せられるので、「いづれよく考へまして、追つて御返事を……」と申上げると「それでは氣にかゝつていかぬ。この返事に別に思案はいらぬ筈……。」といたく急かれる模様であるけれども、輕々しく御返事もならず、話を他にそらせてしまつた……といふのである。

去月廿八日之夜、又召候而、返事は何かと御意候。其已前柳但州とも、所々内談申候。但州被申様には、江戸を住宅に仕、上方へくつろぎ申も、上方住宅にて江戸へ召候時參も、畢竟頼と顔の様な物にて候。是非迷惑と申、其後是非言を盡して云に、是非いやならばそれにてよ、と被仰ては、上洛も成間敷候。御意には背候て、江戸にて相果るにて可有候。さ様に候へば詮もなき事にて候間、如何様にも、御意に應ずると申て可然と被申に付、廿八日には、江戸住宅之義應御意申候。さて又公界を仕、傳長老などの様なる御奉公は、はや年過申候間、中々不罷成候間、其段を御免被成候様にと申上候。殊外御機嫌能、御祝着に被思召候由候而、已後龍慶、但馬を召し御雜談共に候。(つづく)

それから少時して二十八日の夜に、又お召しがあり、「返事はどうだ」とおたづねである。それ

以前に、但馬守とも内々相談したところ、但馬のいふには、江戸に住宅を構へて上方へ寛ぎに出かけるも、上方に住居を置いて、江戸に召されるのも、頼と顔のやうなもので結局同じ事だ。是が非でもないやだと言ひ切つてしまつて、上様を怒らせ、是れほど言を盡していふのに、それでもいやなら勝手にしろ、と云はれてしまつては、京へ歸ることもならず、御意に背いたまゝで江戸で終らねばなるまい。それではつまらぬ事であるから、此際、万事御意通りに、と云つてしまつた方がよからう、と云ふ事であつたので、廿八日登城して、「江戸に居住する事は御意通りにいたします。しかし、臺閣に出仕して、傳長老のやうな政治向きの御奉公は、老年故致しかねますから、此段はお免し下さるやうに」と申上げると、將軍家殊外御機嫌よく、御喜びであつた——といふのである。

其後又以但州申様には、江戸住宅之儀者、應尊命申候。大なる寺など引離たる所に被仰付候儀は、人をも持不申、俗方と違、出家者少年より仕立候はねば俄に人も無之候。人無之候ては寺などは難持候間、御城近く、丸之内、又間々も御意候御花畠かなどに、そとしたる事を被成被下候はば、江戸住宅は是にてもすみ申候と申上候て給候へと申候。其通被申候へば、御意には、但馬は合點不行事を申、それなれば今の我が長屋にても濟むは。我が物をも間とて、其なりに

ては人之思所もいかがにて候故、か様に御言を被爲盡候。せめて本の金地院が居成程にもして置かねば、いかにしてもならぬ。澤庵、迷惑する所ばかりをいふて、わが爲の所をば申さぬとて、御しかり被成候故、御尤之儀、合點不參候而申上候。御意を承候而合點今仕候と申ておさめ候間、寺の是非も何も此上からは御意次第と申て居申せと被申候。(つづく)

和尚はなほ住宅のことが氣になつたと見えて、その後、但馬守を通して希望したことは、「江戸住居の件は尊命に従ふが、大きな寺を遠い處に建てる事は御辭退申したい。大きな寺を造つてもそれに住む人がない。俗人と違つて出家は、何人を連れて來ても間に合ふといふわけがなく、先づ小僧から仕立ねばならず、なか／＼寺の經營はむづかしい。それ故なるべくはお城近くの丸内か、先日御話のお花畠などに、一寸した家を建て、貰へばそれで十分である、と言上してくれ」と但馬に頼んだ。但馬がその旨を將軍に申上げると、殊の外御不機嫌で、「但馬は解らぬ事を申すやつぢやな。それならば、今の貴様の長屋に居つても濟むではないか。將軍が教へをうけるための聖を、その様な所に置いてはならぬと思へばこそこれほど言葉をつくして言うとするのぢや。せめて本の金地院の居住くらゐにして置かねばどうもならぬ。澤庵の迷惑ばかり考へて、予の爲めを考へぬのか!」とお叱りであつたが、まことに御尤もの次第で、「御意を伺つて初めて氣がつかしました」と恐縮して引退つたから、此上は何もいはず、御意次第にして居るがよからうと、

但馬からの注意があつたので、それに随ふ事にしたのである。

品川御殿山の茶會

今日朔日、於品川御茶可被下とて兼而上意下り候。伊掃部殿、土大炊殿、酒讚州殿、阿部豊後殿、堀田賀州、我等六人、御殿にて御振舞被下、御茶屋にて御茶被下候。此御茶屋は先月新しく被仰付候。海は不珍候とて岡の景を表にあて被仰付候。景無所殘候。御茶入セイタカ肩衝、北碕の墨蹟、無類の物にて候。頑極と申す祖師の道號にて候。彈正花入、信濃釜にて候。御茶過、御炭被成候。御茶已後の炭など見申せとて各見申、其後仰出に五人之衆へ、澤庵は我が物をも問ひ折々二ノ丸へ召候。さ候へば江戸に住宅を被定候様にと思召、主は殊外迷惑がりなれども、後々までの爲にてもある、品川は景もよし、時々はわが慰にも來る所なる程に、此所に好地を見定、寺を建立して田地をも此まはりにて付候而可置と思ふ程に、皆々さま様に心得申せとの御意に候。年寄衆さてく澤庵は忝義、さてもくか様之儀御座有間敷き仕合に御座候。出家の儀は、行ききに一所之地をも開き申すが役に候に、寺を被仰付、知行田地之事迄、か様御意とある事は中々之儀にて御座候。澤庵忝く被存せうなどと御挨拶被申候。とかく候て、

年寄衆は江戸へ罷歸られ候。暮迄御座被成候。愚老も罷歸なとて御留候て居申候。衣更にて候故、上様も御歌被成候。

けふよりはかすみの衣ぬきかへて心ともにはるゝ海山

我に霞を可申請由申候て、

けふとてや富士の高峰もつくばねも霞の衣ぬきかへぬらし

と申候へば、中々此方の霞はやらぬ、別に不申候ては不叶候とて、御邪れことにて、又よみ申候。

いく度もかへてきなまし君が代は岩尾もつきぬ天の羽衣

と申候。殊外御機嫌能及暮又御膳あがり候。澤庵も最前のまゝならばめしがよからふと御意候て、膳と御意にて、御同座に、御相伴に御めしなど被下、其已後も度々さま様に御さはぎ何共可申様も無之、御懇の段筆書にも難申事共に候。彌迷惑仕候。(つづく)

四月一日品川に於て御茶のお催しがあるとお前振れがあつて、井伊、土井、酒井、阿部、堀田の諸閣老と和尚と六人招かれて、御殿で會席のお振舞をうけ、お茶席でお茶を頂いた。このお茶席は先月新築されたもので、海は珍らしくないとて、岡の景を正面にして建てられてゐる。庭の眺めが實によい。扱お道具を拜見すると、御茶入はせいたか肩衝、床は北碕(諱は居簡、無準

師範、痴絶道冲などと並び稱せられる宋代禪門の巨匠、日本禪に多くの關係を持つゝの墨蹟、無類の逸品である。横物で文字は頑極といふ支那の禪僧の道號である。彈正花入、信濃釜いづれも結構の名物揃ひ。御茶のお手前が終つてお炭をなさる。上様得意と見えて、「お茶の後の炭、見るがよからう」との御意で各拜見する。

さてその後で仰出されたのが、新寺建立の件である。仰せには、「五人の衆へ申渡すが、知つての通り、澤庵は予が物を聞くために度々二之丸へ呼んでをる。就ては江戸に住宅を定めたいと思ふので、本人は迷惑がつてをるが、後々の爲めである。品川は景もよし、予も時々樂みに行くところ故、そこに適當の敷地を定め、寺を建立し、田地を附けて置きたいと思ふから、皆々左様心得てくれ。」との御説。是れを聞いた年寄衆、和尚に向つて悦びを述べ、「さて〳〵難有き仕合、かゝる事は今までに例のないこと。出家といふは、行く先〳〵に土地を開き、寺を建てると申すが、かやうに將軍家のお聲がかりで寺が建ち、知行田地の事まで上様の御差圖とあるからは實に大したもの。和尚も定めし祝著に存する事で御座らう」——など挨拶して、閣老らは歸つ行つた。將軍は日暮までおいでになり、

「澤庵は歸らずにゆつくりして行け。」と和尚を引き留め、折柄衣更の日とて、和尚を相手に上様も御歌を遊ばす。

暮に及んで、御食事が始まる。「澤庵も最前のまゝ、何も食はずにゐるならば、めしにしたらよかう」と洒落させられ、「膳を」と御意にて御同座で御相伴しつゝ御振舞に與る。かやうに「御懇の段筆書に難申」い次第であるが、いよ〳〵迷惑するばかりである——。

これで新寺建立の一件は片ついたが、その交換條件といふわけでもないが、この機會に上洛のお許を堀田賀州を通して願ひ出た。京都へは是非行かねばならぬ用事もあり、少々中風の氣味もあり、先師一凍の年忌にも當つてをり、旁々上洛を願ひ出たところ、明晩（十二日の夜）登城せよ、とのお手紙である。大方お暇は出ない事であらうと思つたが、さうではなかつた。

將軍の懇情が何よりの迷惑

か様に御懇なる事は前代にも有間敷と皆々被申候。其儀者皆々如被申にて候へ共、我々の身には、今二三年までも不存餘命之中、心に不應身に罷成候事、此一生を捨てたる上に、又捨申様に存候て迷惑仕候。今まで捨申は万事時代心にも不合候故、我と思つて申候。此度の儀を思は、又淵へ身をすて申と存計に候。右に申おとし候。朔日に御茶被下候。年寄衆は、御茶の御禮に御城へ御出候。我等は御禮に參身にても無御座候故、不罷出處、朔日二日三日四日迄も沙

汰なしに居申候。然者御意には、澤庵は年寄共方へも、又本丸へも不罷出かと御尋被成候。加賀殿被仰様には、イヤ今日迄罷出候躰は無之候と被申候へば、今日四日四つ時分、加賀、澤庵を同心して本丸へ参、年寄共にも時儀を申様に仕、それより直に二之丸へ参候へと、但馬に同心にと御内證候間、罷出候てと、賀州被仰聞、賀州まで参候へば、城へ同心すべきとて被召連、年寄衆へ品川にての仕合忝存候。御取成頼入由申て、二之丸へ参候。こなたからは御禮とも何共心も不付候を、何もかも御さしづにて、か様に様子よき様に年寄衆の前までを御調被成様に被成候事共は、可申様も無之候。か様に御座候程迷惑に存候。(つゞく)

これほど御懇な將軍の待遇は、いまだ類例のないことと、周圍の人も澤庵和尚を羨んだほどであつたが、澤庵の身にとつては、あと二三年しかないと思ふ命であるのに、かやうに有難くない境遇になるといふことは、捨てたこの身をまた捨てるやうなもので、迷惑千万である。

自分が已に世の中に見切りをつけたのは、万事が我が心に添はぬ、いやな事だらけの世の中であるがためであつたのだが、今またこのやうな迷惑な事になつては、淵に身を投げるより外に仕方がない。先日のお茶の會に招かれた闇老達は、御禮言上に城中へ出たが、自分などはお禮に出るほどの身分でもないので、そのまゝにして數日過してゐると、上様が、「澤庵は年寄衆か、本丸へでも禮に來たか」とおたづねである。加賀守が、「イヤ今日迄参つた様子も御座りませぬ」と申上げると、

「では今日、四つ時分に、其方、澤庵を同行して本丸に参れ。そして老中へも一言の挨拶をさせい。但馬ともく直ぐ本丸へ参れ」との御内命。

その由、賀州から内達があつたので、賀州の許まで行くと、「すぐお城へ参らう」といふ事で、一緒に登城する。新寺建立の件につき、何分よろしく、と老中に挨拶して二之丸へ上る。こちらでは御禮の事など氣づかずにあるのに、何から何まで將軍直々のお差圖で、老中の手前も工合よく、誠に痛み入る次第だが、これほど御懇を盡されるだけ迷惑に思ふのである。

紫野の事なども近年入院も未罷成候。か様の事も御仕置も被成度との儀にて候。其外紫野の爲にも悪事有間敷と御意にて候間、訴訟申候はば、便にも可成候へ共、何にても訴訟申儀も有間敷候。不久餘命、年來の望、音信不通之山中、因但之間にと、半年引籠り相果度などと存候願相果候。不及是非儀候。猿が人のまねを仕から、綱をおとがひにつき申候ごとく、我からの儀に候。因果歴然と存計に候。御暇被下候はば、上洛申、貴面に万々可申入候。(下略)

紫野大徳寺の問題も、あのまゝになつてゐて、近年は出世入院の式を擧げることも出来ぬ有様であるが、將軍は、此の問題も解決したい意向らしい。その外、紫野のために悪いやうにはしないとの事であるが、餘命も最早長いことではなし、世を捨て、因幡か但馬の山の中に隠遁して

死にたい、と思つてゐた年來の望みも、今は斷え果ててしまつた。これも仕方のない事である。猿が人眞似をするから綱を喉に引つけて苦しむので、因果歴然といふより外はない。お上からお暇が出たら上洛し、久しぶりでお目にかゝり、いろ／＼お話したいと思ふ……。

澤庵和尚は、將軍が寺を建て、くれるといふのに悦ばないで、寧ろそれを迷惑に思つてゐる。今を時めく天下の將軍を大檀那とし、その信望を一身にうけ、僧として日本一の大果報を持ちながら、それを迷惑に思つて、ひたすら山林閑居を求めてゐる。これはどういふわけであらう。一つには和尚の性格による事であり、一つには時代に對する絶望感から來てをり、一つには自己の責任感からも來てゐると思ふ。和尚は皇室の御尊崇淺からざる大徳寺の出身であり、その大徳寺の法度問題で幕府に罪を得て流罪になつた身である。而もその法度問題は、かしくも後水尾上皇の御退位といふ皇室の重大事件を惹起する本となつたので、さういふ経緯の間に處してゐる和尚が、徳川幕府から思ひもよらぬ厚遇信任をうけるといふ事は、その信任が深ければ深いほど、和尚自身にとつては迷惑であつたに違ひない。その氣持を細川忠利に宛てた書翰の中にも書いてゐる。於品川一寺建立被仰付候。か様之儀も老後無餘命、分別に不能儀候へ共、不及異儀子細故、無是非候。

將軍家に於ては、自分の爲に品川に寺を建て、くれることになつたが、老後の事であり、どうしてよいか解らず、斷るわけにも行かないで困つてゐるといふのである。又小出吉英に宛てた七月二日附の手紙にも、

品川一寺被仰付候。八木勘十奉行被仕候。同國之好を思召被付候。寺領五百石、即品川ニテ被仰付候。如御書中、外聞も私身上ニハ願申儀無之、増て六十六之後、餘年今一兩年と存候に大の苦勞受身申事、此生取失申とより外不存、殊繫猿に罷成在府仕事、一生ノ浮沈相驚候へ共、いなと申がたき様子、段々難遁、此體高察之外之心底に御座候。

新寺建立の普請奉行に、八木勘十といふ和尚の同國人を選んで云ひつけた處にも、將軍の心つかひが見られる。前便に新寺建立事を聞いて、小出吉英も和尚のために名譽なことに慶祝の意を表して來たと見えて、自分にとつては、外聞などを願ひ求める氣持は更に無く、餘命も一二年と思ふのに、えらい苦勞を引き受け、一生涯の大失敗としか考へられぬ。繫ぎ猿のやうな窮屈な身になつて江戸に住はねばならぬとは、我身の變化只驚くより外はない。のつびきならぬ今の身の體たらくは、實以て御察しも及ばぬほどの心中の苦しきである、と述懐してゐるのである。

將軍の厚遇に對する澤庵の苦衷

さういふ譯で、品川に寺を建て、貰ふ事は、和尚にとつては、有難迷惑どころでなく、内心非常に苦痛であつたのだが、我儘を押し通して斷るわけにも行かず、已むを得ず承諾を與へたのであつた。これらの手紙の文句は、單に表面の辭令であつて、内心はまんざらでもなかつたらう、との推測が下せぬこともないが、和尚の性格や立場等から考へて、それは當らぬ憶測だと思ふ。尤も出家の身として、信者さへあれば有縁の地に寺を開き法を説くといふことは當然な事で、澤庵和尚にしても堺の祥雲寺や、柳生の芳徳寺などは自ら進んで開堂してゐるのであるが、徳川家によつて寺を建てられ、そこに住まねばならぬといふ事は、從來の行きがかりからも、またその勤皇思想の上からも、心の進まぬものがあつたに違ひない。それにまた、孤獨閑寂を愛する和尚の根本性格から云つても、時代に絶望せる心境から云つても、大寺院の護持經營は、その好まぬ處であつたであらう。而もそれを引きうけなければならなかつた處に、その苦衷があつたのである。澤庵和尚は、かうした晴れやらぬ氣分を轉換する目的で、新寺の出來上るまで一ヶ年、暇を乞うて旅に出た。それは先師古鏡禪師の三十三回忌を營むためでもあつたので、先づ堺に入り、四月廿三日、南宗寺で古鏡の佛事を營み、それから大和の柳生村に行き、但馬守建立する處の神護山芳徳寺の開堂式を擧げ、再び堺に歸つて南宗寺に滞在した。その間に京都に入り、大徳寺に先師の塔を拜して、それから、郷里の但馬に行かうとしてゐると、觀修寺中納言經廣を使として、

後水尾上皇から御召しがあり、折から九月九日の事であつたので、和尚は仙洞に伺候して佳節を賀し奉り、別殿に於て玄談數刻に及び、その後お召に預ること度々に及んだ。細川忠利に宛てた九月十日附の手紙にその事を書いてゐる。

仙洞御所に原人論進講

(七月)十六日に江戸罷立、同晦日京着仕候。八月十二日に堺へ罷下候處、院參可申之旨候而、自傳奏御使者候而、九月八日に上洛仕、即九日に院參申候。猶切々可被召候御用共候間、今少在京仕様にと勅諭にて候間、當月も兎角仕候は、於京都暮し可申候。又十月十日小出吉英に宛てた手紙には、

仙洞干今御抑留候間切々、院參仕候。原人論申物講釋可仕由候故難遁、爲其逗留仕候。諸公家、諸門跡御聽衆にて候故、難儀仕候へ共、勅命難遁、不及是非候。當月中懸り可申候。其故内見仕候として日夜心隙無之、賀茂之奥に引籠居申候。大徳寺は人多候て書を見可申様も無之候。

九月九日以来、屢々院參の光榮に浴してゐる中に、『原人論』を御進講申すべき御下命を蒙り、連續御前講演を奉仕し、公家衆、門跡衆多數陪講した。和尚はその下調べのために、月余賀茂の

奥に籠居したほどで、その光榮只だこの事であつたと思ふ。

『原人論』は圭峯宗密禪師の著で、詳しくは『華嚴原人論』ともいふ。佛教の立場から人間の本來の面目を究明したもので、本覺の眞心を以て天地万有の本源となし、一切衆生本來是れ佛なる事を示した華嚴宗の名著である。

この『原人論』の御進論は大いに歎慮に適ひ、畏くも『皇朝類苑』一部、青磁香爐、紫石硯を賜つた。澤庵和尚はその皇恩の厚きに感激し、「朝恩様々忝義候。拜領色々以御目錄、從勸修寺殿被仰下候。」と書いてゐる。又「昨日御禮ニ致 院參候」大方隙明申様候」とも書いてゐる。

朝恩は更にそれに止らず、十月朔日附を以て、和尚に國師號宣下の優詔が下つた。しかし和尚はこれを謹んで拜辭した。それは、古から國師號を賜るものは、皆名徳の高僧であつて、不肖の野衲の如きその器でない、といふにあつた。そして大徳寺の二世、徹翁義亨に禪師號のみあつてまだ國師號のないのを遺憾とし、これに追贈を乞ひ奉り、その嘉納を得、十一月廿五日、徹翁に對し、天應大現國師の諡號の御宸翰を賜つた。和尚大にこれを喜び、大衆を大徳寺の法堂に集めてその宸翰の捧讀式を舉行した。

『東海和尚紀年録』にはこの間の消息を次の如く誌してゐる。

蓋し師の己を辭して榮譽を曩祖に讓る者、世以て之を美談とす。加之、初め仙院の聖聰に達す

るや特に歸崇の叡信を増し、後台府の賢聽に入つて稱嘆の嘉言を留む。於戲謙退之徳、偉なる哉、盛なる哉。

東海寺落慶入寺

忘れ難き感激の年も暮れて、明くる寛永十六年の春三月には、京都を立つて一年ぶりで和尚は江戸に歸つた。歸つて見ると、品川の新寺は立派に落成して居り、台命によつて東海寺と名命して入寺供養し、開山第一祖となつた。

一昨日二之丸にて御目見へ仕候。一段御機嫌に而、近比に被成替。御茶屋路地、御數寄屋無殘御見せ被成、仰山里の奥之芝原にて御留之茶共候。忝次第共、退出仕候。昨日ハ大僧正へは不參候へば、述懷被仰候間參候。歸様に乍次以參可申與存候へ共、及暮候間草臥申、彼是先へ取過候。明日は品川へ移申候間、自彼地緩々と可申入候。

江戸に歸つての將軍への最初の對面である。和尚の歸來を待ち兼ねてゐた家光の悦びは一方でなかつた。五月九日には、將軍東海寺へ初のお成りと定まつてゐたが、御氣分すぐれずといふ事で延期になつた。和尚はその事を細川忠利に報じてゐる。

今日の御成は天氣故御氣重候而延申候。先程御上使被下、始而之御成にて候間、御氣もうきうきと無御座候へば御心に懸候。澤庵心に態り可申思召候而被延候由、御念入、御理に候。今日、將軍家最初のお成の筈であつたが、天氣工合で氣が重く、心が進まぬので延期となり、上使を以てお斷りがあつた。初めてのお成であるから、氣が浮々としてゐなければ面白くあるまい。氣重で居つては、澤庵も心配するであらうと、御念入りの御意にてお取止めの由、誠に恐縮の外ない。

越えて五月十九日に將軍家晴れの東海寺御成がある。それを小出吉英に報じてゐる。

今日之御機嫌無所殘儀候。其段可被心安候。

今日の歌に

久しかれ寺もにいばりつくば山海となるまで君が代なれば

如此申候。万々期貴面候也。

これで新東海寺への澤庵和尚の入寺も済み、家光將軍の御成りもあり、とにかく一先づ落ちつたが、和尚がいよ／＼江戸に定住することになると、今度は前よりも登城の度數が多くなり、時としては城中に夜を徹するやうな事もあつた。

愚拙儀、此間はさしつどひ隙無之と迷惑候。(中略) 十二日、又昨日も登城申候。鶏鳴に歸寺仕候。昨日は殊外御機嫌よく候而、八ツ時分御振舞被下、又源太夫に山里月出候を、御茶湯御花など被爲入、御茶被下、御相伴にて御會席被下、御歌共數首御座候。前前は御詠共殊出來申候。私にも十首被仰付、當座を仕候。か様に深更などに成にては、品川へ罷歸事も成間敷候間、か様の時は江戸に宿所無之ては成間敷候間、烏丸居被申候所を申付候よし、中根殿へ被仰渡候。山里を模した庭の木立の間に月の上つたのを看に、御茶の湯があり、御花の作法があつて御會席の御膳が出る。そのお相伴をする。將軍が歌をよまれる。和尚も所望されて即席に十首を詠む。かやうな事で夜を更かす事が度々に及び、品川へ歸る事も出來なくなるので、將軍は、和尚の爲に江戸に中宿を置かうといふことになり、中根にその事を云ひつけたのである。同七月廿六日には「愚老氣相致本復候故、應召令登城候」とあり「一昨日は八ツ時分より御前へ罷出候て夜半迄居申候」とあり、「廿九日には當寺にて御齋參候様に朝涼に被成御出候はゞ常住躰可申候」とある。將軍が東海寺で食事をとるやうに、朝の涼しい中から御成であるといふ。將軍の遊山氣分もさる事ながら、和尚もこれには弱つたと見えて、常住お寺で食べるものを出してもてなさうといふのである。

澤庵漬の饗應

澤庵和尚が澤庵漬の創始者である事は一般の常識となつてゐるが、その澤庵漬を賞美し、これを宣傳したのは家光將軍であるといふことであるから、恐らく將軍の東海寺お成の時に澤庵和尚にもてなされたのが縁になつたのであらう。

『耳袋』といふ書物に左の如く書いてある。

公事によりて品川東海寺へ至り、老僧の案内にて澤庵禪師の墳墓を徘徊せしに、彼の老僧、禪師の事物語りの序に、世に澤庵漬と申す事は、東海寺にては貯へ漬と唱へ來り候由。大猷院様品川お成にて、東海寺にて御膳召上られ候節、何ぞ珍らしきもの獻じ候様御好の折柄、禪利何も珍らしき物無之、たくわへ漬の香の物ありとて、香の物を澤庵より獻じければ、貯へ漬にてはなし、澤庵漬なりとの上意にて、殊の外御賞美ありし故、當時東海寺の代官役をなしける橋本安左衛門が先祖、日々御城御臺所へ香の物を、青貝にて粗未なる塗の重箱に入れて持參、相調へけるよし、今に安左衛門が家に右重箱は重寶として所持せしと、彼の老僧のかたり侍る。これが澤庵漬に關する唯一の文献であるが、頗る惡文で要領を得ない。澤庵漬の元の名が貯へ

漬であつた事、澤庵漬の名が將軍家光によつて付けられた事、などが解るだけで、その澤庵漬の前身たる貯へ漬が、澤庵和尚の創製にかゝるものであるかどうかはこの文だけでは判然しない。しかし、『嬉遊笑覽』『古事類苑』等の飲食部には、澤庵漬を和尚の創製にかゝるものとしてゐるからさう信じて差支なからう。

同八月十日、將軍が東海寺へお成になると、同十五日には御召によつて登城である。「十五日に御城へ召候而、十五、十六、兩日迄御城に居申、十七日に爰元へ罷歸、云云」とあつて、三日間滞在のことが見え、同九月十五日に又將軍東海寺へお成がある。その前々日、細川忠利に與へた手紙に、

今夜者、本朝には明月の甞に候故、左様に御志にても候か、御成と自先御誕候。此分に候はば天氣も可然存候。

そして、その當日十五日に小出吉英に與へた手紙には、「御成にて御機嫌よく終日及暮被成御座候。月は散々の義候。殊村雨仕候云々」とあつて、折角の明月も村雨のために眺める事は出来なかつたが、將軍は御機嫌にて終日暮まで御遊びであつたといふのである。

十七年四月には和尚のために郭内に屋敷を賜はつた。甚だ壯麗につくられてゐた。その年九月十六日には、品川の御殿に將軍家成らせられ、毛利甲斐守がお茶を上る。甲斐守一

首奉れとの上意に、昨日終日雨の降つた事を、

降雨もけふとやはるゝ我君を待得し山のかひはありけり

和尚も乞はるゝまゝに

夕ぐれを惜しみをしまじ木間よりはやさしのぼる海こしの月

此の時の茶會のこと『寛永日記』に、「將軍家は、巳の上刻御城を出御有つて品川に着、御先常の御殿に入御あり。時に毛利秀元御迎として御殿に伺候す。今日天氣能して御成仕合の由御會釋あり、御先へ來るべきの由上意あり。」

その頃澤庵和尚は將軍に調する度毎に、元和法度以來、大徳寺出世禁制につき、本寺に住職する者乏しく、宗門の衰微たゞこの時であるから、往昔の例に隨つて出世住山の儀お許し願ひたしといふことを屢々申し上げたので、この年になつて、大徳寺の江月、天祐、妙心寺の暉岳、十翰の四老を江戸に召され、法度問題解決の緒が開かれることになつた。

法度事件の解決

十八年になつて、將軍は、大徳寺妙心寺の出世問題を和尚に一任し、その自由裁量に委ねよう

としたが、和尚は巳に頽齡に及び、明日の存亡も計り難いからとの理由でこれを辭退し、只大徳妙心の寺格を復舊の印を賜つて、永世の證としようといふ事をお答へした。しかしそれは將軍には氣に入らなかつた。將軍の心では、只和尚の名聲を擧げようといふに外ならなかつた。

十八年三月廿八日に、和尚を城中に召し、老中酒井讚岐守忠勝、京都諸司代板倉周防守重宗、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、阿部對馬守重次(以上老中)、松平出雲守勝隆、安藤右京進重長、堀式部少輔直之(以上上社奉行)等列座の上、酒井忠勝が將軍の意を傳達していふには、大徳寺、妙心寺住職の儀は權現様の御嚴制を守つて多年法禁を嚴にして來たが、佛法興隆を念とせられるため、寛宥の御沙汰あり、今より後は練行年齢相應の者があるならば、入寺開堂先規の通りに行つてよい。但し、京都諸司代に告げてその旨を朝廷に上奏すべしとの事である。和尚はこの御沙汰を難有くお請けして、將軍の意を江月外の四老に傳へた。その時澤庵は自筆の覺書を認めてゐる。

大徳寺、妙心寺入院出世之儀、於三武州江城之殿中、酒井讚岐守殿、板倉周防守殿、松平伊豆守殿、阿部豊後守殿、阿部對馬守殿、松平出雲守殿、安藤右京進殿、堀式部少輔殿各列座にて、讚岐守殿御申渡候口上之趣は、

上様之御意に、權現様御法度之旨、一々殊勝に被思召候故、近年入院之儀被爲押置候得共、爲

法興隆被思召候間、修行全備、年齢恰合之時分、入院仕候様、左あれば、御法度の内言上儀、爰元迄者、遠路其上御用繁候間、京都諸司代に相談仕
 綸旨を申降、如先規入院出世仕旨、御諒候。板倉周防守殿折節參合候故、此旨被仰渡候。

寛永十八年三月廿八日

東海寺宗彭

こゝに於いて、兩寺の衆侶、積年の愁眉を一時にひらき喜ぶこと限りなく、和尚が權勢に近けるを謗れる者もこゝに至つて恥づる者も多かつたといふ。實に澤庵和尚は、大德妙心兩寺を再興の祖といふべきである。因て六月廿一日には、機庵宗用が大德寺百七十四世に出世した。寛永の禁制以來十四年にして舊に復したのであつた。

和尚はこの事を先づ近衛關白の執事西洞院時良に報じた。

的便之條捧一封候。御所様御勇健御家門御無事候哉。先頃御書頂戴、御用繁多中、誠以辱令存候。江月、天祐、此邊明際上洛被申、大德寺邊之儀無相違、以先規可致入院開堂之旨被仰出候。先以大慶此事候。無相違以叙慮可[□]舊規之段、本山之悦此節御座候。此等之趣、被仰上可被下候。恐々謹言。

次に南宗寺の弘首座に與へてこの事を報じてゐる。

(前略) 舊冬已來兩老在寺候故、日常人繁公私儀無寸隙事可有御推量候。然共大德寺之儀首尾

能相濟、年來之苦、有其功程に存、令満足候。先年東照權現御法度に當家へ言上可申様之文言候故、法度と候へば難被破被思召候故、連年滯候。舊冬兩老御下已後も、内々此事ニ殊外手間入、人不知之事様々に候へ共、漸相濟候。江戸へ言上申儀者、御用も多候へばテマ入候而迷惑に可存候間、於京都所司代ト相談申、綸旨申受、如先規入院可仕旨被仰出候。修行等之事者、不成事者、彌勒下生マデモ不成候間、其段者御法度文言候ても、手も不著事ト能々御合點參候。言上の事一段にて候つる。其段江戸へ下不被申、京都にて如前ニ仕候様に成候事、此度之規模にて候。妙心寺同時に殿中へ同心申、仰渡ヲ被聞、妙心モ烏曇花に被存悦被申候。先々愚老一世之満足此事候。此已後者待一死許にて候。早々(下略)

これに依て見ると、將軍が和尚について禪を學んだことが、禪に關する理解となり、引いて大德寺問題解決を有利ならしめたものと思ふ。

小出吉英に宛てた手紙には、

今度大德寺之事仰出之儀、御禮申上候處に、澤庵存分之まゝに云付たホドニ不足は有まいと御諒にて、一段自常御挨拶能候故、安堵仕候。堀田賀州、柳生但馬、私三人にて候。兩人も被取成様子能御座候。大德寺之儀相濟、一代之際明申候。(下略)

「澤庵存分のまゝ云ひ付けたほどに不足はあるまい」と將軍も満足の體である。「一代之際明き

申候」——一生の仕事はこれで終つた、これで重荷をおろした！ と澤庵もほがらかである。もし、寛永四年の大徳妙心の入院禁止のまままでこれが解けずにあたらば、大徳妙心の寺法相續はかなひ難く、その格式五山以下に落ちてしまつたであらう。従つて今日の隆盛を見る事も出来なかつたであらう。さう考へて來ると、澤庵和尚が將軍家の歸依をうけた事は、結局に於て大徳妙心を救つた事になつたのである。澤庵が好まざるに城中に召されて將軍の相手をし、つなぎ猿同様の窮屈な迷惑な思ひをしたのも、つまりは祖山を思へばこそであつた。之れは幕府の威を冒して流罪になつた心持と同じであつた。身を殺して仁を成す心地であつた。澤庵は身を捨て、大徳妙心を救つたのであつた。現代の禪道佛法は大徳妙心の一系の禪に外ならぬのであるが、その大徳妙心の救ひ主である澤庵はまた現代禪門の大恩人といはねばならぬ。澤庵の功績の一はこゝにある。この意味に於いても澤庵は一大徳寺の澤庵でなく、その功績は全臨濟によつて讃へられねばならぬのである。

品川問答と澤庵の意見

寛永十九年二月十九日のことである。將軍が品川南馬場の本光寺にお成りになつたことがある。

本光寺は日蓮宗にして京都妙滿寺の觸頭、江戸三ヶ寺の一である。堀田加賀守、酒井讃岐守、久世大和守、朽木民部少輔等をお供につれ、それに増上寺の意傳を召連れ、本光寺の住持日啓と念佛無間の問答をさせ、澤庵和尚にその審判をさせたことがあつた。

その時將軍、和尚に問うていふには、佛法には諸宗數多いが、その中でも淨土宗と日蓮宗とは中悪く、度々宗論といふ事を行ふが、あれは一體どういふ譯か。その宗論の勝負は、その時の問答僧の學才器量によるものであつて、言ひ負されたからと云つて、その宗が劣つてゐる譯でもあるまいし、勝つたからと云つてその宗旨が優れてゐるといふ事でもあるまい。宗旨の甲乙は定め難いと思ふのであるが、それなのに、何故宗論などはするのであるか、とお訊ねがあつた。

そこで澤庵が答へていふには、淨土宗の祖法然上人も、一宗を建立したほどの僧であるから、佛法の奥儀を見つけたものに相違なく、譬へば富士山の絶頂を極めたものである。しかし、世が末法の澆季であり、人の根氣も弱く、信力も薄く、佛法へ入り難きがため、佛法の至極を説かず、富士山でいへば六七合目まで引き下げて法を説き、衆生を濟度したのである。日蓮上人とても一宗建立の僧であるから、これも佛法の奥儀を見極め、富士の絶頂へ達した者であるが、法然よりも少し後れて法を説いたのであるから、やはり六七合目のところを以て宗旨を立て弘めたものである。法然といひ日蓮といひ、共に佛法の奥儀を極めた者であるが、これを説く相手の知識

程度が劣つてゐる爲めに、佛法の至極を説かず、中程より下の方を説いたものに外ならぬ。それに新しく説き出した教説であるから、是非得失一定せず、いろ／＼宗論などが起るのである。餘宗は何れも佛法の至極の處を説いたもの、富士の絶頂を旨として立てた宗であるから、それ／＼法の立場は替つても、分けのほる麓の道はかはれども同じ高嶺の月を見るかな、で、つまりは同じ處に歸着するので、別に論は無いのであるが、浄土宗と日蓮宗とは、宗旨の立て方が至極の處を差し置き、各祖師の考へによつて、山の半腹より下の方を説いて衆生を濟度したため、その説一定しがたく、是非の論が起るのである、と答へ、將軍も大いに感心したといふ事である。

「皆な實相に不_二相違背_一」と題して詠んだ澤庵和尚の歌に、

山さくら軒ばの梅の色香まで何をか法の外と見るべき

といふのがある。これは天台の謂ゆる、一色一香無非中道の思想を歌つたもので、諸法實相、世間相常住の佛理を示したもので、この境地に立てば、宗論などの起る筈はないのである。

浄土宗と日蓮宗との宗論は、文龜元年五月廿四日、細川政元の下知によつて薬師寺備後守の宿所に於いて、浄土宗京都本覺寺騰蓮社と、日蓮宗本國寺の住持正覺院と、二番に浄土宗の妙元院と日蓮宗賢大房との問答があり、天正七年五月廿七日、織田信長の命によつて、江州安土に於て浄土宗と日蓮宗との問答、所謂安土宗論あつて以來、慶長十三年十一月十五日、薨命による江戸

の宗論等。浄土宗、日蓮宗の宗論は絶ゆる事なく、その主題は主として念佛無間の問題で、六字の名號を唱へる時は無間地獄に落ちるといふ、日蓮所説の四箇の格言の一つである。

今、將軍家光伴ふ所の増上寺意傳と、品川本光寺住持日啓との問答もこの「念佛無間」の問題で、この宗論は、澤庵の審判により日啓の勝となつたと傳へられてゐる。これ以來、澤庵和尚と日啓とは懨懨となり、日啓は屢々東海寺を訪れたとも傳へられてゐる。

『再來田舎一休』と題する書物に、

念佛を申し、題目を唱へるのは、無益の事ではない。愚かにして佛道に入る力なく、慾心邪知深くして善心淺きものは、佛といへども救ふべきやうがない。無縁の衆生度すべからずとはこの事である。故に佛は方便を以て、直にその慾心を利用して天堂の快樂を願はしめ、その嫌ふ心を利用して地獄の苦を説き、罪の恐るべきを知らしめる。皆好悪の情によつて導くのである。諸の罪障は、皆六根から入つて心や體に禍する。故に鐘をならして耳の用を塞ぎ、珠數を執らしめて手の用を塞ぎ、佛名を唱へさせて口の用を塞ぎ、香を焼きて邪氣の穢を去り、花を立てて眼を清浄ならしめ、佛像を立て、これに心をうつし、其の相によつて善心を感じしむるはかりごと、これ外より來る邪を防いで、内の佛性を養ふ方便である。只是れ飯上の蠅を追ふと一般であるが、當分の虫薬でも念々相續して止まぬ時は、薰習していつとなく邪心を去り、善心感發して内快き